



埼玉県のマスコット「コバトン」

埼玉県農業近代化資金 例 規 集

令和5年8月
埼玉県農林部農業支援課

*** 目 次 ***

1	埼玉県農業経営改善関係資金基本要綱	本文	1
		様式	14
2	埼玉県農業近代化資金取扱要領	本文	32
		様式	54
3	埼玉県農業近代化資金取扱基準		92
4	農業制度資金集計システム処理要領	本文	98
		様式	113
5	農業近代化資金取扱い融資機関コード表		124
6	埼玉県農業近代化資金利子補給規程		129
7	埼玉県農業振興資金		132
8	農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン（国）		135

その他、国の農業近代化資金融通法や各種通知、特別融資制度推進会議設置要綱は農林水産省のホームページに最新版がありますのでご覧ください。

★「農林水産省 資金 法律」で検索

※推進会議設置要綱は「農林水産省 公庫 法律」で検索

埼玉県農業経営改善関係資金基本要綱

目次

第1 趣旨

第2 対象資金等

第3 農業者の手続等

1 経営改善資金計画書の作成等

2 融資審査

3 債権保全措置

4 その他

第4 窓口機関等

第5 窓口機関・融資機関・保証機関等の手続

1 窓口機関の融資相談対応等

2 窓口機関から関係機関への通知

3 融資機関相互の分担関係の基準

4 融資機関等の審査

5 融資審査結果の窓口機関への通知

6 借入希望者への通知

7 融資実行後の措置

第6 その他

別紙1（第3の1関係）借入申込希望書兼経営改善資金計画書、個人情報の取扱いに関する同意書（(1)又は(2)のいずれかを使用）

別紙2（第3の1関係）認定新規就農者の貸付けに関する意見書、確認書

別紙3（第3の2関係）経営改善資金計画書の審査の考え方

別紙4（第5の2関係）経営改善資金計画認定通知書

別紙5（第5の6関係）前向き制度資金借入申込の融資の可否通知書兼審査の結果通知書

別紙6（第5の6関係）前向き制度資金借入申込の融資審査状況通知書

参考様式1（第3の4関係）○年の経営状況報告書（△年目）

参考様式2（第5の6関係）融資審査等総括表

参考様式3（第5の6関係）借入申込書

参考様式4（第5の6関係）借入申込書兼債務保証委託申込書

第1 趣旨

本要綱は、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）の目指す効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、経営意欲と能力のある農業の担い手（単なる生産者ではない経営者）が経営改善を図ろうとする場合に、必要な長期資金が的確に供給されるようにしようとするものである。

第2 対象資金等

1 本要綱の対象とする資金（以下「本要綱対象資金」という。）は、次の資金とする。

資金名	資金の性格等	経営改善のための一般的な長期資金（有利子）
<p>1 農業近代化資金 （農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項に規定する農業近代化資金であって、農業近代化資金融通措置要綱（平成14年7月1日付け14経営第1747号農林水産事務次官依命通知）第2に定める資金及び農林水産省経営局長が別に定めるものをいう。以下同じ。）</p> <p>① 認定農業者向け（注1、2） ② 認定新規就農者向け（注4） ③ その他担い手向け</p>	<p>農協等の民間金融機関の貸付けのうち政策的要件に該当するものに利子補給</p> <p>〔2の資金との併せ貸しも可能であるが、同一融資対象への併せ貸しは行わない〕</p>	
<p>2 株式会社日本政策金融公庫資金（以下「公庫資金」という。）</p> <p>（1）農業経営基盤強化資金 （スーパーL資金）（注3） （農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知。）第3に定める資金をいう。以下同じ。） 〔認定農業者向け〕</p> <p>（2）経営体育成強化資金（注5） （経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知。以下「育成強化資金実施要綱」という。）第2に定める資金をいう。以下同じ。）</p> <p>① 認定新規就農者向け ② その他担い手向け</p>	<p>・償還期限の長いもの ・資金規模の大きいもの ・農地取得を含むもの等、農協等民間金融機関で対応し難い場合に株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が融資（直接貸付けを基本とするが、転貸方式も可能）</p> <p>〔2（1）の資金については1又は2（3）の資金との、2（2）の資金については1又は2（3）若しくは（4）の資金との併せ貸しも可能であるが、同一の融資対象への併せ貸しは行わない〕</p>	

<p>(3) 農業改良資金（注6） （農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知。以下「農業改良資金基本要綱」という。）第3に定める資金をいう。以下同じ。） 〔その他担い手向け〕</p>	<p>新作物分野・流通加工分野・新技術にチャレンジする場合に、公庫が無利子資金を融資（直接貸付けを基本とするが、転貸方式も可能）</p> <p>〔1又は2（1）若しくは（2）若しくは（4）の資金との併せ貸しも可能であるが、同一の融資対象への併せ貸しは行わない〕</p>	<p>特別の場合の長期資金（無利子）</p>
<p>(4) 青年等就農資金 （青年等就農資金基本要綱（平成26年4月1日付け25経営第3702号農林水産事務次官依命通知）第3に定める資金をいう。以下同じ。） 〔認定新規就農者向け〕</p>	<p>認定就農計画の目標達成を図ろうとする場合に、公庫が無利子資金を融資（直接貸付けを基本とするが、転貸方式も可能）</p> <p>〔1又は2（2）若しくは（3）の資金との併せ貸しも可能であるが、同一の融資対象への併せ貸しは行わない〕</p>	

- (注1) 「認定農業者」とは、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）の農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）の果樹園経営計画を含む。以下同じ。）の認定を受けた農業者をいう。
- (注2) 認定農業者である法人の構成員又はその構成員になろうとする者を含む。2の公庫資金について同じ。
- (注3) クイック融資（スーパーL資金）による農業経営基盤強化資金の融資審査の手続等については、「クイック融資による農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金の融資手続等について」（平成19年3月30日付け18経営第7836号農林水産省経営局長通知）に定めるところにより対応するものとする。
- (注4) 「認定新規就農者」とは、基盤強化法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。
- (注5) 経営体育成強化資金を借り入れる場合であって、負債の償還負担を軽減しようとする計画内容を含む場合は、農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年5月1

日付け 13 経営第 356 号農林水産事務次官依命通知) により対応するものとする。
(注 6) 農業改良資金のうち、農業改良資金基本要綱第 4 の 1 に定める者が同資金を借り入れる場合の手続については、同要綱に定めるところによるものとする。

- 2 認定農業者が経営の多角化等を目指して設立した法人が行う農産物の加工又は販売の事業については、施設資金等として、スーパーW資金（アグリビジネスの強化を推進するための金融措置（平成 18 年 3 月 31 日付け 17 経営第 7210 号農林水産事務次官依命通知）第 2 に定める資金をいう。）の融通を受けることが可能である。

第 3 農業者の手続等

本要綱対象資金の融通については、それぞれの資金の要綱において定めるもののほか、各資金共通の借入希望者（融資を受けようとする者をいう。以下同じ。）の手続等は次に定めるところによるものとする。

ただし、1 の(6)の窓口機関は、借入希望者が特定の資金を特定の融資機関から借り入れることを希望する場合は、その意思を尊重し、

ア 農業近代化資金の借入れを希望する場合は、借入希望者が取引している又は取引を希望する民間金融機関（農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫又は信用協同組合）に

イ 公庫資金の借入れを希望する場合は、公庫の支店に

ウ 機関保証を希望する場合は、さらに、農業信用基金協会に

1 の(1)の借入申込希望書兼経営改善資金計画書（別紙 1 の(1)又は(2)）（以下「経営改善資金計画書」という。）を回付すれば足りるものとし、以後は回付を受けた各機関が融資手続を行うものとする。

なお、この場合におけるそれぞれの融資機関が行う手続等については、本要綱で定める窓口機関の手続等（第 5 の 2 の(1)から(3)までを除く。）に準ずるものとする。

1 経営改善資金計画書の作成等

(1) 借入希望者は、

ア これまでの経営状況はどうなっているのか

イ 経営改善（認定就農計画の目標を達成するための取組を含む。以下同じ。）のための計画は適切であり、実行可能か

ウ 経営改善のための計画が実行された場合に収支はどうなるか、融資返済は可能か

等について、自ら真剣に検討の上、おおむね 5 年間の経営改善資金計画書を別紙 1 の(1)又は(2)により作成し、(6)の窓口機関に提出するものとする。

なお、借入希望額が個人にあっては 700 万円以下（青色申告を実施しているものは 1000 万円以下）、法人にあっては 3000 万円以下であり、かつ、直近期末の総借入残高が直近期（特別の事情がある場合は直近期の前期）の農業粗収入及び農外収入の金額の合計額（借入希望者が法人である場合は総売上高）以下となっている借入希望者及び東日本大震災により著しい被害を受けた又は新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報

告されたものに限る。)である感染症をいう。)により経営に影響が発生している等の借入希望者(以下「被災借入希望者等」という。)にあっては、別紙1の(1)又は(2)の経営改善資金計画書のうち別紙1の(1)又は(2)の収支計画例又は金融機関の所定様式を用いて作成されたもの(以下「収支計画」という。)の作成を省略することができるものとする。ただし、今後5年間の間に本要綱対象資金の借入れを予定している場合、負債の整理に必要な長期資金の借入れを含む場合又は借入希望者が認定新規就農者である場合は、経営改善資金計画書のうち収支計画の作成を省略することはできないものとする(ただし、被災借入希望者等を除く。)

- (2) 認定農業者にあっては農業経営改善計画書及び農業経営改善計画の認定書の写しを、認定新規就農者にあっては青年等就農計画書、青年等就農計画の認定書の写しを併せて提出するものとする。

なお、指導農業士(これに類するものを含む。)等(以下単に「指導農業士等」という。)から農業経営の指導等を受けている認定新規就農者が、当該指導農業士等から、別紙2の(1)の認定新規就農者の貸付けに関する意見書(以下「意見書」という。)の交付を受けている場合は、この意見書を上記の書類に併せて提出するものとする。

- (3) 借入希望者が、飼養衛生管理基準(家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第12条の3に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。)に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、都道府県から飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受け、この確認書類を経営改善計画書に併せて提出するものとする。

- (4) 借入希望者は、経営改善資金計画書の作成に当たり、助言・指導を必要とする場合(経営改善資金計画書の記載不備を理由に、(6)の窓口機関に受理を拒否された場合を含む。)は、融資機関及び関係機関(県、市町村、農業委員会、担い手育成総合支援協議会、青年農業者等育成センター等をいう。以下同じ。)等に相談することができるものとする。

なお、借入希望者は、インターネット等を活用して資金に関する手続を行っている融資機関及び関係機関等に対しては、インターネット等により手続を行うことができるものとする。

- (5) (6)の窓口機関は、借入れの審査に当たり、借入希望者が認定新規就農者である場合には、県に当該認定新規就農者に係る意見書の作成を依頼するものとする。これを受けて、県は、必要に応じ関係機関の意見を踏まえ、当該認定新規就農者に係る意見書を作成し、窓口機関に送付するものとする。

この場合において、当該認定新規就農者が(2)の規定による指導農業士等の意見書を提出している場合には、県は、自らの意見書に代えて当該指導農業士等の意見書の内容が当該指導農業士等の人格・能力等からみて適切である旨の別紙2の(2)の確認書を提出することができるものとする。

- (6) 経営改善資金計画書等((1)及び(2)の規定に基づき、借入希望者等が、並びに(5)の規定に基づき県が窓口機関に提出する書類。以下同じ。)の提出先は、第4の1に定める窓口機関とする。

なお、借入希望者は、最寄りの窓口機関が分からない場合は、県(農業制度資金

担当課又は農林振興センター等)に照会できるものとする。

- (7) 借入希望者が融資の可否についての回答を受けるまでには、1月半程度かかることから、このことを考慮の上、借入希望者は実際に資金が必要な日より極力早い時期に窓口機関に経営改善資金計画書等を提出するよう配慮するものとする。

2 融資審査

- (1) 第5の2により窓口機関から経営改善資金計画書等の送付を受けた融資機関は、経営改善資金計画書について、借入希望者の経営能力及びそれを反映する経営状況を基に、別紙3の融資審査の考え方を参考として、
- ア 農業者の経営能力及び研修実績等からみて、経営改善のための計画は適切であり、実行可能か
 - イ 経営改善のための計画が実行されれば、どの程度収益が改善又は向上し、その結果、融資の返済が可能となるか
 - ウ 当該作目の被災、価格変動等のリスクに対して、農業共済及び収入保険（農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済事業及び農業経営収入保険事業をいう。）に加入するなどの対応策は検討されているか
- について責任をもって判断するものとする。
- (2) 融資機関は、(1)の判断に際して、必要がある場合には、農業者の経営能力等に関し、関係機関の意見を聴くものとする。
- (3) 融資機関は、農業者の経営能力等からみて、経営改善資金計画の達成可能性及び融資返済の可能性に疑問がある場合には、農業者に対し、1年間農林振興センター等の指導を受けて経営能力の向上に努めるよう求め、1年後に再度判断を行うものとする。ただし、上記の場合において、融資機関は、借入希望者が認定新規就農者である場合は、農林振興センター等の指導を受けて経営改善資金計画書の見直しを行うことを求め、見直し後の経営改善資金計画書の提出があれば、速やかに再度判断を行うものとする。

3 債権保全措置

- (1) 債権保全措置については、融資機関（必要に応じて融資機関及び農業信用基金協会）と農業者の協議により、物的担保又は農業信用基金協会による保証のいずれかとするを基本とし、経営者以外の第三者の個人連帯保証については、徴求しないことを原則とする。また、経営者保証については、「経営者保証に関するガイドライン」（平成25年12月5日「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表）を踏まえ、適切に行われるよう留意するものとする。
- （注）農業信用基金協会による保証は、公庫資金については、転貸方式で融資する場合を除き、付することができない。
- (2) 担保物件の評価に当たっては、画一的な評価を行わず、近隣の類似物件の売買価格等を勘案して、適切に行うものとする。
- (3) 農業近代化資金、農業改良資金又は青年等就農資金に係る農業信用基金協会の保証については、2の融資審査をクリアすることを前提として、当該各資金に係る借入申込者ごとの通算残高が次の額（農業近代化資金及び農業改良資金に係るものにあつては、ア又はウの額をいい、青年等就農資金にあつては、イの額をいう。）に

達するまでは、原則として、融資対象物件以外の担保及び経営者以外の第三者の個人連帯保証なしで農業信用基金協会による保証を行うものとする。

ア 認定農業者に貸し付けられるもの

個人 1800 万円（法人 3600 万円）

イ 認定新規就農者に貸し付けられるもの

3700 万円（青年等就農資金基本要綱第 3 の 3 ただし書の場合にあっては 1 億円）

ウ 認定農業者以外の者に貸し付けられるもの

個人 1500 万円（法人 3000 万円（任意団体も同じ。））

- (4) 以上のような債権保全措置では融資額全額をカバーできない場合であっても、農業者の経営能力等からみて経営改善資金計画の達成及び融資の返済が確実と認められる場合には、融資を行う（必要に応じて融資額を調整することがありうる。）ことを基本とする。

また、融資機関は、以上のような債権保全措置では融資額全額をカバーできない場合であって、農業者の経営能力等からみて、融資を行うことが困難であると判断した場合には、当該農業者に対し、1 年間農林振興センター等の指導を受けて、経営能力の向上に努めるよう求め、1 年後に再度判断を行うものとする。ただし、当該場合において、借入希望者が認定新規就農者である場合は、融資機関は、当該認定新規就農者に対し、農林振興センター等の指導を受けて経営改善資金計画書の見直しを行うことを求め、見直し後の経営改善資金計画書の提出があれば、速やかに再度判断を行うものとする。

4 その他

- (1) 借入希望者は、第 5 の 6 の(2)により、経営改善資金計画書等の窓口機関への提出から、原則として、1 月半以内に融資の可否についての回答を受けられることとなっている。

1 月半以内に手続きが終了しない場合には、窓口機関からその理由の説明がなされることになっているが、説明がない場合には、借入希望者は窓口機関に問い合わせることができる。

- (2) 借入者は、経営改善資金計画期間中、経営改善資金計画が達成されるまでの間、融資機関から経営状況の報告を求められた場合、参考様式 1 又は参考様式 1 を参考にして当該融資機関が定める様式により、経営状況を融資機関に報告するものとする。

第 4 窓口機関等

- 1 経営改善資金計画書等の提出先となる窓口機関は、次のとおりとする。

- (1) 本要綱対象資金について十分な知識を有し、その適切な対応を行える民間金融機関及び公庫の受託金融機関（農業協同組合、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫及び信用協同組合）

- (2) 公庫

- 2 県は、毎年度、管内の窓口機関である金融機関のリストを作成し、その周知徹底

(借入希望者からの照会への適切な対応を含む。)に努めるものとする。

- 3 県は、本要綱対象資金の適切な対応ができないと判断した金融機関については窓口機関から除外できるものとする。県は、窓口機関から除外した金融機関については、本要綱対象資金の融資機関からも除外する方向で手続を進め、又は関係する金融機関との調整を行うものとする。
- 4 県(農業制度資金担当課及び農林振興センター等)は、本要綱対象資金の円滑な融通に資するため、同資金に係る苦情等相談窓口を設置するとともに、別途定める苦情等相談処理簿を整備するものとする。

第5 窓口機関・融資機関・保証機関等の手続

1 窓口機関の融資相談対応等

窓口機関は、その役割を適切かつ十分に発揮し、本要綱対象資金の円滑な融通に資するため、同資金に係る苦情等相談窓口を設置するとともに、苦情等相談処理簿及び融資相談案件処理簿を整備するものとする。

また、窓口機関は、第3の1の(4)に基づき、借入希望者から本要綱対象資金に係る融資相談があった場合には、苦情等又は経営改善資金計画書等の受理の有無にかかわらず、融資相談案件処理簿にその内容、処理状況等を整理しておくものとする。

2 窓口機関から関係機関への通知

窓口機関は、借入希望者等から経営改善資金計画書等を受理した場合、次のルールに従い、融資機関及び関係機関に関係書類の写しを送付するものとする。(ただし、個人情報の取扱いについては第6の4及び5に留意することとする。)

なお、窓口機関が関係書類の写しを特別融資制度推進会議設置要綱(平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知)第1に基づき市町村段階に設置されている特別融資制度推進会議(以下「推進会議」という。)の事務局に送付すれば、推進会議が(1)から(5)までの各手続を窓口機関に代わって行えることとする。

- (1) 窓口機関が公庫である場合には借入希望者の希望する又は取引している民間金融機関に対し、窓口機関が民間金融機関である場合には公庫に対し、直ちに当該関係書類の写しを送付することとする。

ただし、借入希望者が収支計画の作成を省略して手続を行った場合であり、かつ、3の分担関係の基準に照らして融資機関が単独で対応することが適当であるときは、当該関係書類の写しの送付を省略することができるものとする。

- (2) 窓口機関は、直ちに農林振興センターに当該関係書類の写しを送付することとする。
- (3) 窓口機関は、3の分担関係の基準に照らして民間金融機関が対応する(農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫又は信用協同組合が公庫資金を転貸する場合を含む。)ことが適当である場合には、借入希望者が農業信用基金協会による保証を全く希望しない場合を除いて、直ちに当該協会に当該関係書類の写しを送付することとする。
- (4) 窓口機関は、借入希望者が認定農業者又は認定新規就農者である場合には、次の手続を行うこととする。

ア (1)から(3)までの手続を行う(第3のア～ウに該当する場合は除く。)とともに

に、次に掲げる推進会議の構成員に係る書類の写しを送付するものとする。

(ア) 借入申込案件について、推進会議が資金の貸付けの認定等に関する事務を融資機関（当該借入申込案件が農業信用基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び農業信用基金協会）に委任する場合 当該委任を受けた融資機関

(イ) (ア)に該当しない場合 推進会議の事務局その他直接関係を有する構成機関
イ 農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金（認定就農計画に基づく場合に限る。）、農業近代化資金及び青年等就農資金の貸付けについては、経営改善資金計画について推進会議の認定（農業経営改善計画又は青年等就農計画との整合性、農業経営改善計画又は青年等就農計画の達成確実性、借入金の償還の確実性等）を求め、別紙4の経営改善資金計画認定通知書により認定を受けるものとする。

なお、推進会議の構成員である市町村による一定期間内における異議の申立てがないことをもって推進会議の認定があったものとみなす等融資機関及び関係機関の協議に基づくルールがある場合には、当該ルールに従って差し支えない。

ウ 農業改良資金の貸付けについては経営改善資金計画について推進会議の認定を要しないが、推進会議が特に必要と認める場合には、メンバー間で経営改善資金計画の内容について協議するものとする。

(5) 窓口機関は、借入希望者が次のいずれかに該当する者である場合には、(1)から(3)までの手続を含め（第3のア～ウに該当する場合は除く。）、(4)のアの(ア)又は(イ)に掲げる場合に依り、関係書類の写しを送付し、経営改善資金計画についての認定（経営改善資金計画の達成確実性、借入金の償還の確実性等）を求め、別紙4の経営改善資金計画認定通知書により認定を受けるものとする。

なお、推進会議の構成員である市町村による一定期間内における異議の申立てがないことをもって推進会議の認定があったものとみなす等融資機関及び関係機関の協議に基づくルールがある場合には、当該ルールに従って差し支えない。

ア 認定農業者である法人の構成員又はその構成員になろうとする者

イ 集落営農組織が法人化するときその構成員になろうとする者又は農業参入法人であって、農業近代化資金又は経営体育成強化資金の貸付対象者の要件を満たす者

ウ 農業近代化資金又は経営体育成強化資金の貸付対象者の要件を満たす集落営農組織

(6) 窓口機関は、借入希望者の法人化の意向をとりまとめ、当該借入希望者の氏名、住所及び電話番号を埼玉県農業経営法人化連携推進会議（埼玉県農業経営相談所）（農業経営の法人化を目的に、農業経営法人化支援総合事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3500号農林水産事務次官依命通知）別記1の第2等に基づき、各都道府県段階に整備された体制をいう。以下「農業経営相談所」という。）に随時提供することに努めることとし、少なくとも5月及び11月の年2回提供することとする。

3 融資機関相互の分担関係の基準

(1) 公庫及び民間金融機関の分担関係の基準は、

ア 返済期間が15年を超える場合は、全体を一括して公庫が対応する（認定新規就農者向けの資金は除く。）

イ 資金使途として農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。以下「農地等」という。）の取得を含む場合は少なくとも農地等の取得に関する部分について、また、新作物分野・流通加工分野・新技術にチャレンジする場合は全体を一括して公庫が対応する

ウ 借入額が認定農業者については1800万円（法人は3600万円）、その他の担い手（集落営農組織、集落営農組織が法人化するときはその構成員になろうとする者及び農業参入法人を除く。）については1500万円（法人は3000万円（任意団体も同じ。））を超える場合は、当該超える部分は公庫が対応する（農業改良資金を除く。）

エ 認定新規就農者にあつては、農業経営が軌道に乗るまでに必要な機械又は施設の整備、運転資金等、民間金融機関では融通が困難なものについて、公庫が対応するものとする。

オ これら以外については民間金融機関が対応することを基本とする。

なお、公庫と民間金融機関の協議によって、分担関係の基準を修正することができるものとする。

- (2) 農業改良資金の活用が考えられる場合には、公庫（公庫の受託金融機関を含む。）は、農林振興センター等県関係部課と連携を密にし、融資審査が円滑かつ的確に進むよう、必要な手続を進めるものとする。

4 融資機関等の審査

- (1) 融資機関は、3の分担関係の基準に照らし、融資審査を実施するものとする。
- (2) 借入希望者が機関保証を希望しており、民間金融機関としても機関保証が必要であると判断する場合は、当該民間金融機関は、農業信用基金協会と連携をとって並行して融資審査を進めるものとする。
- (3) 融資機関が融資を行おうとするときは、農業近代化資金については県の利子補給承認手続の準備を、農業改良資金については農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号）第6条に規定する県による貸付資格の認定手続の準備を並行して進めるものとする。
- (4) 融資審査を進める中で、融資機関としては融資できない可能性が高いときは、窓口機関の受理から3週間以内に、他の融資機関（公庫のときは民間金融機関、民間金融機関のときは公庫）に連絡し、連絡を受けた他の融資機関において審査を開始するものとする。

5 融資審査結果の窓口機関への通知

窓口機関以外の融資機関が審査を行っている場合には、融資審査の結果を窓口機関に通知するものとする。

6 借入希望者への通知

- (1) 窓口機関は、経営改善資金計画書等の受理を拒否する場合には、借入希望者にその理由を通知するものとする。

- (2) 窓口機関は、経営改善資金計画書等の受理から原則として、1月半以内に借入希望者に別紙5により融資の可否を通知するものとし、それまでの間に手続が終了しない場合には、借入希望者にその理由を別紙6により通知するものとする。
- (3) (2)の場合において、融資を行わないときは、参考様式2又は参考様式2を参考にして当該融資機関が定める様式により借入希望者に対して、その理由を説明するものとする。
- (4) 融資を行う場合は、(2)のほか、当該融資機関から借入希望者に融資審査結果を別紙5により通知するとともに、正式な借入申込書（参考様式3又は参考様式3を参考にして当該融資機関が定める様式）（農業信用基金協会による保証の希望がある場合は、借入申込書兼債務保証委託申込書（参考様式4又は参考様式4を参考にして当該融資機関が定める様式））等の提出を求め、(2)の融資の可否通知から2週間以内にすべての手続を完了し、借入希望者が資金を必要とする時に貸付実行が確実に行われるものとする。

なお、第3の本文ただし書の手続（借入希望者が特定の資金を特定の融資機関から借り入れることを希望する場合の手続）によるときは、経営改善資金計画書の提出時に、借入申込書又は借入申込書兼債務保証委託申込書等の提出を求めても差し支えないものとする。

7 融資実行後の措置

- (1) 融資機関は、第3の4の(2)に基づき、借入者から提出される経営状況の報告書を踏まえて、必要があると認めるときは、関係機関と連携をとって適切な指導を行うものとする。
- (2) 融資機関は、第6の2の円滑な実施のため農林振興センターから求められた場合には、遅延なく、第3の4の(2)に基づき借入者から提出のあった経営状況報告書の写しを当該農林振興センターに送付するものとする。

特に、認定新規就農者の場合にあつては、農林振興センターが濃密な指導（新規に就農する者の経営基盤が脆弱であることに鑑み、その経営状況に応じたきめ細やかな指導をいう。以下同じ。）を行えるよう、融資機関は、借入者から経営状況の報告書の提出がある都度、経営状況報告書の写しを当該農林振興センターに送付するものとする。

第6 その他

- 1 県及び関係機関は、農業の担い手に対して本制度の周知徹底に努めるとともに、本制度を適切に活用して効率的かつ安定的な農業経営の育成が図られるよう、十分配慮することとする。
- 2 農林振興センターは、本要綱に基づく融資に関し、農業者の借入申込等が円滑に行われ、また、融資後、経営改善が確実に達成されるよう、適切な指導を行うこととする。特に、認定新規就農者の場合にあつては、濃密な指導を行うよう努めることとする。
- 3 窓口機関は、法人化の意向がある借入希望者に対して、個々の経営実態に応じて、

法人化に向けた適切な助言等に努めることとする。

- 4 窓口機関、県その他の関係する機関（機関の役職員を含む。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、埼玉県個人情報保護条例（平成6年条例第5号）その他の法令等の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、本要綱対象資金に係る経営改善資金計画書等（意見書及び確認書を含む。）の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要綱において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。
- 5 窓口機関は、経営改善資金計画書の受理に当たり、借入希望者に対し、第5の2の規定により、関係機関へ送付することがある旨についての同意を求めるものとし、個人情報の取扱いに関する同意書（別紙1の(1)又は(2)）により同意を求めるとする。
- 6 農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金について、本要綱の施行前に経営体育成総合融資制度基本要綱（平成6年6月28日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3の1、認定農業者育成推進資金融通措置要綱（平成10年4月8日付け10農経A第321号農林水産事務次官依命通知）第4の1及び認定農業者育成確保資金融通措置要綱（平成13年5月1日付け13経営第357号農林水産事務次官依命通知）第3の1により推進会議の認定を受けた資金利用計画は、本要綱により推進会議の認定を受けた経営改善資金計画とみなす。

附 則

この要綱は、平成14年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月14日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年7月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月28日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年6月15日から施行し、令和2年4月30日から適用する。

2 適用以前の様式については、当分の間、これを使用することができる。

附 則

この要綱は、令和2年10月16日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年5月9日から施行する。ただし、第3の1の(3)の規定は令和4年6月1日から施行する。

2 施行以前の様式については、当分の間、これを使用することができる。

借入申込希望書 兼 経営改善資金計画書(個人) (兼計画認定申請書)

御中

※提出する窓口機関名を記載。

(留意事項)

本様式の記載事項が含まれている書類が別途ある場合は、『別紙のとおり』等と記載して、別途書類を添付する等の方法を取っても差し支えない。

(並びに _____ 市町村特別融資制度推進会議会長 様)

年 月 日

郵便番号

住所

電話番号

フリガナ

氏名

生年月日 [_____ 年 月 日生(歳)]

1 計画期間(直近期(注1): _____ 年) _____ 年(計画1年目)(注2) ~ _____ 年(計画5年目(目標年))

(注1)直近期は、直近の申告済の青色申告・白色申告の決算期を記載(経営開始後決算を迎えていない場合は空白で可)。
(注2)計画1年目は、直近期の翌期を記載(経営開始後決算を迎えていない場合は、1期目の決算期を記載)。

2 借入希望額・借入制度資金等

ア 制度資金借入希望額(合計) _____ 千円

イ 借入希望制度資金(注3) 公庫資金 (スーパーL資金) 農業近代化資金 どの資金でも可

ウ クイック融資(注3・4) 希望する 希望しない

エ 農業信用基金協会保証(注3) 希望する 希望しない

(注3)該当する項目をチェックをすること

(注4)クイック融資は、スーパーL資金のみ。利用には一定の要件があるため事前に窓口機関に確認の上、チェックすること。

3 認定状況・労働力・経営規模等

ア 認定農業者・認定新規就農者 認定農業者 認定新規就農者 どちらでもない

イ 労働力

家族従業者(農業後継者は、備考欄にその旨を記入)				
続柄	年齢	農業従事日数		備考
		現状	目標年	
	歳	日	日	
	歳	日	日	
	歳	日	日	
	歳	日	日	

従業員数(家族従事者除く)		
雇用形態	現状	目標年
常時雇用 (実人数)	人	人
臨時職員 (パート・アルバイト) (延べ人数)	人	人

ウ 経営規模の現況

田	(うち借地)	a	(a)
畑	(うち借地)	a	(a)
樹園地	(うち借地)	a	(a)
採草放牧地	(うち借地)	a	(a)
施設面積		棟	m ²
常時飼養家畜		種類	頭・羽

エ その他(以下の項目に該当する場合にチェック)

①農業共済へ加入済(今後加入予定を含む)

②収入保険へ加入済(今後加入予定を含む)

③法人化の意向あり(検討したい場合を含む)

個人情報の取扱いに関する同意書

個人情報については、次の範囲内で同意します。

1 利用目的

個人情報については、本借入に係る借入手続、事後管理、利子助成手続、保証手続及び法人化を含む経営能力向上に必要な情報提供・指導・助言のために利用します。また、農林水産省経営局から農業者向け制度資金運営に関する調査のための情報提供の要請があった場合には、氏名・法人名・既往借入金金融機関名、取引先名等の個人が特定される事項及びそのおそれのある事項を除き要請に応じることがあります。

2 個人情報の管理・提供

頂いた情報の管理にあたっては、個人情報の保護に関する法律その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守します。頂いた情報については、法令に定める場合を除き、利用目的の達成に必要な関係機関以外に提供されることはありません。

個人情報の取扱いについて同意する

4 事業計画

ア 事業計画概要(経営改善を図るための方策を具体的に記載。)

※農業改良資金の借入を希望する場合、新作物、流通加工分野、新技術に係る取組内容についても記載。

--

イ 投資計画・資金計画

【金額単位:千円】

No.	実施年	投資計画				資金計画			
		種類	数量	規模・能力	必要額	借入金		補助金	自己資金
						制度資金	その他		
1									
2									
3									
4									
5									
合計									

資金計画のうち借入金の内訳

【金額単位:千円】

該当計画 (注5)	借入先	資金名	資金の使いみち	借入時期(予定)	借入額(予定)	償還期間(予定) (うち据置期間)
No.				年 月		年(年)
No.				年 月		年(年)
No.				年 月		年(年)
No.				年 月		年(年)
No.				年 月		年(年)

(注5)投資計画・資金計画に対応したNo.を記載。同一のNo.の投資計画・資金計画に対し、複数の金融機関からの借入や借入条件が異なる複数の借入を利用する等の場合は、同一のNo.を記載した上でそれぞれ記載する。

ウ 収支実績・計画(収支計画を作成する場合は、本項目は省略可)

区分	直近実績(農業部門)(注6)		目標年(農業部門)	
	主要第一品目	主要第二品目	主要第一品目	主要第二品目
品目				
生産規模(単位)(注6)	()	()	()	()
生産量(単位)(注6)	()	()	()	()
収入金額	千円	千円	千円	千円

(注6)品目に合わせて、生産規模(例:a、m、頭、千羽)・生産量(例:kg、t、千本、千鉢、頭、羽)の単位を記載。

【金額単位:千円】

区分	直近実績(注7・8)			目標年(注7)		
	計	農業	農外	計	農業	農外
収入①						
支出②						
うち減価償却費③						
所得④(①-②)						
家計費当⑤		農業所得割合 (農業所得/所得計)				
償還財源(③+④-⑤)						
償還元金			%			
既往総借入金残高						
預貯金残高						

(注7)各種経営安定対策等の農業経営に関する受取金等は農業収入に含め、年金、祝金等は農外収入に含めること。

・所得は、青色申告の場合は各種引当金・準備金等考慮前の差引金額を、白色申告の場合は、専従者控除前の所得金額を記載。

・償還元金は、農業以外の借入金も含めること。

(注8)特別の事情があるときは、既往総借入金残高・預貯金残高を除き、直近実績欄に直近期の前期の実績を記入しても差し支えない。

【添付書類】最近3か年の青色申告書、白色申告書、貸借対照表、損益計算書等
(ただし、経営実績が3期に満たない場合には、経営実績分の提出で可)

【収支計画例(個人)】(注)各金融機関の所定様式を使用しても差し支えない。

【金額単位:千円】

		単位 (注1)	直近実績 (注2)	計画1年目	計画2年目	計画3年目	計画4年目	計画5年目 (目標年)	備考
農業粗収入									
記入例 水 稲	経営規模	a							
	生産量	kg							
	収入金額								
	経営規模								
	生産量								
	収入金額								
	経営規模								
	生産量								
	収入金額								
	経営規模								
	生産量								
	収入金額								
作業受託収入									
その他()									
農業経営費									
原材料費									
施設・機械費									
減価償却費									
出荷販売経費									
雇用労賃									
支払利息									
支払地代									
その他									
農業所得									
農外所得									
年金被贈等									
農家総所得									
家計費									
租税公課									
償還財源									
償還元金									
差引余剰									
施設・機械等の設備投資									
農業負債(短期)									
農業負債(長期)									
農外負債									
負債合計									

(注1)品目に合わせて、生産規模(例:a、m、頭、千羽)・生産量(例:kg、t、千本、千鉢、頭、羽)の単位を記載。

(注2)特別の事情があるときは、負債の欄を除き、直近実績欄に直近期の前期の実績を記入しても差し支えない。

借入申込希望書 兼 経営改善資金計画書(法人・団体) (兼計画認定申請書)

※提出する窓口機関名を記載。

御中

(留意事項)
本様式の記載事項が含まれている書類が別途ある場合は、『別紙のとおり』等と記載して、別途書類を添付する等の方法を取っても差し支えない。

年 月 日

(並びに _____ 市町村特別融資制度推進会議会長 様)

郵便番号 _____
住 所 _____
電話番号 _____
フリガナ _____
法人・団体名 _____
代表者 _____
生年月日 [_____ 年 月 日生(歳)]

1 計画期間 (直近期: _____ 年/ _____ 月期) _____ 年/ _____ 月期(計画1年目) ~ _____ 年/ _____ 月期(5年目(目標年))

(注1)直近期は、直近の申告済決算書の決算期を記載(経営開始後決算を迎えていない場合は空白で可)。
(注2)計画1年目は、直近期の翌期を記載(経営開始後決算を迎えていない場合は、1期目の決算期を記載)。

2 借入希望額・借入制度資金等

- ア 制度資金借入希望額(合計) _____ 千円
 イ 借入希望制度資金(注3) 公庫資金 (スーパーL資金) 農業近代化資金 どの資金でも可
 ウ クイック融資(注3・4) 希望する 希望しない
 エ 農業信用基金協会保証(注3) 希望する 希望しない

(注3)該当する項目をチェックをすること
(注4)クイック融資は、スーパーL資金のみ。利用には一定の要件があるため事前に窓口機関に確認の上、チェックすること。

3 認定状況・労働力・経営規模等

- ア 認定農業者・認定新規就農者 認定農業者 認定新規就農者 どちらでもない
 イ 法人・団体の概要

設立年月	年	月	資本金	千円		構成戸数	戸	
構成員氏名	年齢	役職担当	出資口数	法人・団体従事日数		従業員数		
				現状	目標年	雇用形態	現状	目標年
						常時雇用 (実人数)	人	人
						臨時職員 (パート・アルバイト) (延べ人数)	人	人

ウ 経営規模の現況

田 (うち借地)	a	(a)
畑 (うち借地)	a	(a)
樹園地 (うち借地)	a	(a)
採草放牧地 (うち借地)	a	(a)
施設面積	棟		m ²
常時飼養家畜	種類		頭・羽

エ その他(以下の項目に該当する場合にチェック)

- ①農業共済へ加入済(今後加入予定を含む)
 ②収入保険へ加入済(今後加入予定を含む)

個人情報の取扱いに関する同意書

個人情報については、次の範囲内で同意します。

1 利用目的

個人情報については、本借入に係る借入手続、事後管理、利子助成手続、保証手続及び法人化を含む経営能力向上に必要な情報提供・指導・助言のために利用します。また、農林水産省経営局から農業者向け制度資金運営に関する調査のための情報提供の要請があった場合には、氏名・法人名・既往借入金金融機関名、取引先名等の個人が特定される事項及びそのおそれのある事項を除き要請に応じることがあります。

2 個人情報の管理・提供

頂いた情報にあたっては、個人情報の保護に関する法律その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守します。頂いた情報については、法令に定める場合を除き、利用目的の達成に必要な関係機関以外に提供されることはありません。

個人情報の取扱いについて同意する

4 事業計画

ア 事業計画概要(経営改善を図るための方策を具体的に記載。)

※農業改良資金の借入を希望する場合、新作物、流通加工分野、新技術に係る取組内容についても記載。

--

イ 投資計画・資金計画

【金額単位:千円】

No.	実施年	投資計画				資金計画			
		種類	数量	規模・能力	必要額	借入金		補助金	自己資金
						制度資金	その他		
1									
2									
3									
4									
5									
合計									

資金計画のうち借入金の内訳

【金額単位:千円】

該当計画 (注5)	借入先	資金名	資金の使いみち	借入時期(予定)	借入額(予定)	償還期間(予定) (うち据置期間)
No.				年 月		年(年)
No.				年 月		年(年)
No.				年 月		年(年)
No.				年 月		年(年)
No.				年 月		年(年)

(注5)投資計画・資金計画に対応したNo.を記載。同一のNo.の投資計画・資金計画に対し、複数の金融機関からの借入や借入条件が異なる複数の借入を利用する等の場合は、同一のNo.を記載した上でそれぞれ記載する。

ウ 収支実績・計画(収支計画を作成する場合は、本項目は省略可)

区分	直近実績(農業部門)(注6)		目標年(農業部門)	
	主要第一品目	主要第二品目	主要第一品目	主要第二品目
品目				
生産規模(単位)(注6)	()	()	()	()
生産量(単位)(注6)	()	()	()	()
収入金額	千円	千円	千円	千円

(注6)品目に合わせて、生産規模(例:a、m、頭、千羽)・生産量(例:kg、t、千本、千鉢、頭、羽)の単位を記載。

【金額単位:千円】

区分	直近実績(注7)			目標年		
	計	農業	農外	計	農業	農外
売上①						
売上原価②						
うち減価償却費③						
売上総利益④(①-②)						
販売管理費⑤						
うち減価償却費③						
営業利益(④-⑤)						
経常利益						
税引後当期利益⑥						
償還財源(⑥+③)						
償還元金			%			
既往総借入金残高						
資本(純資産)						

(注7)特別の事情があるときは、既往総借入金残高・預貯金残高を除き、直近実績欄に直前期の前期の実績を記入しても差し支えない。
【添付書類】最近3か年の決算書(附属明細書を含む)等 (ただし、経営実績が3期に満たない場合には、経営実績分の提出で可)

【収支計画例(法人・団体)】(注)各金融機関の所定様式を使用しても差し支えない。

【金額単位:千円】

		単位 (注1)	直近実績 (注2)	計画1年目	計画2年目	計画3年目	計画4年目	計画5年目 (目標年)	備考
売上									
記入例 水 稻	経営規模	a							
	生産量	kg							
	売上高								
	経営規模								
	生産量								
	売上高								
	経営規模								
	生産量								
	売上高								
	経営規模								
	生産量								
	売上高								
その他()									
売上原価									
期首商製品棚卸高									
当期商品仕入高									
当期製品製造原価									
	材料費								
	労務費								
	賃借料								
	その他経費								
	(うち減価償却費)								
期末商製品棚卸高									
売上総利益									
販売費・一般管理費									
	役員報酬								
	その他人件費								
	出荷販売経費								
	減価償却費								
営業利益									
営業外利益									
営業外費用									
	支払利息								
経常利益									
特別利益									
特別損失									
税引前当期利益									
法人税等充当額									
税引後当期利益									
償還財源									
償還元金									
差引余剰									
施設・機械等の設備投資									
農業負債(短期)									
農業負債(長期)									
農外負債									
負債合計									

(注1)品目に合わせて、生産規模(例:a、m、頭、千羽)・生産量(例:kg、t、千本、千鉢、頭、羽)の単位を記載。

(注2)特別の事情があるときは、負債の欄を除き、直近実績欄に直近期の前期の実績を記入しても差し支えない。

別紙2の(1) (第3の1関係)

認定新規就農者の貸付けに関する意見書

年 月 日

<input type="checkbox"/>	農業協同組合	御中
<input type="checkbox"/>	信用農業協同組合連合会	
<input type="checkbox"/>	農林中央金庫 支店	
<input type="checkbox"/>	銀行 店	
<input type="checkbox"/>	信用金庫 店	
<input type="checkbox"/>	信用協同組合 店	
<input type="checkbox"/>	株式会社日本政策金融公庫 支店	

提出先の窓口機関にチェックを入れて下さい。

意見書作成者 埼玉県 (又は指導農業士等)

借入希望者	氏名	
	住所	

総合意見	<input type="checkbox"/> 経営改善資金計画書を達成する見込みがある <input type="checkbox"/> 経営改善資金計画書を達成する見込みに疑義がある
------	---

	項目	判定	課題の内容等
判断根拠	適意欲		
	技術知識		

課題があると判断される項目がある場合に、その内容や課題克服の見込みを記載する。

「判定欄」の記載は、◎…妥当、○…課題はあるが概ね妥当、△…疑義あり

就農後の指導支援	(作成支援者等による指導・支援体制)
----------	--------------------

(別紙2の(1)(第3の1関係))

(記載要領)

1 意見書の作成機関

本意見書は、埼玉県(農林振興センターを含む。)が作成(必要に応じて関係機関の意見を踏まえて作成する場合を含む。)する。また、農業経営の指導等を適切に行うことができる指導農業士等も作成することができる。

2 「総合意見」欄

借入希望者が、今回の借入れにより経営改善資金計画書を達成する見込みについて、3の「判定」の欄に「疑義あり」が無い場合は「経営改善資金計画書を達成する見込みがある」に、「疑義あり」が有る場合は「経営改善資金計画書を達成する見込みに疑義がある」の□にチェックを入れる。

3 「判断根拠」欄

「判定」欄に「疑義あり」がある場合にはその理由を記載する。また、「判定」欄に「疑義あり」が無い場合であっても、課題があると判断する場合は、その内容や課題を克服する見込みを記載する。

項目毎の判定にあたっての目線は次のとおり。

(適性・意欲)

農業を行っていくだけの十分な体力があるか

新たに経営を開始するにあたっての経営感覚・意欲を有しているか

地域の一員として協力し、溶け込もうとしているか

借入希望者に、指導・支援を受ける意思はあるか

(技術・知識)

研修を受けるなどして、経営改善資金計画書の営農計画を行うだけの基本的な技術・知識を身に付けているか

労働力、投資規模、経営改善資金計画書の単価・単位あたり収量は、妥当な水準か

4 就農後の指導・支援

就農後における農林振興センターや研修先、市町村、農業協同組合等による指導・支援についてどの機関が、どの程度の頻度でそれぞれ技術・経営指導の支援を行うのかなど具体的に記載する。

別紙2の(2) (第3の1関係)

確 認 書

年 月 日

<input type="checkbox"/>	農業協同組合	} 御中
<input type="checkbox"/>	信用農業協同組合連合会	
<input type="checkbox"/>	農林中央金庫 支店	
<input type="checkbox"/>	銀行 店	
<input type="checkbox"/>	信用金庫 店	
<input type="checkbox"/>	信用協同組合 店	
<input type="checkbox"/>	株式会社日本政策金融公庫 支店	

提出先の窓口機関にチェックを入れて下さい。

埼玉県

下記の借入希望者に係る認定新規就農者の貸付けに関する意見書の内容については、当該意見書作成者の人格・能力等からみて適切であることを確認しました。

記

借入希望者氏名

意見書作成者氏名

意見書作成日 年 月 日

借入申込希望書兼経営改善資金計画書の審査の考え方

融資審査の視点	具体的な着眼点・判断基準	備考
1 これまでの経営状況はどうなっているのか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営者の能力（技術レベル、経営マインド、生産物の単収・品質、生産コスト、資産等）はどの程度か ○ 経営力を背景とした収支実績、財務内容、資金繰りはどうか（家族経営の場合、家計も含めて分析） ○ 既貸付金の償還は確実に行われているか ○ 経営上の問題点は何か 	必要に応じ農林振興センター・市町村等に照会
2 経営改善のための計画は適切であり、実行可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営者の能力（現在の技術レベル、経営マインド等）からみて達成できるか（技術レベルの判断にあたっては研修実績を考慮する場合には、研修機関が公的機関か民間機関であるかで判断するのではなく、計画を実行するための基本的な技術や知識を身に付けているかどうかを判断するものとする） ※ ○ 計画の内容が過大投資になっていないか 	同上
3 収益はどうか。融資返済は可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 収益見通しの算出基礎となっている単収単価等は無理のないものか ○ 償還見通しはあるか（既貸付金がある場合には、それを含めて償還可能性を判断） ○ 農業共済や収入保険に加入するなど、当該作目が被災したり、需給・価格動向がある程度変動しても償還可能となるよう検討されているか 	同上

※ 農業者の経営能力等からみて、経営改善資金計画の実行可能性に疑問がある場合には、1年間、農林振興センター等の指導を受けて、1年後に再度判断するものとする。ただし、借入希望者が認定新規就農者である場合は、農林振興センター等の指導を受けて再度判断を行うものとする。

第 号
年 月 日

様

〇〇市町村特別融資制度推進会議会長

経営改善資金計画認定通知書

年 月 日付けで申請のあった経営改善資金計画については、埼玉県農業経営改善関係資金基本要綱第5の2（4）及び（5）の規定に基づく協議の結果、適当である旨認定したので通知する。

認 定 期 日： 年 月 日

認 定 番 号：

経営改善資金計画認定金額

（単位：千円）

資金名	年度	年度	年度	年度	年度	合 計

（注意事項）

各年の借入れについては、資金の必要時期に借入れの手続きを行ってください。

年 月 日

様

窓口機関名

融資機関名

前向き制度資金借入申込の融資の可否通知書兼
審査の結果通知書

年 月 日付け前向き制度資金借入申込希望書に基づく内容については、下記のとおりです。

記

1 融資の可否について（該当するものに○）

可 否

2 融資の審査結果について（該当するものに○）

- ① 審査の結果については、次の希望内容のとおり融資を認めます。
- ② 審査の結果については、参考様式2 融資審査総括票の理由により融資できません。

希望借入額	円
借入希望資金名	1 公庫資金 2 近代化資金
担保提供の可能性	1 物的担保の提供 2 それ以外 ① 機関保証を利用する ② 機関保証を利用しない

年 月 日

様

融資機関名

前向き制度資金借入申込の融資の審査状況通知書

年 月 日付け前向き制度資金借入申込希望書に基づく内容については、下記の理由により、融資審査を継続中であることを通知いたします。

記

希望借入額	円
借入希望資金名	1 公庫資金 2 近代化資金
融資審査の継続理由	
融資の可否通知書の送付予定時期	

○年の経営状況報告書 (△年目) (個人) 月 日

融資機関あて (注) この様式に記載されている事項が含まれている別途書類がある場合は、別紙のとおりと記載して、別途書類を添付する等の方法を取っても差し支えない。

本人氏名
(指導担当者氏名)

この欄のみ記入 (他の欄は融資機関が予め記入) (円)

		前々年実績	前年計画 a	前々年実績 b	実績/計画 b/a%	次年度計画	5年目計画																																																																																																																																																																																																																																																																																									
農業粗収入																																																																																																																																																																																																																																																																																																
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="3">記入例 水 稻</td> <td>経営規模</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生産量</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>収入金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3"></td> <td>経営規模</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生産量</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>収入金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3"></td> <td>経営規模</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生産量</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>収入金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3"></td> <td>経営規模</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生産量</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>収入金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">作業受託収入</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他 ()</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">農業経営費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">原材料費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">施設・機械費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">うち減価償却費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">出荷販売経費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">雇用労賃</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">支払利息</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">支払地代</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">農業所得</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">農外所得</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">年金被贈等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">農家総所得</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">家計費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">租税公課</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">償還財源</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">償還元金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">差引余剰</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">施設・機械等の設備投資</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">農業負債 (短期)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">農業負債 (長期)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">農外負債</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	記入例 水 稻	経営規模							生産量							収入金額								経営規模							生産量							収入金額								経営規模							生産量							収入金額								経営規模							生産量							収入金額							作業受託収入								その他 ()								農業経営費								原材料費								施設・機械費								うち減価償却費								出荷販売経費								雇用労賃								支払利息								支払地代								その他								農業所得								農外所得								年金被贈等								農家総所得								家計費								租税公課								償還財源								償還元金								差引余剰								施設・機械等の設備投資								農業負債 (短期)								農業負債 (長期)								農外負債								計							
		記入例 水 稻	経営規模																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			生産量																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	収入金額																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		経営規模																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		生産量																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		収入金額																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		経営規模																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		生産量																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		収入金額																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		経営規模																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		生産量																																																																																																																																																																																																																																																																																														
収入金額																																																																																																																																																																																																																																																																																																
作業受託収入																																																																																																																																																																																																																																																																																																
その他 ()																																																																																																																																																																																																																																																																																																
農業経営費																																																																																																																																																																																																																																																																																																
原材料費																																																																																																																																																																																																																																																																																																
施設・機械費																																																																																																																																																																																																																																																																																																
うち減価償却費																																																																																																																																																																																																																																																																																																
出荷販売経費																																																																																																																																																																																																																																																																																																
雇用労賃																																																																																																																																																																																																																																																																																																
支払利息																																																																																																																																																																																																																																																																																																
支払地代																																																																																																																																																																																																																																																																																																
その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																
農業所得																																																																																																																																																																																																																																																																																																
農外所得																																																																																																																																																																																																																																																																																																
年金被贈等																																																																																																																																																																																																																																																																																																
農家総所得																																																																																																																																																																																																																																																																																																
家計費																																																																																																																																																																																																																																																																																																
租税公課																																																																																																																																																																																																																																																																																																
償還財源																																																																																																																																																																																																																																																																																																
償還元金																																																																																																																																																																																																																																																																																																
差引余剰																																																																																																																																																																																																																																																																																																
施設・機械等の設備投資																																																																																																																																																																																																																																																																																																
農業負債 (短期)																																																																																																																																																																																																																																																																																																
農業負債 (長期)																																																																																																																																																																																																																																																																																																
農外負債																																																																																																																																																																																																																																																																																																
計																																																																																																																																																																																																																																																																																																

この欄は自動計算

経営改善資金計画と相違がない場合はその旨を記載すれば足りる。

○年の経営状況報告書（△年目）（法人）

月 日

融資機関あて (注) この様式に記載されている事項が含まれている別途書類がある場合は、別紙のとおりと記載して、別途書類を添付する等の方法を取っても差し支えない。

本人氏名
(指導担当者氏名)

(金額単位：千円)

		前々年実績	前年計画 a	前年実績	実績/計画 b/a%	次年度計画	5年目計画																																																																																															
売上																																																																																																						
<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">記入例 水 稲</td> <td>経営規模</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生産量</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>売上高</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3"></td> <td>経営規模</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生産量</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>売上高</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3"></td> <td>経営規模</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生産量</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>売上高</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3"></td> <td>経営規模</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生産量</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>売上高</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他 ()</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	記入例 水 稲	経営規模							生産量							売上高								経営規模							生産量							売上高								経営規模							生産量							売上高								経営規模							生産量							売上高							その他 ()													
		記入例 水 稲	経営規模																																																																																																			
			生産量																																																																																																			
	売上高																																																																																																					
		経営規模																																																																																																				
		生産量																																																																																																				
		売上高																																																																																																				
		経営規模																																																																																																				
		生産量																																																																																																				
		売上高																																																																																																				
		経営規模																																																																																																				
		生産量																																																																																																				
		売上高																																																																																																				
	その他 ()																																																																																																					
	売上原価																																																																																																					
期首商製品棚卸高																																																																																																						
当期商品仕入高																																																																																																						
当期製品製造原価																																																																																																						
材料費																																																																																																						
労務費																																																																																																						
賃借料																																																																																																						
その他経費																																																																																																						
(減価償却)																																																																																																						
期末商製品棚卸高																																																																																																						
売上総利益																																																																																																						
販売費・一般管理費																																																																																																						
役員報酬																																																																																																						
その他人件費																																																																																																						
出荷販売経費																																																																																																						
減価償却費																																																																																																						
営業利益																																																																																																						
営業外利益																																																																																																						
営業外費用																																																																																																						
支払利息																																																																																																						
経常利益																																																																																																						
税引前当期利益																																																																																																						
法人税等充当額																																																																																																						
税引後当期利益																																																																																																						
償還財源																																																																																																						
償還金（元本）																																																																																																						
差引余剰																																																																																																						
施設・機械等の設備投資																																																																																																						
農業負債（短期）																																																																																																						
農業負債（長期）																																																																																																						
農外負債																																																																																																						
計																																																																																																						

この欄のみ記入（他の欄は融資機関が予め記入）

この欄は自動計算

経営改善資金計画と相違がない場合はその旨を記載すれば足りる。

※法人格を有しない団体も本報告書に準ずる。

(注) 一つの融資機関単独で融資審査した場合は別途任意様式を使用しても差し支えない。

参考様式 2 (第 5 の 6 関係)

融資審査等総括表

資金借入申込者氏名		特定地域であるか否かのチェック欄 特定地域であれば市町村名を○で囲む等			市町村	
					農林振興センター／農協	
					営農類型／規模	
		融資機関記載欄 1 { : }	融資機関記載欄 2 { : }	融資機関記載欄 3 { : }	特別融資制度推進会議記載欄	
1 これまでの経営状況はどうなっているのか (経営者の能力)		融資機関名：資金名				
経営マインド 技術レベル 単収 品質・単価 規模 コスト 家計費 e t c		地域の平均と比べて、 「平均並み」、 「優れている」、 「劣っている」、 で記入				
2 経営改善のための計画は適切であり、実行可能なものか		▶ 現状から見て実現可能か ▶ 過大な投資となっていないか				
3 計画が実行された場合に収益はどうなるか、借入金の返済は可能か		▶ 計画の算出基礎となっている単収・単価は無理がないか ▶ 償還は可能か ▶ 単収・価格がある程度変動しても償還可能となるよう余裕をもったものとなっているか				
債権保全措置						
担保提供 農業信用基金協会保証						
融資額		千円	千円	千円		
農業改良資金を活用することについての都道府県の判断		認定の適否： 適・否				
融資可否の判断						

借入申込書

年 月 日

<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	農業協同組合	}	御中
	埼玉県信用農業協同組合連合会		
	農林中央金庫 支店		
	銀行 店		
	信用金庫 店		
	信用組合 店		
	株式会社日本政策金融公庫さいたま支店		

提出先の融資機関にチェックを入れてください。

郵便番号 _____

住 所 _____

電話番号(自宅又は法人代表) _____

電話番号(携帯) _____

フリガナ _____

氏 名 _____

役職 氏名 _____

生年月日又は設立年月日 _____ 年 月 日生(歳)

[法人等の場合は、氏名欄に法人名、役職 氏名欄に代表者等の役職と氏名を記載]

資金名		借入期間	年 月 日					
借入金額	千円	うち据置期間	年 月 日					
借入金使途		第1回償還日	年 月 日					
借入予定日	年 月 日	最終償還日	年 月 日					
利 率	年 %	償還方法 (該当番号を記載)	1.元金均等 2.元利均等					
元金の支払い	(償還回数・償還日)		(償還回数・償還日)					
	償還回数: 年 回払い		第 1 回 ~ 第 回 ¥ 円					
	毎年の償還月: <input type="checkbox"/> 1月 <input type="checkbox"/> 2月 <input type="checkbox"/> 3月 <input type="checkbox"/> 4月		第 回 ~ 第 回 ¥ 円					
	<input type="checkbox"/> 5月 <input type="checkbox"/> 6月 <input type="checkbox"/> 7月 <input type="checkbox"/> 8月		第 回 ~ 第 回 ¥ 円					
<input type="checkbox"/> 9月 <input type="checkbox"/> 10月 <input type="checkbox"/> 11月 <input type="checkbox"/> 12月		第 回 ~ 第 回 ¥ 円						
毎回の償還日: 毎回 日		第 回 ~ 第 回 ¥ 円						
担 保	所在地	地目種類	筆数	登記面積	担保種類	設定順位	所有者名(担保提供者)	
<input type="checkbox"/> 有			筆	m ²				
<input type="checkbox"/> 無			筆	m ²				
連帯債務者 連帯保証人 担保提供者	区 分 (該当番号を記載)		住 所(上) 電話番号(下)		氏名又は法人名(上) 生年月日又は設立年月日(下)		申込者との関係 (□にチェック)	職業又は営業内容 (上) 年収又は年商(下)
	1.連帯債務者 2.連帯保証人 3.担保提供者	〒		フリガナ		年 月 日 (歳)	<input type="checkbox"/> 配偶者	会社員
		Tel(自宅・法人代表)					<input type="checkbox"/> 親子	
		Tel(携帯)					<input type="checkbox"/> 兄弟姉妹	
							<input type="checkbox"/> その他	万円
	1.連帯債務者 2.連帯保証人 3.担保提供者	〒		フリガナ		年 月 日 (歳)	<input type="checkbox"/> 配偶者	自営業(青果販売 店経営)
		Tel(自宅・法人代表)					<input type="checkbox"/> 親子	
		Tel(携帯)					<input type="checkbox"/> 兄弟姉妹	
							<input type="checkbox"/> その他	万円
1.連帯債務者 2.連帯保証人 3.担保提供者	〒		フリガナ		年 月 日 (歳)	<input type="checkbox"/> 配偶者	会社員	
	Tel(自宅・法人代表)					<input type="checkbox"/> 親子		
	Tel(携帯)					<input type="checkbox"/> 兄弟姉妹		
						<input type="checkbox"/> その他	万円	

(記入上の注意)国民の祝休日と1月2日、1月3日、12月31日は払込期日としないでください。

借入申込書兼債務保証委託申込書

年 月 日

- 農業協同組合
- 埼玉県信用農業協同組合連合会
- 農林中央金庫 支店
- 銀行 店
- 信用金庫 店
- 信用組合 店
- 株式会社日本政策金融公庫さいたま支店
- 埼玉県農業信用基金協会

御中

提出先の融資機関及び保証機関に
チェックを入れてください。

郵便番号 _____
 住 所 _____
 電話番号(自宅又は法人代表) _____
 電話番号(携帯) _____
 フリガナ _____
 氏 名 _____
 役職 氏名 _____
 生年月日又は設立年月日 _____ 年 月 日生(歳)
 [法人等の場合は、氏名欄に法人名、役職 氏名欄に代表者等の役職と氏名を記載]

資金名			借入期間	年	か	月	間	
借入金額			千円	うち据置期間	年	か	月	
借入金使途			第1回償還日	年	月	日		
借入予定日	年	月	日	最終償還日	年	月	日	
利 率	年	%	償還方法 (該当番号を記載)	1.元金均等 2.元利均等				
			保証料支払方法 (該当番号を記載)	1.一括払い 2.分割前取 3.分割後取				
元金の支払い	(償還回数・償還日)			(償還回数・償還日)				
	償還回数: 年 回払い			第 1 回 ~ 第 回 ¥ 円				
	毎年の償還月: <input type="checkbox"/> 1月 <input type="checkbox"/> 2月 <input type="checkbox"/> 3月 <input type="checkbox"/> 4月 <input type="checkbox"/> 5月 <input type="checkbox"/> 6月 <input type="checkbox"/> 7月 <input type="checkbox"/> 8月 <input type="checkbox"/> 9月 <input type="checkbox"/> 10月 <input type="checkbox"/> 11月 <input type="checkbox"/> 12月			第 回 ~ 第 回 ¥ 円				
毎回の償還日: 毎回 20 日			第 回 ~ 第 回 ¥ 円					
担 保	所在地	地目種類	筆数	登記面積	担保種類	設定順位	所有者名(担保提供者)	
<input type="checkbox"/> 有			筆	m ²				
<input type="checkbox"/> 無			筆	m ²				
連帯債務者 連帯保証人 担保提供者	区 分 (該当番号を記載)	住 所(上) 電話番号(下)		氏名又は法人名(上) 生年月日又は設立年月日(下)		申込者との関係 (口にチェック)	職業又は営業内容 (上) 年収又は年商(下)	
	1.連帯債務者 2.連帯保証人 3.担保提供者	〒		フリガナ		<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 親子 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他	会社員	
		TEL(自宅・法人代表)		年 月 日				万円
		TEL(携帯)		(歳)				
	1.連帯債務者 2.連帯保証人 3.担保提供者	〒		フリガナ		<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 親子 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他	自営業(青果販売 店経営)	
		TEL(自宅・法人代表)		年 月 日				万円
		TEL(携帯)		(歳)				
	1.連帯債務者 2.連帯保証人 3.担保提供者	〒		フリガナ		<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 親子 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他	会社員	
		TEL(自宅・法人代表)		年 月 日				万円
TEL(携帯)		(歳)						

(記入上の注意)国民の祝休日と1月2日、1月3日、12月31日は払込期日としないでください。

埼玉県農業近代化資金取扱要領

(制定 昭和41年 7月 1日)

(最終適用 令和 5年 8月15日)

第1節 総 則

(趣 旨)

第1条 この要領は、農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）、同法施行令（昭和36年政令第346号。以下「政令」という。）、埼玉県農業近代化資金利子補給規程（昭和37年埼玉県告示第161号。以下「規程」という。）及び埼玉県農業振興資金（昭和39年埼玉県告示第738号。以下「告示」という。）に定める資金に係る取扱いを定めるものとする。

(運用方針)

第2条 農業近代化資金は、経営意欲と能力がある農業を営む者（単なる生産者ではない経営者）等（以下「農業者等」という。）に対し、農業経営の展開を図るのに必要な資金であって、融資機関及びその他の関係機関は、農業近代化資金の運用に当たって、次の各号に留意するものとする。

- 一 農業者等の経営状態を十分検討し、過剰な投資を抑制し、無理のない償還計画及び適正な貸付条件が、設定できるように配慮するものとする。
- 二 農業者等と一体となって、農業近代化資金制度の趣旨に沿った適切な運営ができるよう、農業者等に、十分な制度の説明及び指導を行うものとする。
- 三 融資機関は、農業近代化資金の融通に当たって、自主的な運営を基本とするが、市町村及び関係機関との緊密な連携を図り、農業政策の方向を確認し、指導金融としての実をあげるものとする。

(別要綱等)

第3条 事務取扱いについては、この要領によるほか、次に定めるところによる。

- 一 埼玉県農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年12月16日決裁。以下「基本要綱」という。）
- 二 農業制度資金集計システム処理要領（以下「システム要領」という。）
- 三 農業近代化資金取扱基準（昭和61年3月13日決裁。以下「取扱基準」という。）

(定義)

第4条 この要領における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 認定農業者等とは、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項に規定する果樹園経営計画を含む。以下「農業経営改善計画」という。）の認定を受けた者及び同認定を受けた法人の構成員又は構成員になろうとする者をいう。
- 二 認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。

三 集落営農組織とは、別表2の（注2）の1に規定するものをいう。

第2節 資金種類・貸付対象者

（資金の種類）

第5条 農業近代化資金のうち規程第2条の表の1から7に定める資金（法の対象とする資金。以下「法対象資金」という。）の種類及びその区分（対象別資金名）は、別表1中の1の表のとおりである。

2 農業近代化資金のうち、法対象資金に対して、その用途に応じて、利子補給の上乗せを行う資金（以下「特利資金」という。）の種類及びその区分（用途別資金名）は、別表1中の2の表のとおりである。

なお、特利資金に対して、利子補給の上乗せを行わない法対象資金の用途別資金名を、「一般資金」とする。

3 農業近代化資金のうち規程第2条の表の8に定める資金（法対象資金以外で、知事が特に必要と認めて指定する資金。）の種類及びその区分（対象別資金名）は、別表1中の3の表のとおりである。

なお、この用途別資金名を「農業振興資金」とする。

（貸付対象者）

第6条 農業近代化資金の貸付対象者及びその区分は、別表2のとおりである。

2 農業者（法人等の団体を除く。）が、農業近代化資金を借入れようとするときは、償還完了時の年齢等の状況にも配慮して、適当と認められるものが借入れるものとする。

3 埼玉県における農業近代化資金の融通に当たっては、埼玉県で農業経営を行うなど埼玉県の農業の近代化に資すると認められるものを対象とする。

（資金の種類と貸付対象者との関係）

第7条 農業近代化資金の具体的な融通に当たっては、農業者にあつてはその者の農業経営の近代化に資するもの、農業者組織にあつては、その直接または間接の構成員又は出資者の農業経営の近代化に資するものでなければならない。また、施設の性質、規模等から見て農業経営で使用する個人施設としては不適當なものについては、複数の農業経営で利用できる共同利用施設として造成取得等を行わなければならない。

第3節 融資機関等

（取扱融資機関）

第8条 農業近代化資金を取り扱う融資機関は、法第2条第2項の各号に掲げる融資機関のうち、知事が適当と認めて、利子補給契約を締結した融資機関とする。

2 埼玉県において貸付業務を行う法第2条第2項の各号に掲げる融資機関で、あらたに農業近代化資金の取扱いを希望する融資機関は、利子補給契約の締結を別紙様式第1号により、知事に申し込むものとする。

3 知事が前項の申込みを受けたときは、内容を審査し諾否を決定し、融資機関に通知するものとする。

4 利子補給契約は、別紙1の利子補給契約書（例）に準じて締結するものとする。また、契約事項を変更する必要がある場合は、別紙2の利子補給契約の一部変更契約書（例）

に準じて変更契約を締結するものとする。

- 5 融資機関は、代表者等について、変更があった場合は、別紙様式第2号により、速やかに県に報告するものとする。また、融資機関が合併した場合は、別紙様式第3号により、報告するものとする。

(市町村の利子補給)

第9条 市町村は、規程第2条の表に定める資金に対して利子補給をする場合には、あらかじめ利子補給規程等を定め、その規程等に基づき融資機関と利子補給契約を締結し行うものとする。

(融資枠の設定)

第10条 県は、必要に応じて、融資需要見込額を調査し、融資枠を設定するものとする。

第4節 貸付条件

(償還期限、据置期間)

第11条 農業近代化資金の償還期限及び据置期間は、別表3に掲げる年限内に設定しなければならない。

なお、据置期間は償還期限に含むものとする。

- 2 償還期限については、融資対象物の耐用年数等を勘案し、据置期間については、融資対象物からの受益の始まる時期等を勘案して、年限を設定するものとする。
- 3 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第111条の規定に基づく、同法政令(政令132号)第3条第1項に規定する者であって、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者にあつては、別表3の1法対象資金に掲げる償還期限及び据置期間について、農業者組織を除き、それぞれ3年間延長するものとする。(ただし、政令(政令132号)第3条第2項で定める日までの間に貸し付けられるものに限り、償還期限にあつては最長20年間を限度とする。)

(貸付利率、基準金利、利子補給率等)

第12条 農業近代化資金の貸付利率、基準金利及び利子補給率等については、別に定めるものとする。

ただし、認定農業者等が農業経営改善計画に即して農業経営の展開を図るのに必要な農業近代化資金を借入れる場合等については、特利資金としての取扱いはできないものとする。

- 2 融資機関及びその他の関係機関は、農業近代化資金制度の趣旨、地域農業の振興上の必要性等を踏まえ、実情に応じ、より低利な利率が設定できるよう配慮するものとする。

(認定農業者等に係る貸付利率の特例)

第13条 第2の6に規定する貸付利率を0%等まで引き下げるのに必要な額(ただし、貸付利率を2.0%引き下げるのに必要な額を限度とする。)を農業者等に対して行う助成については、担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱(平成28年1月20日付け27経営第2598号農林水産事務次官依命通知)、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知。)、東

日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3536 号農林水産事務次官依命通知）及び認定農業者等に対する経営支援緊急対策利子助成金交付事業実施要綱（平成 20 年 10 月 16 日付け 20 経営第 4079 号農林水産事務次官依命通知）に定めるところによる。

（貸付限度額）

第 14 条 法対象資金及び特利資金の合計の 1 農業者等に融通することのできる最高限度額（融資残高の最高額。以下「貸付限度額」という。）は、別表 4 中の 1 の表のとおりである。

2 農業振興資金の貸付限度額は、法対象資金及び特利資金とは別に対象別資金ごとに定められており、別表 4 中の 2 の表のとおりである。

（最低貸付額）

第 15 条 農業近代化資金の 1 件当たり貸付額は、1 万円を単位とし、30 万円以上とする。

（融資率）

第 16 条 融資率は、貸付対象事業費（千円未満を切り捨てた額。）の 100 分の 80 以内とする。ただし、事業実施の結果、その事業費の額が利子補給承認申請書の添付書類に記載された金額を下回り、融資率が 100 分の 80 を超えることとなる場合において、必要やむを得ないと認められるときは 100 分の 90 以内とする。

2 融資機関は、前項の規定において、必要やむを得ないと認められるときは、農業近代化資金融資率特例届（様式 7 号の 3）を県へ提出するものとする。

（認定農業者等に係る融資率の特例）

第 17 条 認定農業者等が農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項に規定する農業経営改善計画に即して農業経営の展開を図るのに必要な農業近代化資金を借入れる場合等の融資率は、前条にかかわらず、100 分の 100 以内とする。

（集落営農組織に係る融資率の特例）

第 17 条の 2 集落営農組織が法人化を目指して農業経営の展開を図るのに必要な農業近代化資金を借入れる場合（別表 1 の大臣特認資金（7 号資金）の内の農村給排水施設資金及び特定の農家住宅資金を除く。）の融資率は、第 16 条にかかわらず、100 分の 100 以内とする。

ただし、この融資率の特例は、貸付額が 3600 万円に達するまでに限り適用するものとする。

（補助残融資）

第 18 条 国又は地方公共団体等の補助金（交付金を含む。）の交付の決定を受けた事業について、補助残事業費部分については、農業近代化資金を融通すること（以下「補助残融資」という。）は、差し支えないものとする。この場合において、第 16 条、第 17 条及び第 17 条の 2 の融資率は、事業費の総額に対して適応することができる。

2 近代化資金の借入れにより行った事業につき、国又は地方公共団体の補助金の交付決定を受け、近代化資金の借入額及び補助金の合計額が事業費の総額を超える場合は、償

還期限にかかわらず、交付のあった後、これを遅滞なく、借入金債務の弁済に充てるものとする。

（償還方法）

第19条 貸付金の償還方法は、元金均等の年賦又は半年賦の方法によるものとする。

ただし、償還金は千円を単位とし、貸付金を償還回数で除し、端数が生じる場合は第1回目の償還額に加えるものとする。

2 融資機関は、繰上償還があった場合、システム要領第8に定める特例償還報告書（様式第6号）を知事に提出するものとする。

なお、繰上償還があった場合についても、約定償還額は変更しないものとする。

（約定償還日）

第20条 年賦償還の約定償還日は、貸付日から遡って、最も近い奇数月の20日とする。

2 半年賦償還の約定償還日は、貸付日から遡って、最も近い奇数月の20日とそこから6か月を遡った奇数月の20日とする。

（セット融資）

第21条 貸付利率が同じ法対象資金の二種類以上の資金（6号資金を除く）を同時に借入れる場合は、セット融資（以下「9号資金」という。）とすることができる。9号資金の償還期限及び据置期間は、事業費による加重平均とする。

第5節 借入及び利子補給承認の手続

（借入手続）

第22条 農業者が農業近代化資金を借入れる場合の借入申込手続については、基本要綱第3の規定によることとし、借入申込希望書と併せて別表5に掲げる関係書類（以下「借入申込希望書等」という。）を作成し、融資機関に提出する。

2 補助残融資については、補助事業実施計画の承認手続きと併行して、借入申込希望書等又は借入申込書等を作成し、補助金交付内示後速やかに借入手続きを行うものとする。

（融資機関の審査等）

第23条 借入申込希望書等又は借入申込書等を受けた融資機関は、基本要綱第3の2に留意して内容を審査し、必要に応じて関係機関の意見を求め、適当と認められるときは、システム要領第4に定める農業近代化資金利子補給承認申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を作成し、借入申込希望書等又は借入申込書等を添えて、市町村に提出するものとする。

ただし、特に市町村を経由する必要がないと認められる場合（法第2条第2項第2号から第5号に掲げる融資機関が農業協同組合に貸付ける場合等とする。）にあっては、県（農業支援課）に提出するものとする。

（市町村の審査等）

第24条 市町村は、利子補給承認申請について必要がある場合は、融資機関等から事情を聴取し、内容を審査し、申請書等に意見書（様式第1号-1）を付して所轄の農林振興センターに提出するものとする。

なお、意見書は当該市町村に「特別融資制度推進会議設置要綱」（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）に基づく特別融資制度推進会議又は「市町村農林金融協議会設立推進要領」（昭和53年5月8日制定）に基づく農林金融協議会等が設立されている場合にあつては、当該協議会等の意見書をもって代えることができる。

ただし、認定農業者等が貸付利率等の特例を受ける場合並びに認定新規就農者が資金を借り入れる場合並びに集落営農組織及び集落営農組織が法人化するときその構成員になろうとする者が資金を借り入れる場合には、経営改善資金計画について、特別融資制度推進会議の認定を求めることとする。

- 2 「特別融資制度推進会議設置要綱」第3の3の（1）に基づき、特別融資制度推進会議が審査事務を融資機関に委任した場合は、委任を受けた融資機関は内容を審査し、意見書（様式第1号-2）を特別融資制度推進会議に提出するものとする。

市町村は申請書等を農林振興センターに提出するとき、当該意見書の写しを添付するものとする。

（関係機関の審査等）

- 第25条 水産研究所は、第22条に基づく意見書を交付するほか、借入希望者に必要な指導を行うものとする。

（借入希望者への通知）

- 第26条 融資機関は、基本要綱第5の6に基づき借入申込希望書等の受理から原則として1か月半以内に借入希望者に対して、融資の可否及び融資審査の結果を通知し、融資を行う場合には、同要綱に定める正式な借入申込書の提出を求め、市町村等関係機関に提出するものとする。

なお、融資を行わない場合には、同要綱に定める総括表により借入希望者にその理由を説明するものとする。

- 2 融資機関は、借入者に対して、農業近代化資金制度及び手続等を十分に説明するとともに、事業の進行管理の指導を行うものとする。特に農業者等が利子補給承認日前に事業に着手することのないようにすること。

（承認権限）

- 第27条 貸付金額が1800万円を超えるもの及び法第2条第2項第2号から第5号に掲げる融資機関が農業協同組合に貸し付ける場合等については、県農業支援課長が承認事務を行うものとし、それ以外のものについては、農林振興センター所長が承認事務を行うものとする。

（事前協議）

- 第28条 融資機関は借入申込金額が1800万円を超える申込みがあつた場合及びその他必要と認めるときは、原則として第23条により適否を決定する前に、関係機関と事前協議を行うものとする。

- 2 融資機関は、借入申込金額が5000万円を超える申込みがあつた場合には、前項の事前協議は関係機関との事前協議会を開催し行うものとする。前項の事前協議において必要と認められた場合も同様とする。

(農林振興センター所長の審査等)

第29条 農林振興センター所長は、利子補給承認申請について必要がある場合は、関係機関の意見を求め、内容を審査し、農林振興センター所長の承認分については利子補給の諾否を決定し、速やかに県農業支援課に報告するとともに、県農業支援課長の承認分については、申請書等を県農業支援課に提出するものとする。

(県農業支援課長の審査)

第30条 県農業支援課長は、利子補給承認申請について必要がある場合は、関係機関及び関係部課等の意見を求め、内容を審査し、利子補給の諾否を決定するものとする。

(提出期限等)

第31条 申請書等の提出期限及び提出部数は、別表6に定めるとおりとする。

(承認日)

第32条 利子補給の承認日は原則として、奇数月の10日とする。

ただし、その日が休日等(通常、承認事務を行わない日をいう。以下本条において同じ。)であるときは、その日からさかのぼって最も近い休日等でない日とする。

(承認通知)

第33条 県は利子補給の承認をしたとき、融資機関に対し農業近代化資金利子補給承認書を、農林振興センター及び市町村に対しては、農業近代化資金利子補給承認通知書を送付するものとする。

2 市町村は原則として、前項による通知を受けた後、市町村の利子補給に係る承認書を融資機関に送付するものとする。

3 融資機関は承認書を受けたときは、速やかに借入申込者に通知するものとする。

(貸付実行)

第34条 融資機関は、利子補給承認書を受けた後、承認日から2か月以内(特別な理由があると認められる場合は、6か月以内)の資金の必要な時期の1日、又は21日に借用証書の差し入れを受け貸付けを行うものとする。

ただし、1日又は21日が休日等(通常、資金の貸付業務を行わない日と認められる日をいう。以下本条において同じ。)であるときは、その日以降の最も近い休日等でない日に貸付けをすることができるものとする。

2 貸付けは、借入者の口座に、貸付金を振り替えて行うものとする。また、原則とし、貸付けに当たっては、農業近代化資金の受払用の口座を開設するものとし、開設しない場合は、融資機関は貸付金と他の資金とを区別しその把握をしなければならない。

3 原則として、貸付実行をする前に、貸付口座に自己資金分の受入れをしなければならない。

4 融資機関は貸付実行後、システム要領第6に基づく農業近代化資金貸付実行報告書(様式第4号)を作成し、県へ報告するものとする。

(資金払出しの確認)

第35条 貸付口座からの払出しに当たっては、融資対象物及び請求書等により、必ず使途を確認することとする。

なお、貸付金は、貸付実行後30日以内に全部又は一部の払出しを行い、原則として受入後3か月以内に全額の払出しを終えるものとし、融資機関はその確認をすることとする。

(経営状況報告)

第36条 借入者は、経営改善資金計画期間中において経営改善が達成されるまでは、毎年、基本要綱第3の4の(2)に定める様式により、経営状況を融資機関に報告するものとする。

なお、借入者が農業者組織の場合については、この限りでない。

第6節 その他の手続き

(債権保全措置)

第37条 債権保全措置については、基本要綱第3の3に基づくほか、次に掲げる事項によるものとする。

- 一 埼玉県農業信用基金協会(以下「基金協会」という。)の債務保証を受けた貸付けは、債権回収に係るリスクが軽減されるのであるから、保証料の補助又は貸付利率の引下げ等により、借入者に相当部分の還元をすることも考慮するよう努めることとする。
- 二 債務保証の委託申込みを受けた基金協会は、適正な保証料を設定し、農業者等に過重な負担をかけないようにしなければならない。
- 三 県は、農業近代化資金の利子補給承認をしたときは、基金協会へ農業近代化資金承認通知書を送付するものとする。
- 四 前項の通知を受けた基金協会は、債務保証に関する事項等に相違がある場合は、速やかに県に報告するものとする。その他県は、必要に応じて債務保証の状況について報告を求めるものとする。

(承認の保留、不承認)

第38条 県(農林振興センター所長及び県農業支援課長)は、利子補給承認申請について、審査した結果、利子補給の承認がし難いと決定した場合は、次の各号により、処理するものとする。

- 一 関係法令、本要領等により、明らかに農業近代化資金として利子補給承認ができないもの及び利子補給承認の見込みの全くないものの場合には、融資機関に様式第2号により不承認の通知をするものとする。
 - 二 利子補給承認の見込みのあるもので、書類等の不備、事業内容等の変更を要するもの、現地調査を要するもの、融資枠の不足、その他の場合には、融資機関に様式第3号により承認の保留の通知をするものとする。
- 2 前項による通知を受けた融資機関は、借入申込者に通知するとともに、内容の説明をするものとする。

(承認申請の取下等)

第39条 利子補給承認を受ける前に、申請の取下げをする場合は、融資機関は、農業近代化資金利子補給承認申請取下届(様式第4号)を県に提出するものとする。

- 2 利子補給承認を受けた後に、貸付実行をせずに利子補給の辞退をする場合には、融資

機関は、農業近代化資金貸付実行辞退届（様式第5号）を県に提出するものとする。

（変更承認申請）

第40条 融資機関は、次の各号に該当する場合で、利子補給の承認を受けた承認事項を変更する必要があると認めるときは、農業近代化資金利子補給変更承認申請書（様式第6号の1）及び農業近代化資金貸付条件等変更願（様式第6号の2）を市町村を經由して県に提出し、承認を受けるものとする。

- 一 借入者から天災その他特別の事由により、貸付条件を変更したい旨の申出があったとき。
- 二 借入者から事業内容（事業費、事業量）の2割以上を変更したい旨の申出があったとき。

2 前項の申請書を受けた市町村は、意見を付して、県へ提出するものとする。

（変更の承認）

第41条 県は、変更承認申請書を受理したときは、諾否を決定し、市町村を經由して融資機関に通知するものとする。

2 融資機関は、前項の通知を受けたときは速やかに借入者に通知するものとする。

第7節 事業の着工と完了

（事業着工）

第42条 借入者は、第33条第3項による通知を受けた後、速やかに事業に着手するものとする。

なお、事業の着手とは、以下のいずれか早い日とする。

- 一 建物、構築物等工事を伴うものについては、現場でその工事（据付けを含む。）を開始すること。
- 二 機械器具等の購入については、その一部又は全部が納品されること。
- 三 対象事業費（契約金、内金等を含む。）の一部又は全部の支払をすること。

（事前着工届）

第43条 融資機関は、利子補給承認を受ける前に事業に着手することが真にやむを得ないと認められるときは、借入者から提出された「農業近代化資金における早期事業着工願（様式第7号の2）」を添付し、「農業近代化資金利子補給承認前着工届（様式第7号の1）」を県に提出するものとする。

（事前着工）

第44条 融資機関は、前条の届が受理された場合は、その旨を借入者に通知するものとする。

（完了報告）

第45条 借入者は事業完了後遅滞なく事業完了報告書（様式第8号）及び農業近代化資金手帳（様式第9号。以下「手帳」という。）を融資機関に提出するものとする。

なお、事業の完了とは、以下のいずれか遅い日とする。

- 一 建物、構築物等工事を伴うものについては、現場でその工事が完了した日。
 - 二 機械機具等の購入については、納入が完了した日。
 - 三 対象事業費の支払が完了した日。
- 2 融資機関は、借入者の事業の進行について指導を行うとともに、適切な時期に完了報告がない場合は、必要に応じ県に報告し、指示を受けるものとする。

第8節 事業内容の確認

（事業完了の確認）

第46条 融資機関は、借入者から提出された事業完了報告書等について、全ての領収書（又はその写し）が添付されているかなどの内容を確認し、速やかに現地確認を行うものとする。

また、借入者から通帳の提示を受けるなどして、貸付口座の受け払いを明らかにする書類（通帳の写しなど）を添付するものとする。

さらに、現場写真を手帳に添付するものとする（貸付金額が600万円を超える事業は必須）。

（事後指導）

第47条 融資機関は、第36条に基づく経営状況報告書を踏まえて、必要があると認めるときは、関係機関と連携をとって適切な指導を行うものとする。

2 融資機関は前条により事業完了、資金使途、支払いした事業費等を確認した結果、目的外使用又は超過融資等利子補給承認の条件と異なると認められるときは、速やかに農林振興センターに報告し、指示を受け是正措置を講ずるものとする。

3 融資機関は、事業完了確認後における貸付対象施設等の使用状況について、信用事業部門と営農指導等の部門との連携を図るなどして的確な把握に努めるとともに、第50条第1号から第3号及び第7号のいずれかに該当する事由が判明した場合にあっては、速やかに農林振興センターに報告し、指示を受け是正措置を講ずるものとする。

（書類整備）

第48条 融資機関は利子補給承認申請書、借入申込書、経営改善資金計画書、借用証書、農業近代化資金手帳、事業完了報告書等の関係書類を整備し、貸付金の償還終了ののち、5年間（借用証書を除く。）保管するものとする。

（貸付調査）

第49条 県は農業近代化資金制度の適正な推進を期するため、融資機関に対し、必要に応じ規程第7条に規定する書類調査及び現地調査等を行うものとする。

（利子補給の打切り等）

第50条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、規程第6条に基づく措置を講ずるものとする。

- 一 借入者が農業近代化資金の借入申込書に偽りの記載をして、貸付けを受けたとき。
- 二 借入者が貸付金をその目的以外に使用したとき又は農業者等でなくなったとき。
- 三 借入者が貸付金により改良、造成又は取得した施設等を譲渡若しくは当初の目的以外の目的に使用したとき、又は事業を中止したとき。

- 四 借入者が利子補給承認前に、事業に着手したとき。（承認前着工届が受理された場合を除く。）
- 五 借入者が融資率を超過した貸付けを受けたとき。
- 六 借入者が貸付金を長期にわたって使用しないとき。
- 七 借入者が関係法令及び本要領等の規定に違反したとき。
- 八 借入者から繰上償還があったにもかかわらず、融資機関が報告を怠る等、融資機関の責に帰すべき事由により、関係法令及び本要領等の規定に違反したとき。

第9節 利子補給金の交付

（利子補給金の交付）

- 第51条 融資機関の県に対する利子補給金の請求は、様式第10号で行うものとする。
- 2 融資機関が利子補給金の受領に関する一切の権限を信連に委任する場合には委任状（様式第11号）をあわせて提出するものとする。
 - 3 利子補給金の額は、1貸付ごとに算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の延滞額を除く最高残高の総和を365（閏年にあっても365とする。）で除して得た金額（円未満切り捨て））にそれぞれの利子補給率を乗じて得た金額（円未満切り捨て）の合計額である。
 - 4 県は、利子補給金の請求を受けた場合で、知事が適当と認めたときは、速やかに利子補給金を交付するものとする。

（補助金の返還等）

- 第52条 既に交付を受けた利子補給金について、返還を要する事態が生じた場合は、融資機関は、様式第12号により、知事に返納申請をするものとする。
- 2 利子補給承認を受け、既に貸付実行をしたものについて、利子補給の辞退をする場合には、融資機関は農業近代化資金利子補給辞退届（様式第13号）を県に提出するものとする。

（※ 附則は直近の主なもののみ抜粋）

附 則

この要領は平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要領は平成20年11月4日から施行する。

附 則

この要領は平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要領は平成21年4月10日から施行する。

附 則

この要領は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月24日から施行し、平成23年3月11日以降の利子補給承認に適用する。

附 則

この要領は、平成26年5月20日から施行する。

この要領の施行の日（以下「施行日」という。）前に利子補給承認が行われた近代化資金及び施行日前に農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号。以下「改正法」という。）附則第8条第1項に規定する旧就農促進法第4条第1項の認定を受けた者（改正法附則第8条第3項に規定する施行日以後の認定を受けた者を含む。）に対して施行日以後に利子補給承認が行われる農業近代化資金についてのこの要領による改正後の埼玉県農業近代化資金取扱要領の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

この要領は平成27年5月14日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要領は平成28年6月30日から施行する。

附 則

この要領は平成29年4月19日から施行する。

附 則

この要領は平成30年4月23日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領は平成30年11月12日から施行する。

附 則

この要領は令和元年5月14日から施行する。

附 則

この要領は令和3年4月6日から施行する。

附 則

この要領は令和4年5月9日から施行する。

附 則

この要領は令和4年7月29日から施行する。

附 則

この要領は令和5年8月15日から施行する。

別表1（第5条関係）

資 金 種 類

1 法対象資金

対象別資金名	資 金 種 類
構築物改良等資金 （1号資金）	<p>農舎、畜舎、蚕室、農産物乾燥施設、たい肥舎、農産物育成管理用施設、サイロ、たい肥盤、農業用貯留槽、果樹棚、牧さく、農業用索道、排水施設、かん水施設、農産物集出荷施設、農産物処理加工施設、農産物貯蔵施設、農産物販売施設、農業生産資材貯蔵施設、農業生産資材製造施設、農機具保管修理施設、病害虫等防除施設、ふ卵育すう施設、きのこ栽培施設、家畜人工受精施設、家畜市場施設、家畜診療施設、観光農業施設、未利用資源活用施設、農業労働力確保施設、農業生産（農産物の処理加工を含む。）に伴って生ずる公害防止のために必要な施設その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に必要なものを除く。）</p> <p>なお、以上のうち認定農業者等及び集落営農組織以外の者に対する貸付けにあっては復旧に必要な資金を除く。</p>
農機具等取得資金 （2号資金）	<p>原動機、農用地改良造成用機具、揚排水用機具、耕うん整地用機具、農作物育成管理用機具、肥料調製散布用機具、病害虫等防除用機具、収穫調製用機具、農産物処理加工用機具、畜産用機具、養蚕用機具、運搬用機具、観光農業用機具、未利用資源活用用機具又は生産・経営管理情報処理用機具等の改良、復旧又は取得に必要な資金</p> <p>なお、以上のうち認定農業者等及び集落営農組織以外の者に対する貸付けにあっては復旧に必要な資金を除く。</p>
果樹等植栽育成資金 （3号資金）	<p>果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に必要な資金（認定農業者等及び集落営農組織以外の者に対する貸付けにあっては、オリーブ、果樹、茶、多年生草本、桑又は花木の植栽又は育成に必要な資金に限る。）</p>
家畜購入育成資金 （4号資金）	<p>乳牛その他の家畜の購入又は育成に必要な資金</p>
小土地改良資金 （5号資金）	<p>事業費1800万円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金（認定農業者等及び集落営農組織以外の者に対する貸付けにあっては復旧に必要な資金を除く。）</p>
農村環境整備資金 （6号資金）	<p>診療施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、農村情報処理・通信施設（農事放送施設及び農業管理センターを含む。）、水道施設、下水道施設、託児施設、研修施設、集会施設、ガス供給施設、融雪・除雪用施設、農作業管理休養施設、農業者等健康増進施設、地域休養施設、生活改善センター、生活安全保護施設、集落道、廃棄物処理施設又は地域交流施設の改良、造成又は取得に必要な資金（ただし、農業者組織に貸し付けられる場合に限る。）</p>
大臣特認資金 （7号資金）	農村給排水施設 資金 農業者の農村における給排水施設の改良、造成又は取得に必要な資金
	特定の農家住宅 資金 特定の農家住宅の改良、造成又は取得に必要な資金
	内水面養殖施設 資金 内水面養殖施設の改良、造成又は取得に必要な資金
長期運転資金 （8号資金）	<p>農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要な資金</p>
セット融資 （9号資金）	<p>二種類以上の資金（6号資金を除く）を同時に借り入れる場合</p>

2 特利資金

使途別資金名	資金種類
稲作転換促進資金	1号資金及び2号資金のうち、水稻から一般作物（麦、飼料用作物又は大豆等）に転換するために必要とする資金
環境保全型農業資金	1号資金及び2号資金のうち、農業生産に伴って生ずる公害を防止するため、又は有機農業を行うために必要とする資金
農機具等共同化資金	農機具等の共同利用を行うために必要な2号資金及び1号資金のうち農機具保管修理施設に係る資金（補助残融資以外で、構成員全てが農業者である農業を営まない任意団体及び農事組合法人（農業を営むものを除く。）に貸付ける場合に限る。）
合併農協資金	法対象資金（5号資金及び8号資金を除く。）のうち、合併農業協同組合が必要とする資金（法第2条第2項第2号に掲げる融資機関が貸付ける場合に限る。）

3 農業振興資金

対象別資金名	資金種類	
⑩ 農業経営資金 (10号資金)	規模拡大資金	農業経営拡大のための飼料、種苗、原材料等の購入に必要な資金
	施設改修資金	農業用施設等の改修に必要な資金
	永年作物 被害回復資金	永年作物に被害を受けた農業者の被害を受けた年の翌年以降の経営の回復を図るため、肥料、種苗、原材料等の購入に必要な資金
	農業経営回復 資金	農作物等に被害を受けた農業者の農業経営回復のため、肥料、種苗、原材料等の購入資金、その他農業経営に必要な資金

別表2（第6条関係）

貸付対象者

区分	貸付対象者の内容	施設
<p style="text-align: center;">農 業 者 等</p>	<p>農業（畜産業及び養蚕業を含む。）を営む者であって次に掲げる者（農業を営むことを主な目的とする法人等の団体を含む。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定農業者等（簿記記帳を行っている者又は簿記記帳を行うことが確実と見込まれる者に限る。） 2 認定新規就農者 3 目標地図に位置付けられた者及び継続的農地利用者 4 次に掲げる全ての要件を満たす農業者（農業の生産工程の一部又は全部を請け負う事業を行う者（以下「農業サービス事業体」という。）であって、次の(1)、(2)及び(4)に掲げる要件を満たす者を含む。） <ol style="list-style-type: none"> (1) 農業所得が総所得の過半（法人にあっては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高の過半）を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上（法人にあっては1000万円以上）であること。 (2) 主として農業経営に従事すると認められる青壮年の家族農業従事者（法人にあっては、常時従事者（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項第2号ホに規定する常時従事者をいう。）である構成員）がいること。 (3) 個人の農業者であって、60歳以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事（農業大学校に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事すると見込まれること。 (4) 簿記記帳を行っていること。（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。） 5 原則として5年以内に、1となる計画を有する農業を営む法人（経営開始後決算を2期終えていないものに限る。以下「農業参入法人」という。） 6 1～3までの経営（家族農業経営に限る。）の経営主以外の農業者（家族経営協定を締結しており、その中において①経営のうちの一部の部門について主宰権があり、かつ、②その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があることが明確になっていることを満たす農業者に限る。） 7 法人格を有しない農業を営む任意団体 	<p style="text-align: center;">個 人 施 設</p>
<p style="text-align: center;">農 業 者 組 織</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業協同組合 2 農業協同組合連合会 3 農事組合法人（農業を営むものを除く。） 4 存続中央会（農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第10条に規定する存続中央会をいう。以下同じ。） 5 農業共済組合及び農業共済組合連合会 6 土地改良区及び土地改良区連合 7 たばこ耕作組合 8 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会 9 農住組合 10 農業振興一般社団法人等 11 農業協同会社 12 農業を営まない任意団体 	<p style="text-align: center;">共 同 利 用 施 設</p>

(注1) 認定農業者等のうち認定を受けた法人の構成員又は構成員になろうとする者は、当該法人への出資金等を借り入れる場合に限る。

(注2) 継続的農地利用者とは、地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者（10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に協力する意向が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出し、かつ、生産の効率化等に取り組む旨の証明を受けたものをいう。

目標地図に位置付けられた者とは、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項の地図をいう）。に位置付けられた者（市町村が認める者）をいう。

(注3) 農業を営む任意団体とは、次に掲げるものをいう。

1 集落営農組織

(1) 農業者が主たる構成員となっており次の要件を全て満たす団体

ア 次の事項について、適切な規約等の定めを有していること

(ア) 代表者及び代表者の選任の手続き

(イ) 代表権の範囲

(ウ) 農業経営の近代化の資する旨を含んだ団体の目的

(エ) 団体の意思決定の機関及びその決定の方法（意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。）

(オ) 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項

(カ) 会費又は農業近代化資金の融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収方法（徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。）

イ 一元的に経理を行っていること

ウ 原則として5年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目的を有していること（水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合には、法人とする。）

エ 農用地の利用の集積の目標を定めていること（水田作及び畑作に係る農業経営の場合に限る。）

オ 主たる従事者が目標農業所得額を定めていること

(2) 前記(1)の団体が法人化するときその構成員になろうとする者（当該法人への出資金等を借り入れる場合に限る。）

2 本表の農業者欄の1から6までの者が全構成員の過半を占め、かつ1の(1)のアの事項について、適切な規約等の定めを有しているもの

(注4) 本表における農業協同組合とは、次に掲げる貸付要件を全て満たす農業協同組合とする。

1 法令違反や不祥事がないこと。

2 国及び県の行政検査並びに存続中央会又は会計監査人による監査で重大な指摘を受けていないこと。

3 農業協同組合の改革を着実に実践し、担い手を中心とする組合員のメリットが拡大していると認められること。

4 営農指導事業及び農産物販売事業の充実に重点を置いていると認められること。

（これらの事業を行っていない農業協同組合については、この限りでない。）

5 信用事業の自主ルールを尊重していること。（信用事業を行っていない農業協同組合については、この限りでない。）

6 全体の収支又は信用事業及び共済事業以外の収支が赤字の場合は、施設・人員の整理等の赤字解消に向けた努力を積極的に行っていること。

7 組合員のニーズを的確に把握し、それを着実に実行できる役員体制が確立していると認められること。

- (注5) 本表における農業協同組合連合会とは、注3に掲げる貸付要件を全て満たす農業協同組合連合会とする。
- (注6) 本表における事業協同組合（農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）、事業協同小組合（農業者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）及び協同組合連合会（農業協同組合又は農業協同組合連合会がその連合会の議決権の過半数を有しているものに限る。）とは、農産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業、農産物の貯蔵、運搬、販売その他の流通に関する事業、農業生産に必要な資材の製造の事業、農作業の受託の事業その他の農業の振興に関する事業（以下「農業振興事業」という。）を主たる事業として行うものをいう。
- (注7) 本表における農住組合とは、農業者、農業協同組合及び農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を保有しているものに限る。
- (注8) 農業振興一般社団法人等とは、農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が、一般社団法人にあっては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあっては、基本財産の額の過半を拠出しているものをいう。
- (注9) 農業協同会社とは、農業振興事業を主たる事業として営む株式会社及び持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）であって、農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が、株式会社にあつては総株主の議決権（地方公共団体が有する議決権及び株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有しているもの、持分会社にあつては業務を執行する社員の過半を占めているものをいう。
- (注10) 農業を営まない任意団体とは、法人でない団体であつて、農業者が主たる構成員となつており、かつ次の事項について、適切な規約等の定めを有しているものをいう。
- 1 代表者及び代表者の選任の手続き
 - 2 代表権の範囲
 - 3 農業経営の近代化の資する旨を含んだ団体の目的
 - 4 団体の意思決定の機関及びその決定の方法（意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。）
 - 5 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項
 - 6 会費又は農業近代化資金の融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収方法（徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。）
- (注11) 農業者に貸付けられる場合の貸付対象施設等を個人施設とし、農業者組織に貸付けられる場合の貸付対象施設等を共同利用施設とする。

別表3（第11条関係）

償還期限・据置期間

1 法対象資金（特利資金を含む。）

貸付対象者		認定農業者等		認定農業者等以外の農業者		認定新規就農者が認定就農計画に従って農業経営基盤強化促進法第14条の4第2項第3号の措置を行う場合		農業者組織	
		償還	据置	償還	据置	償還	据置	償還	据置
原則		15	7	15	3	17	5	15	3
例 外	果樹等植栽育成資金を含む場合	-	-	-	7	-	7	-	7
	農機具等のみの場合	7	2	7	2	10	-	10	2
	家畜購入育成資金のみの場合	7	2	7	2	10	-	7	2
	畜舎、果樹棚等を含む場合	-	-	-	-	-	-	20	-
	農村環境整備資金を含む場合	-	-	-	-	-	-	20	-
	小土地改良資金を含む場合	-	-	-	-	18	-	-	-

※本表における認定就農計画とは、農業経営基盤強化促進法第14条の5第2項に規定する認定就農計画をいう。

2 農業振興資金

対象別資金		償還期限（年以内）		左のうち据置期間（年以内）	
		農業者	農業者組織	農業者	農業者組織
農業 経営 資金	規模拡大資金	3		1	
	施設改修資金	5		2	
	永年作物被害回復資金	3		1	
	農業経営回復資金	6		1	

別表4（第14条関係）

貸付限度額

1 法対象資金（特利資金を含む。）

貸付対象者		貸付限度額
農業者		1800万円
	農業参入法人	1億5千万円
	特別農業者 協業農業者	2億円
農業者組織		15億円 (又は大臣特認額)

(注1) 農機具等共同化資金については、貸付限度額を1800万円とし、特に認められた場合は、2億円とする。

(注2) 特別農業者とは、農業者のうち、経営の規模等について次の基準を勘案して、知事が承認するものをいう。

経営形態	経営規模の基準
畜産経営（酪農・肉用牛経営） （繁殖豚経営） （肥育豚経営） （採卵鶏経営） （採肉鶏経営・育成鶏経営）	常時飼養頭数が、15頭以上 常時飼養頭数が、40頭以上 常時飼養頭数が、120頭以上 常時飼養羽数が、3,000羽以上 常時飼養羽数が、5,000羽以上
果樹園経営・茶園経営	経営する樹園地の面積が、1ヘクタール以上
施設園芸経営	経営する施設園芸の施設が、10アール以上
土地利用型経営	経営する土地の実面積が、5ヘクタール以上
きのこ栽培経営	しめじ（ひらたけ）栽培者で、栽培ビン(800cc)が、50,000本以上
その他の経営	上記の規模に準じると認められる規模以上

(注3) 協業農業者とは、農業を営む農事組合法人、株式会社、持分会社その他農業者が組織する法人及び農業を営む任意団体をいう。

(注4) 大臣特認額とは、特別の理由がある場合において、農業者組織の貸付限度額について、農林水産大臣が承認した額をいう。

(注5) 協業農業者に貸付けられる場合の貸付対象施設を、協業施設とする。

2 農業振興資金

資金区分		貸付限度額
農業 経営 資金	規模拡大資金	(個人の農業者が借入れる場合) 500万円
	永年作物被害回復資金	(農業者等のうち法人等の団体が借入れる場合) 1000万円
	施設改修資金	知事特認者 3000万円
	農業経営回復資金	500万円

(注) 知事特認者とは、特別の理由がある場合として、知事が特に認めた農業者等をいう。

借入希望書等の添付書類

埼玉県農業経営改善関係資金基本要綱第3で定める書類※に次の1～3の書類を添付すること。

※埼玉県農業経営改善関係資金基本要綱第3で定める書類

「要綱別紙1<借入申込希望書兼経営改善資金計画書>」、「農業経営改善計画書及びその認定書」（認定農業者のみ）、「青年等就農計画書及びその認定書」（認定新規就農者のみ）、「要綱別紙2の（1）<意見書>または要綱別紙2の（2）<確認書>」（認定新規就農者のみ）、「飼養衛生管理基準遵守状況確認書」（クロスコンプライアンス対象家畜を飼養する農業者のみ）

1 共通

提出書類	提出区分
見積書	カタログ等がある場合はあわせて提出する。
借入理由書（付表第1号）	借入申込金額が、1800万円を超える場合に提出する。
早期事業着工願（様式第7号の2）	やむを得ない事情があり事前着工を希望する場合に提出する。
補助金関係書類	補助残融資（又は融資残補助）の場合に提出する。 ・事業計画書 ・交付内示(写)又は交付決定通知書(写)

2 貸付対象者別提出書類

区分	提出書類	提出区分		
該当する区分のものを提出	個人の農業者	貸付限度額に関する付表（付表第2号）	個人の農業者が、1800万円（既往借入残高がある場合は残高を合算した金額）を超えて申込をする場合に提出する。（融資機関が作成する。）	
	目標地図に位置付けられた者及び継続的農地利用者	地域計画のうち目標地図に位置付けられた者及び地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものに関する証明書	市町村から交付を受ける。	
	団体の農業者 組織農業者	定款、規約又はこれに準じるもの		
		最近時の業務報告書又はこれに準じるもの		
		最近時の試算表又はこれに準じるもの	法人格の無い団体は提出不要	
		借入申込に係る総会又は理事会等の議事録の写し	法人格のある団体は提出不要	
	集落営農組織及び集落営農組織が法人になるときにその構成員になろうとする者	経営改善資金計画認定通知書の写し		
別表2の(注3)の1の要件を証する書類		定款、規約又は業務報告書等では不足する場合に提出する。		
農業者組織	事業計画書	農業者組織が、1800万円を超えて申込をする場合に提出する。		

3 資金別提出書類

区 分		提出書類	提出区分
号資金	区分細目		
1号 6号 7号	施設の造成取得等に要する資金	設計図(平面図・配置図・現場案内図)	
		建築確認通知書(写)	建築確認を必要としない場合は不要
		工事の請負等の契約書(写)	借入申込金額が、1800万円を超える場合に提出する。
1号 2号	畜産経営に係る施設、機具等の造成取得等に要する資金	フン尿処理計画書(付表第5号)	特に認められた場合は、提出不要
2号	運搬用機具の取得に要する資金	運搬用機具に関する付表(付表第6号)	
4号	肥育牛購入育成資金、肥育豚・鶏購入資金	肥育牛購入育成及び肥育豚・鶏購入に関する付表(付表第7号の1～2)	飼養規模拡大の場合は、付表第7号の1、品質等の優れた家畜等導入の場合は、付表第7号の2を提出する。
7号	内水面養殖施設資金	県水産研究所の意見書(付表第8号)	
	特定の農家住宅資金	借入資格をあらわす証明書	当該市町村、当該土地改良区の証明書又は、仲人等の婚姻に係る証明書等を提出する。
8号	長期運転資金	事業の内容が分かる書類	
10号	永年作物被害回復資金・農業経営回復資金	農業災害資金融通事務取扱要領に基づく被害認定書(写)	
特利 資金	環境保全型農業資金	環境保全型農業資金認定申請書(付表第3号)	
	稲作転換促進資金	稲作転換促進資金認定申請書(付表第4号)	補助残融資の場合は、提出不要

(注) この他、必要に応じて関係書類を添付するものとする。

<参考> 正式な手続きの際に追加で提出する書類(融資機関審査後)

提出書類	提出区分
借入申込書(基本要綱参考様式3)又は借入申込書兼債務保証委託申込書(基本要綱参考様式4))	農業信用基金協会の債務保証を利用する場合は、借入申込書(基本要綱参考様式3※)に代えて借入申込書兼債務保証委託申込書(基本要綱参考様式4※)を提出 ※各融資機関における同内容の様式でも対応可
以下、借入申込後に借入申込書類に添えて市町村(県)に提出する書類	
農業近代化資金利子補給承認申請書(システム要領様式第1号)	融資機関が作成し、借入申込書類に添えて市町村に提出
利子補給承認前着工届(様式第7号の1)	借入申込者から早期事業着工願(様式第7号の2)の提出を受けた融資機関が、事前着工が必要と認める場合に作成し、借入申込書類に添えて市町村に提出
意見書(様式第1号-1)	市町村(特別融資制度推進会議)※が作成し、県へ提出。 ※特別融資制度推進会議が融資機関に審査事務を委任している場合は、融資機関が意見書(様式第1号-2)を作成し特別融資制度推進会議に提出
経営改善資金計画認定通知書の写し	認定農業者等又は認定新規就農者が借り入れる場合に、市町村(特別融資制度推進会議)が借入申込書類に添えて県に提出

別表6(第31条関係)

提出期限等

提出者	提出先	提出書類	提出期限
農業者等	融資機関	借入申込希望書兼経営改善資金計画書等 1部	
融資機関	市町村	申請書 3部 借入申込希望書兼経営改善資金計画書等(写) 3部	偶数月の5日
市町村	県農林振興センター	意見書 2部 申請書 2部 借入申込希望書兼経営改善資金計画書等(写) 2部	偶数月の15日
農林振興センター	県農業支援課	意見書 1部 申請書 1部 借入申込希望書兼経営改善資金計画書等(写) 1部	偶数月の20日

- (注1) 借入申込希望書兼経営改善資金計画書等の原本については、融資機関において保管することとする。
- (注2) 農林振興センター所長承認分については、借入申込希望書兼経営改善資金計画書等(写)、市町村意見書の提出をそれぞれ1部減とし、農林振興センターから県農業支援課への提出は、申請書のみとする。
また、提出期限は偶数月の25日とする。
- (注3) 特に、市町村及び農林振興センターを経由する必要がないと認められた場合の提出期限等は次のとおりとする。

提出者	提出先	提出書類	提出期限
農業協同組合等	融資機関	借入申込書等 1部	
融資機関	県農業支援課	申請書 1部 借入申込書等(写) 1部	偶数月の20日

付表第1号

農業近代化資金借入理由書

借入申込者 氏名
借入れをする理由及び必要性
借入れをして実施する事業の（農業経営の近代化に対する）効果
融資機関の意見（融資機関名： ） 以上のとおり、適当であると認めます。（内容について、検討を要すると認めます。）
市町村の意見（市町村名： ） 以上のとおり、適当であると認めます。（内容について、検討を要すると認めます。）
農林振興センターの意見（農林振興センター名： ） 以上のとおり、適当であると認めます。（内容について、検討を要すると認めます。）

（注）この付表は、借入申込額が、1800万円を超える場合に提出する。

付表第2号

農業近代化資金貸付限度に関する付表

借入申込者							
区分	承認年度	承認月	承認番号	資金種類	貸付年月日	当初貸付(予定)額	貸付金(予定)残高
既 貸 付 金						千円	千円
						千円	千円
						千円	千円
						千円	千円
今回の申し込み						千円	千円
合 計				—	—	—	千円
通常の貸付限度額				千円	特認の貸付限度額		千円
農業経営の形態				農業経営の規模			

(注) 本付表は、個人の農業者が、1800万円（既往借入残高がある場合は残高を合算した金額）を超えて借入申込をする場合に、融資機関が作成し借入申込書に添付することとする。

環境保全型農業資金認定申請書

<p>(融資機関の長) 様</p> <p>借入申込者</p> <p>農業近代化資金について、環境保全型農業資金として借り入れられるよう手続きをお願いします。</p>
<p>経営の内容</p>
<p>借入事業の内容（公害防止用又は有機農業用としての使用方法等）</p>
<p>借入事業を実施する必要性、実施した場合の効果</p>
<p>埼玉県知事 様</p> <p>(融資機関の長)</p> <p>この貸付の利子補給承認にあたっては、環境保全型農業資金としての認定を申請します。</p>
<p>特利資金とすることについての意見</p>
<p>特利資金とすることについての市町村の意見（市町村名： ）</p> <p>以上のとおり、適当であると認めます。（内容について、検討を要すると認めます。）</p>
<p>特利資金とすることについての農林振興センターの意見（農林振興センター名： ）</p> <p>以上のとおり、適当であると認めます。（内容について、検討を要すると認めます。）</p>

稲作転換促進資金認定申請書

(融資機関の長) 様	借入申込者 農業近代化資金について、稲作転換促進資金として借り入れられるよう手続きをお願いします。
-----------------	--

転換の 内容	転換をする水田の面積	転換作物名
---------------	------------	-------

借入事業の内容（施設等の種類：規模等）

稲作転換事業との関連（必要性）

埼玉県知事 様	(融資機関の長) この貸付の利子補給承認にあたっては、稲作転換促進資金としての認定を申請します。
--	---

特利資金とすることについての意見

特利資金とすることについての市町村の意見（市町村名： ） 以上のとおり、適当であると認めます。（内容について、検討を要すると認めます。）
--

特利資金とすることについての農林振興センターの意見（農林振興センター名： ） 以上のとおり、適当であると認めます。（内容について、検討を要すると認めます。）
--

(注) 補助残融資にあつては、本付表は提出不要。

フン尿処理計画書

区 分			数 量			積 算 等	
収容頭数	常時使用頭羽数		羽 頭				
	年間使用頭羽数		羽 頭				
年間排泄量	ふ ん		Kg/年間	Kg/日			
	尿		Kg/年間	Kg/日			
	計		Kg/年間	Kg/日			
処理方法	加工 処理方法等	ふん	処理施設名、 規模及び処理量		処理後土地還元する場合はその量		
		尿	〃				
	土地還元	生ふん 生尿					
	合 計						
土地還元計画	作物 又は ほ場 別 計画		ha	ふん	kg:尿	Kg	10ha当たり Kg還元
土地還元以外の処理方法及び量							

運搬用機具に関する付表

借入申込者 氏名					
農 地 利 用 の 概 況					
作 目 名					
農地利用面積	a	a	a	a	a
この運搬用機具で 運搬しようとする 作物の生産量	作 物 名				
	生 産 量				
運搬用機具の購入先					
購入しようとする車種		性 能 (馬力等)			
価 格	円	農産物の運搬先	(運搬距離)		
現在保有する運搬用機具名及び数量					
更新の場合の旧機種名		性 能 (馬力等)			
下 取 り 価 格	円	農業近代化資金の借入	1. 有り 2. 無し		
運搬用機具の必要性及び事業実施の効果等					
融資機関の意見（融資機関名： _____ ） 以上のとおり、適当であると認めます。（内容について、検討を要すると認めます。）					
市町村の意見（市町村名： _____ ） 以上のとおり、適当であると認めます。（内容について、検討を要すると認めます。）					

肥育牛購入育成及び肥育豚・鶏購入
 に関する付表（飼養規模拡大）

借入申込者 氏名				
事 業 計 画				
1. 借入申込時の経営状況（借入申込みに係る経営のみ）				
施設等名	規模	設置場所 (農振地域等の地域区分)	飼 養 家 畜	
			種 類	常時飼養頭羽数
2. 飼養規模の拡大及び目標				
家 畜 の 種 類	拡 大 頭 羽 数	飼 養 規 模 の 目 標		
		目 標 年 度	常 時 飼 養 頭 羽 数	
3. 飼養頭羽数の増加に伴う施設等の取得予定				
施設等の種類	規模	事業費	資金調達	取得改良等の時期

肥育牛購入育成及び肥育豚・鶏購入
に関する付表（品質等向上）

1	営農類型																																						
2	飼養規模の現況と目標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類（品種）</th> <th>単位</th> <th colspan="2">現況規模（年度）</th> <th colspan="2">目標規模（年度）</th> </tr> <tr> <td></td> <td>頭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>								種類（品種）	単位	現況規模（年度）		目標規模（年度）			頭																						
種類（品種）	単位	現況規模（年度）		目標規模（年度）																																			
	頭																																						
3	品質等の能力に優れた家畜の内容																																						
4	3の家畜の導入を通じた経営改善の方法の概要																																						
5	品質等の能力に優れた家畜の導入計画																																						
		実績（年度）		計画（資金借入） （年度）		（参考）資金借入次年度以降																																	
		群又は月	購入	出荷	購入	出荷	計画（年度）		計画（年度）																														
年間 購出 入荷 ・計 画		（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）																														
		（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）																														
		（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）																														
		（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）																														
		（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）																														
		（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）																														
飼 養 頭 羽 数	期首数	（ ）		（ ）		（ ）		（ ）																															
	年間購入数	（ ）		（ ）		（ ）		（ ）																															
	うち近代化 資金借入	（ ）		（ ）		（ ）		（ ）																															
	年間出荷数	（ ）		（ ）		（ ）		（ ）																															
	期末数	（ ）		（ ）		（ ）		（ ）																															
	常時使用数																																						
体 重 ・ 時 価 格 等	導 入 時	体重																																					
		価格																																					
		月齢																																					
	出 荷 時	体重																																					
		価格																																					
		月齢																																					

注：年間購入出荷計画及び飼養頭羽数欄の（ ）内は経営全体の飼養頭羽数を記入する。

養魚施設に関する意見書

年 月 日

(あて先)

農 林 部 長

(融 資 機 関 の 長 様)

水 産 研 究 所 長

から、申込のあった養魚施設に関する意見書を提出します。

融 資 対 象 区 分			
対 象 名	改 良	造 成	取 得
養 魚 施 設 等			
機 具 ・ 資 材			

上記のことについて、審査した結果、事業計画等から判断して、適当と認められます。

農業近代化資金利子補給申請に関する意見書

年度 月申請 [〇〇融資機関]分

市町村長

借入申込者				
項目				
借受者資格	1 借受者は適格か			
	2 借受者の年齢は適当か			
	3 農業経営に意欲と能力があり、また将来ともその見込みがあるか			
	4 経営が規模拡大に対応する労働力を確保できるか			
事業計画	1 投資額が適正か			
	2 設備等の近代化に役立つか			
	3 関係法令等の許可届出の見通しはどうか			
資金計画	1 所得は適正か(過大又は過少でないか)			
	2 経費(支出)は適正か			
	3 資金計画は適正か(自己資金の調達は可能か)			
技術水準	1 実績に問題はなかったか			
	2 技術に問題はないか			
経営環境	1 公害発生のおそれはないか			
	2 受益地は妥当か			
その他	1 借入条件に問題はないか(償還年数、据置期間等は適当か)			
	2 借入時期は適当か			
判定	総合意見			

(注) 適当は○、不適当は×印で表示し、検討を要するものは、△印とし内容を記入することとする。

農業近代化資金利子補給申請に関する意見書

年度 月申請 [〇〇融資機関]分

融資機関の長

借入申込者				
項目				
借受者資格	1 借受者は適格か			
	2 借受者の年齢は適当か			
	3 農業経営に意欲と能力があり、また将来ともその見込みがあるか			
	4 経営が規模拡大に対応する労働力を確保できるか			
事業計画	1 投資額が適正か			
	2 設備等の近代化に役立つか			
	3 関係法令等の許可届出の見通しはどうか			
資金計画	1 所得は適正か (過大又は過少でないか)			
	2 経費 (支出) は適正か			
	3 資金計画は適正か (自己資金の調達は可能か)			
技術水準	1 実績に問題はなかったか			
	2 技術に問題はないか			
経営環境	1 公害発生のおそれはないか			
	2 受益地は妥当か			
その他	1 借入条件に問題はないか (償還年数、据置期間等は適当か)			
	2 借入時期は適当か			
判定	総合意見			

(注) 適当は○、不適当は×印で表示し、検討を要するものは、△印とし内容を記入することとする。

第 年 月 日
号

融資機関の長 様

埼玉県農林部長
(農林振興センター所長)

農業近代化資金利子補給承認申請について

年 月 日付け 第 号で申請のあったこのことについては、審査の結果遺憾ながら、下記の貸付について利子補給の承認ができませんので、通知します。

記

借入申込者	借入申込金額 (千円)	使途別資金名及び対象別資金名	理由

添付書類 農業近代化資金利子補給承認申請書 (写)

第 年 月 日 号

融資機関の長 様

埼玉県農林部長
(農林振興センター所長)

農業近代化資金利子補給承認申請について

年 月 日付け 第 号で申請のあったこのことについては、下記の貸付について利子補給の承認を保留しますので、通知します。

記

借入申込者	借入申込金額 (千円)	使途別資金名及び対象別資金名	理由

添付書類 農業近代化資金利子補給承認申請書 (写)

農業近代化資金利子補給
承認申請取下届

第 年 月 日
号

(あて先)
埼玉県知事

融資機関 住 所
名 称
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で利子補給申請をしたもののうち、下記
貸付については、申請を取り下げたいので、届け出いたします。

記

借入申込者	借入申込金額 (千円)	使途別資金名及 び対象別資金名	理 由

- 添付書類 1. 農業近代化資金利子補給申請書（融資機関控えの写し）
2. 借入申込者からの農業近代化資金借入辞退届（写）

〔注 添付書類の2については、特に不必要と認められるときは、
添付不要とする。〕

農業近代化資金貸付実行
辞退届

第 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

融資機関 住 所
名 称
代表者職氏名

さきに利子補給承認を受けたもののうち、下記貸付については、貸付実行の辞退を届け出いたします。

記

承認年度・月	承認番号	借入申込者	理 由

- 添付書類 1. 農業近代化資金利子補給承認書 (写)
2. 借入申込者からの農業近代化資金借入辞退届 (写)

注 1. 添付書類の2については、特に不必要と認められるときは、添付不要とする。
2. 貸付実行報告をするとき、あわせて提出すること。

様式第6号の1

農業近代化資金利子補給変更承認申請書

号	日
年	月

(あて先)

埼玉県知事

次の貸付けについて、貴県との利子補給契約に基づき変更承認を受けたいので、下記のとおりに申請します。

融資機関 住所
名称 代表者

融資機関 担当者記名	市町村 担当者記名	農林 担当者記名
---------------	--------------	-------------

KEYコード		借入者氏名等(上段……かか 下段……漢字)	
融資機関 コード	承認 年度	承認 月	承認 番号
かか			
漢字			
基準 金利 (%)	利子補給率 県(%)	市町村(%)	貸付 利率 (%)
			債務 保証
			施設
			資金種 類
			事業種目及び事業量
			借入申込額 (千円)
			事業費 (千円)
			約定償還額 第1回 (千円)
			約定償還日 その1 月 日 月 日
			第2回以降 (千円)
			その2 月 日 月 日
			20 20

KEYコード		借入者氏名等(上段……かか 下段……漢字)	
融資機関 コード	承認 年度	承認 月	承認 番号
かか			
漢字			
基準 金利 (%)	利子補給率 県(%)	市町村(%)	貸付 利率 (%)
			債務 保証
			施設
			資金種 類
			事業種目及び事業量
			借入申込額 (千円)
			事業費 (千円)
			約定償還額 第1回 (千円)
			約定償還日 その1 月 日 月 日
			第2回以降 (千円)
			その2 月 日 月 日
			20 20

(注)KEYコードは必ず記入する。それ以外の項目については、変更箇所のみ変更後の内容を記入する。

農業近代化資金利子補給変更承認書

申請融資機関の長 様

上記申請について、申請のとおり承認します。

埼玉県知事

第 年 月 日 号

農業近代化資金融資率特例適用届

第 年 月 日 号

(あて先)
埼玉県知事

融資機関 住所
名称
代表者職氏名

さきに利子補給承認を受けたもののうち、下記貸付については事業実施の結果、事業費が当初の金額を下回り、融資率が100分の80を越えることとなったため、埼玉県農業近代化資金取扱要領第16条の規定により、融資率の特例を適用させたく届け出いたします。

記

承認年度・ 月承認番号	借受者名	貸付額	事業費		融資率	
			当初計画	実施結果	当初計画	実施結果
		千円	千円	千円	%	%
事業費が減額 された理由						

(注) 事業費が減額された内容を示す見積書、請求書等(写し)を添付すること。

農業近代化資金利子補給承認前着工届

第 年 月 日 号

(あて先)
埼玉県知事

融資機関 住 所
名 称
代表者職氏名

下記貸付については、別記条件を了承の上、次の理由から承認前に貸付対象事業を着工させたく、届け出いたします。

なお、利子補給承認申請に当たって、貸付対象事業は未着工であること及び関係書類等が整えられていることを確認しています。

記

借入申込者	借入申込金額 (千円)	使途別資金及び 対象別資金名	理 由

別記条件

審査の結果、利子補給承認ができない場合においても異義がないこと。

(添付書類 借入申込者からの早期事業着工願)

農業近代化資金における早期事業着工願

年 月 日

(融資機関の長) 様

借入申込者 住 所
氏名 [名 称]
[代表者職氏名]

年 月 日付けで借入申込（希望）をした農業近代化資金について次の理由により早期事業着工をいたしたく、手続きをお願いします。

なお、早期着工をする場合には別記条件を了承します。

記

借入申込金額 (千円)	使途別資金名及び 対象別資金名	理 由

別記条件

- 1 農業近代化資金について、審査の結果、利子補給承認がされない場合（農業近代化資金として借り入れができない場合）にも異議がないこと。
- 2 農業近代化資金の貸付利率、融資額その他の貸付条件等について、変更があっても異議がないこと。

※ 融資機関コード				承認年度		承認月		承認番号											
<h2 style="margin: 0;">農業近代化資金事業完了報告書</h2> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p>(融資機関の長) 様</p> <p style="text-align: center;">借入申込者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 { 名称 } { 代表者職氏名 }</p> <p style="text-align: center;">農業近代化資金借入れによる事業が下記のとおり完了したので報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">借入年月日</td> <td style="width: 25%;">年 月 日</td> <td style="width: 25%;">借入金額</td> <td style="width: 25%;">円</td> </tr> <tr> <td>事業開始年月日</td> <td>年 月 日</td> <td>事業完了年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>												借入年月日	年 月 日	借入金額	円	事業開始年月日	年 月 日	事業完了年月日	年 月 日
借入年月日	年 月 日	借入金額	円																
事業開始年月日	年 月 日	事業完了年月日	年 月 日																
事業完了の実績	<div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 40px;"></div>																		
										事業費 (実支払額)	円								
融資機関の確認及び	※ 現地を確認した融資機関の職員氏名等 <div style="text-align: center; margin-top: 5px;"> 現地確認年月日 年 月 日 氏名 </div>																		
	※ (事業の内容及び意見)																		
<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業完了の実績欄の記入方法 <ol style="list-style-type: none"> (1) 建物、構築物については、種類、構造、面積、請負者名等。 (2) 農機具については、機種、銘柄、員数、購入先等。 (3) 家畜導入については、購入先、登録家畜については、登録番号等。 (4) その他の場合にあつては、事業実施の状況を要約して記載する。 2 ※欄は、融資機関が記入する。 3 借受者は、事業の実施を証する領収書を保管すること。 																			

※ 融資機関コード				承認 年度		承認 月		承認番号			

※欄は融資機関が記入

農 業 近 代 化 資 金 手 帳

借入者 住 所

借入者 氏 名 $\left[\begin{array}{c} \text{名 称} \\ \text{代表者職氏名} \end{array} \right]$

出 納 帳

1 入出金の記録

(単位：円)

年 月 日	入 金	出 金	残 高	支 払 先	内 容
計					

2 事業費の調達

(単位：円)

区 分	事業費	資 金 調 達				
		この借入金	自己資金	その他 ()		計
当初計画						
実施結果						
差 引						

当初計画と実施結果が違った場合の理由

領収書又は振込受取書（又はその写し）の貼付欄

（注） 領収書又は振込受取書（又はその写し）の日付が、現金振込、預貯金振替を行った日であることを確認し、出納帳に同日付けで記入してください。
領収書又は振込受取書（又はその写し）は、日付順に貼ってください。

3 請負契約書等の一覧表

（単位：円）

工 事 名	設計金額	契 約					
		年 月 日	金 額	着工年月日	施工年月日	契 約 先	支 払 条 件

現場写真等の貼付欄

(注) 事業完了後、本手帳の提出を受けた融資機関が、現場写真等を添付します（借入金額600万円を超える事業については必須）。

口座等の内容の写し貼付欄（農業近代化資金の受払に係る分）

(注) 事業完了後、本手帳の提出を受けた融資機関が、提出を受ける際に通帳等の提示を受け、その写しを添付します。

記入の要領

(1) 入金の日付

借入金入金年月日 (口座に振替られた年月日)

自己資金入金年月日

(2) 出金の日付

預貯金の払戻による支払い年月日

(記載例)

出納帳

1 入出金の記録

(単位：円)

年月日	入金	出金	残高	支払先	内容
5. 15	300,000		300,000		自己資金 (農協貯金から)
5. 21	500,000		800,000		借入金
5. 23		450,000	450,000	A工務店	工事一時金払い
6. 20		350,000	0	A工務店	工事精算金
計	800,000	800,000	0		

2 事業費の調達

(単位：円)

区分	事業費	資金調達				計
		この借入金	自己資金	その他 ()		
当初計画	800,000	500,000	300,000	0		800,000
実施結果	800,000	500,000	300,000	0		800,000
差引	0	0	0	0		0

当初計画と実施結果が違った場合の理由

農業近代化資金借入上の注意事項

農業近代化資金は、農業経営の近代化に必要な資金を低利で融通するために、国、県、市町村の財政負担により、利子補給を行っている資金です。

したがって、融資機関その他関係機関の説明を受け、特に、次の事項に注意してください。

(目的外使用の禁止)

1. 貸付金を借入申込みしたときの目的以外に使用しないでください。
 - ・実施する事業費の支払に充てること。
 - ・実施した事業の農業施設等はその目的に従い利用すること。
 - ・借り入れた資金を使用すること。(資金を借り入れた口座から支払い、その他口座からは、支払をしないこと。)

(融資率超過)

2. 事業を実施した結果実施事業費の減少により、融資率が80%を超過する場合は、その差額について速やかに繰上償還をしてください。
※融資率80%の貸付金が対象です。

(事前着工の禁止)

3. 借入申込後、融資機関から利子補給承認された旨の通知を受けるまで、事業は着工しないでください。ただし、やむを得ない事情により着工しなければならないときは、融資機関に相談してください。

(貸付金の保留等の禁止)

4. 融資機関から利子補給承認された旨の通知を受けたときは、速やかに事業に着手するとともに、借入金が長期にわたって貸付口座に滞留しないよう事業の進行を図ってください。

(事業内容等の変更の禁止)

5. 事業内容及び貸付条件等は、原則として変更できません。ただし、災害等やむを得ない事情があるときは、融資機関に相談してください。

(その他)

6. 借入者が農業者等でなくなったときは、繰上償還を行うこととなります。

なお、農業近代化資金が適切に使用されていない場合は、融資機関に対し、利子補給の停止、既に交付された利子補給金の返還の措置がとられることがあります。この場合には、借入者について農業近代化資金の繰上償還等を行っていただくこととなりますので、適正に使用していただくようお願いします。

農業近代化資金利子補給金請求書

第 年 月 日
号

(あて先)
埼玉県知事

融資機関 住 所
名 称
代表者職氏名

埼玉県農業近代化資金利子補給規程（昭和37年埼玉県告示第161号）及同規程により締結した利子補給契約書に基づき、利子補給金を下記のとおり請求します。

記

年度 期分 利子補給金 円

委 任 状

さいたま市浦和区高砂3丁目12番9号
埼玉県信用農業協同組合連合会
代表理事理事長

上記のものを私の代理人と定め、埼玉県農業近代化資金利子補給規程第5条に基づき埼玉県から交付される 年度 期に係る利子補給金の受領に関する権限を委任します。

年 月 日

融資機関 住 所
名 称
代表者職氏名

農業近代化資金利子補給金返納申請書

第 年 月 日 号

(あて先)
埼玉県知事

融資機関 住 所
名 称
代表者職氏名

埼玉県農業近代化資金利子補給規程（昭和37年埼玉県告示第161号）及び同規程に基づき締結した利子補給契約書により、既に交付を受けた利子補給金について、下記のとおり返還を要するものが生じたので、返納の申請をします。

記

1. 返納申請額

期 別	既受領額	返納申請額	差引受領額
年度 期分	円	円	円
年度 期分	円	円	円
年度 期分	円	円	円
合 計	円	円	円

2. 返納の理由

期 別	理 由
年度 期分	
年度 期分	
年度 期分	

- 添付書類 1. 農業近代化資金利子補給金返納計算書
2. 農業近代化資金利子補給金計算書（写）
3. 農業近代化資金利子補給承認書（写）

〔 注 添付書類の2、3、については、該当する貸付に係る分とする。 〕

農業近代化資金利子補給金返納計算書

融資機関名

利子補給金 交付 年度	交付 期	貸付の別			区分	融 資 残 高		償 還 等			積 数 (C)=(A)×(B)	融 資 平 均 残 高 (D) =(C)/365	県利子補給		返納理由		
		承認 年度	承認 月	承認 承認番号		貸付者名	金額 (A)	期間(始)	期間(終)	日数 (B)			年	月		日	金額
					交付を受けた精算												
					適正な精算												
					返納												
					交付を受けた精算												
					適正な精算												
					返納												

農業近代化資金利子補給辞退届

第 年 月 日 号

(あて先)
埼玉県知事

融資機関 住 所
名 称
代表者職氏名

さきに利子補給承認を受けた農業近代化資金のうち、下記貸付については、 年 度 期以降の利子補給を、辞退したいので届け出いたします。

記

1. 利子補給辞退額

承認年度・月	承認番号	借入申込者	期末融資残高	左のうち利子補給の辞退の対象額
			円	円
			円	円
			円	円
合 計	—	—	円	円

2. 利子補給辞退の理由

承認年度・月	承認番号	理 由

- 添付書類 1. 農業近代化資金利子補給承認書 (写)
2. 農業近代化資金利子補給計算書 (写)

注1. 添付書類の1については、該当する貸付に係る分とする。また、添付書類の2については、利子補給を辞退する直前の期で、該当する貸付に係る分とし、今期に貸付られたものについては、添付不要とする。
2. 期末融資残高は、利子補給を辞退する直前の期の期末融資残高を記入すること。また、今期に貸付られたものについては、「期末融資残高」の欄を「貸付年月日」とし同期日を記入し、「左のうち利子補給の辞退の対象額」の欄は、「貸付額のうち利子補給辞退の対象額」とみなして記載することとする。

埼玉県農業近代化資金
利子補給契約申込書

第 年 月 日
号

(あて先)
埼玉県知事

融資機関 住 所
名 称
代表者職氏名

埼玉県農業近代化資金利子補給規程（昭和37年埼玉県告示第161号）に定める農業近代化資金の利子補給に係る契約の締結をしていただきたく、関係書類を添えて、申し込みます。

注 申し込みに当たっては、次の書類を添付すること。

1. 融資機関の概要を明らかにする書類（定款、最近時の業務報告書、店舗概況等。）。
2. 融資機関の農業者等に対する業務取扱の状況を明らかにする書類。
3. 契約の締結を申し込む理由書
4. 契約を締結した場合の埼玉県の農業の近代化に対する効果等に係る見込書。

融資機関の代表者等に係る変更届

第 年 月 日 号

(あて先)
埼玉県知事

融資機関 住 所
名 称
代表者職氏名

下記の事項について、変更が生じたので、届け出いたします。

記

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変更事実発生 年 月 日
融資機関の名称			
融資機関の所在			
融資機関の 代表者職氏名			

〔注 1. 変更の生じた事項についてのみ、記入すること。
2. 変更された内容を証するものを添付すること。〕

融 資 機 関 の 合 併 届

第 年 月 日 号

(あて先)
埼玉県知事

融資機関 住 所
名 称
代表者職氏名

さきに、県と合併前の下記融資機関との間で締結した農業近代化資金利子補給契約書に係る一切の権利義務を、〔農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第68条の規定により、〕承継しましたので、届け出いたします。

記

合併前の 融資機関の名称	農業近代化資金 の残高	利子補給契約 年 月 日	合 併 年 月 日
	年 期末現在 千円		

利子補給契約書(例)

埼玉県(以下「甲」という。)と、[〇〇 融資機関](以下「乙」という。)とは、乙が貸し付ける農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号。以下「法」という。)第2条第3項に規定する農業近代化資金及び知事が特に必要と認めて指定した資金(以下「農業近代化資金」という。)につき、甲が乙に対し利子補給金を交付することについて、次の条項を契約する。

第1条 甲は、乙の融資に係る農業近代化資金につき、埼玉県農業近代化資金利子補給規程(以下「利子補給規程」という。)の定めるところにより乙に対し利子補給金を交付する。

第2条 前条の交付の決定は乙の貸付けに関し、甲の行う利子補給は、乙の利子補給承認申請書に基づき、甲が利子補給承認書を交付することによって行うものとする。

第3条 乙は、前条の利子補給承認書の交付をうけたときは、その日から6月以内に貸付けを行わなければならない。ただし、甲の利子補給に係る資金を借り受けようとする者の事情により乙が特に必要と認めたときは、この限りでない。

第4条 乙の貸付けの弁済期限等の変更に基づく甲の利子補給の変更は、乙の利子補給変更承認申請書に基づき、甲が利子補給変更承認書を交付することによって行うものとする。

第5条 乙は、第3条の規定による貸付けを行ったとき、又は前条の規定により甲の利子補給に係る貸付けの弁済期限等を変更したときは、遅滞なくその旨を甲に対し報告するものとする。

第6条 甲が乙に対して交付する利子補給金の額は、利子補給規程第4条に規定する方式により算出した額とする。

第7条 乙が甲に対し利子補給金を請求するときは、利子補給規程第4条に規定する1月1日から6月30日までの期間に係る利子補給金についてはその年の7月中に、7月1日から12月31日の期間に係る利子補給金についてはその翌月の1月中に利子補給請求書により行うものとする。

第8条 甲は、乙から前条の請求を受理し、適当と認めたときは、その日の属する月の翌月中にこれを支払うものとする。

2 甲が前項の支払を遅延したときは、支払期限の翌日から支払をする日までの期間につき年(契約時に埼玉県財務規則(昭和39年3月31日規則第18号)に定める)パーセントの割合をもって計算した遅延損害金を乙に支払うものとする。

3 前項の規定に定める年当たりの割合は、潤年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

第9条 乙は、甲の利子補給に係る貸付債権の回収状況に関し、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間ごとにつき、第7条に規定する利子補給金請求書に添付して甲に対し報告するものとする。

第10条 乙は、常に甲の利子補給に係る貸付債権の保全に必要な注意を払わなければならない。

第11条 甲は、甲の利子補給に係る資金を借り受けた者がその借入金を目的以外の目的に使用したときは、甲と乙は協議の上乙に対する利子補給金を打ち切ることができる。

2 甲は、乙の責に帰すべき事由により乙が利子補給規程又はこの契約の条項に違反したときは、乙に対する利子補給金を打ち切り又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

第12条 乙は、甲の利子補給に係る資金の融資に関し甲が報告を求めた場合又は甲の職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

第13条 この契約の内容に変更を加えようとするときは、その都度甲乙両者の協議に定めるものとする。

第14条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙両者の協議により定めるものとする。

第15条 この契約書は、2通作成し、甲及び乙について各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
埼玉県
埼玉県知事

融資機関 住 所
乙 名 称
代表者職氏名

利子補給契約書の一部変更契約書（例）

埼玉県（以下「甲」という。）と、[○○ 融資機関]（以下「乙」という。）とは、
年 月 日に両者間で締結した利子補給契約書（以下「原契約書」という。）の一部
を変更する契約を次のとおり締結する。

第1条 原契約書第 条を次のように変更する。

第 条 ○○○○○。

第2条 原契約書第 条中「 」を「 」に変更する。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1
通を所持する。

年 月 日

甲 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
埼玉県
埼玉県知事

乙 融資機関 住 所
名 称
代表者職氏名

埼玉県農業近代化資金取扱基準

(昭和61年 3月13日決裁)

(令和 5年 8月15日最終適用)

農業近代化資金利子補給承認事務の取り扱いに当たっては、埼玉県農業近代化資金取扱要領（以下「取扱要領」という。）に定めるもののほか、この取扱基準に定めるところによる。

第1 一般的審査基準

- 1 融資対象事業の事業計画が県の農業振興施策に沿ったものであること。
- 2 経営内容からみて、借入に係る施設等が農業の生産性の向上に役立つものであり、事業見積り額が適正であって過剰投資でないこと。
- 3 公害問題の生ずる恐れのないもの、又は解決されたもの。
- 4 自己資金に余裕のあるものについては、極力その活用を図ること。
- 5 各種農業施策に基づく補助事業に係る補助残融資については、各事業が認定された年度内に利子補給承認されるものであること。
- 6 建築確認、農地転用等、他の法令等に基づく許可等を要する施設については、事前に手続きをすること。
- 7 農業機械で下取り等による値引きがあるときは、融資額は次の算式による額以内であること。
(事業費－下取価格) × 80% = 融資額
- 8 同一の資金について、法対象資金と農業振興資金のいずれもが貸し付けられる場合は、法対象資金を優先して貸し付けるものとする。

第2 法対象資金の審査基準

1 建構築物改良等資金（1号資金）

(1) 附帯施設の範囲

この資金の貸付対象となる附帯施設の範囲については、本体の施設が本来の機能を発揮するために必要欠くべからざるものとし、例えば、次に掲げるもの等とする。

ア 電気施設、通信施設、揚排水施設及び上下水道等のインフラ

イ 事業所（その使用目的が専ら融資対象施設の運営のための事務処理にあたる場合）及び、車庫スペース（収容する運搬用器具が専ら農業用に供されるものである場合）等である。

(2) 敷地等の取得費

この資金の貸付対象となる施設に必要な最小限の建築面積（当該施設の建築面

積とし、本体の事業費の20%以内とする。)を貸付対象事業費に含めることができる。ただし、原則として共同利用施設の場合に限るものとする。

- (3) 農舎、蚕室については、次の要件を満たす場合に限り、融資対象外施設(住宅等)を併設することができるものとする。

ただし、この場合にあつては対象経費は融資対象外施設を除く農舎、蚕室延面積に単価(総事業費/総延面積)を乗じて算出した額の範囲内とする。

ア 借入申込者の実情から考えて、農舎、蚕室に住宅等を併設することが妥当であると認められること。

イ 住宅としての機能(安全・快適・合理性)が確保されていること。

2 果樹等植栽育成資金(3号資金)

(1) 植栽資金

この資金の貸付対象となる植栽費の範囲は、果樹等の定植、樹園地の整備(地ごしらえ、石垣積、土波打、深耕、抜根等)及び樹苗育成に要する経費(苗木代、雇用労賃、第1年度目の肥料代等の直接的現金経費)である。

(2) 育成資金

この資金の貸付対象となる育成費の範囲は、果樹等の育成期間中の肥料代、農薬代及び雇用労賃等の直接的現金経費である。

3 家畜購入育成資金(4号資金)

この資金の貸付対象範囲は、家畜の購入費及び育成費(育成期間中の飼料代、衛生費、種付料、雇用労賃等の直接的現金経費)である。

4 小土地改良資金(5号資金)

この資金の貸付対象となる事業費は、障害物除去、起土整地、客土床締め、土壌改良、暗きょ排水、区画整理、畦畔改良、用排水路(畑地かんがい用の固定施設を含む。)、開田、開畑、牧道、牧草播種、耕地防風林の造成等に要する経費である。

5 農村給排水施設資金(7号資金)

- (1) 貸付対象となる給排水施設等とは、共同利用の水道施設又は下水道施設に接続する給排水施設、生活雑排水等による農業用水の水質汚濁が農業生産に影響を及ぼしているか又はそのおそれがあると知事が認めた地域内において設置する浄化槽、これらと一体的な排水管等の屋外施設及びこれと同時一体的に整備される屋内施設(屋内配水管及びこれと直接接続するものに限る。)であつて農業を営む者が設置するものとする。

- (2) 事業内容は、農業集落排水施設整備事業等との整合性があると認められるものとする。

6 特定の農家住宅資金(7号資金)

(1) 貸付対象者

この資金の貸付対象者は、次のとおりとする。

ア 農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された農業振興地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条の過疎地域又は山村振興法第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域内の農業者であつて、次のいずれかの要件に該当する場合とする。

- (ア) 農業生産に伴って生ずる公害の防止のために移転するとき。
 - (イ) 土地改良法（昭和24年法律第195号）に規定する事業の実施に伴い移転するとき。
 - (ウ) その意欲と能力からみて、今後食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）において育成することとされている効率的かつ安定的な農業経営に発展し得る者として知事が認めた者が、新たに主たる事業として農業経営を営むためにその住宅を改良、造成又は取得するとき。
 - (エ) 自立経営を志向する農業後継者が婚姻のため又は特別の理由がある場合として知事が特に必要と認めた場合に、新たにその住宅を取得又は造成（独自の居室を作るための改良を含む。）するとき。
 - (オ) 自立経営を志向するものが、知事が特に必要と認めた場合に農家住宅の改良（台所、食事場、浴室、洗面所、便所、し尿浄化装置及び自家用給排水施設）をするとき。
- イ アの対象区域内において認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。）が、新たに主たる事業として農業経営を営むためにその住宅を改良、造成又は取得する場合。

(2) 運用等

ア 利子補給承認は、婚姻の相手方が定まった時から婚姻関係の成立後5年以内の間に申請のあったものに限るものとする。

ただし、貸付を受けようとする農業後継者が満25歳以上の場合にあっては、婚姻の相手方が定まっていなくても申請できるものとする。

イ (1)のアの(エ)の知事が特に必要と認めた場合とは、次に掲げる要件に適合する場合に限るものとする。

借入申込者は、自立経営となるための総合的な経営改善計画が次の(ア)に掲げるところに従い作成され、(イ)に掲げる事項に適合すると判断されるものであること。

(ア) 経営改善計画は経営の現状及び自立経営となるための目標規模の達成計画を記載することとする。

(イ) 経営改善の目標が知事が定めた諸指標におおむね準拠したものであり、その達成が確実であると見込まれる計画であること。

ウ (1)のアの(オ)の知事が特に必要と認めた場合を例示すれば次のとおりである。

(ア) 経営委譲に伴って経営の基盤を充実させる上で必要な場合であること。

(イ) 新たな作目を基幹として経営の改善を図ることに伴って必要な場合であること。

(ウ) 集落排水事業が行われ又は今後行われることが確実な地域において農業生産環境の改善が効率的に図られる場合であること。

7 内水面養殖施設資金（7号資金）

(1) 貸付対象施設の範囲

この資金の貸付対象となる施設の範囲は、ふ化室、養魚池、餌料倉庫等とする。

(2) 運用等

養魚池の造成に必要な資金の貸付に当たっては、当該養魚池の面積のうち、水田から転換される部分が全体の面積のおおむね3分の2以上を占めていなければならないものとする。

8 長期運転資金（8号資金）

貸付対象経費は、1から7号資金に掲げる資金の対象とならないもののうち、次に掲げるものとする。ただし、ウからオまで及びキに掲げるものについては、貸付対象者は認定農業者等及び集落営農組織に限り、カに掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、農業サービス事業体及び集落営農組織等に限り、クに掲げるものについては、認定農業者等、目標地図に位置付けられた者及び継続的農地利用者、農業サービス事業体、農業参入法人並びに集落営農組織に限る。

ア 農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。）について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金

イ 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する賃借の全額を一時に支払うのに必要な資金（認定農業者及び集落営農組織以外の者に対する貸付けにあっては、農機具及び運搬用機具に限る。）

ウ 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金

エ 品種の転換を行うのに必要な資金

オ 農産物の需要を開拓するための新たな農産加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金

カ 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金

キ 農業経営を法人化するため又は農業者が構成員として法人に参加するために必要な資金

ク アからキに掲げるもののほか、農業経営の改善に伴い必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金

第3 農業振興資金（10号資金）の審査基準

1 施設改修資金

(1) 対象事業費の範囲

この資金の貸付対象となる事業費は、既存の農業用施設等を従前の機能、状態に復するための「改修」を行うための費用で、法対象資金の対象となる「改良」にあたらぬもの。

(2) 事業計画

この資金の貸付対象となる事業は、改修によって農業経営の高度化が図られる

と認められるもので、資金計画上借入を必要とするもの。

2 永年作物被害回復資金

(1) 貸付対象者

この資金の貸付対象者は、果樹、茶樹、桑樹等の永年作物に被害を受けた埼玉県農業災害対策特別措置条例（埼玉県条例第14号、以下「災害条例」という。）第2条第2項に規定する融資対象農業者であり、当該市町村長から認定書を交付されたものとする。

(2) 貸付対象経費の範囲

この資金の貸付対象となる経費は、災害条例第3条に基づき指定された特別災害により、被害を受けた年の翌年以降の農業経営の回復を図るための肥料、種苗、原材料等の購入費とする。

(3) 貸付対象の期間

この資金の貸付対象となる期間は、災害条例第3条の規定に基づき特別災害として指定のあった日から3年を経過する日までとする。

3 農業経営回復資金

(1) 貸付対象者

この資金の貸付対象者は、農作物等に被害を受けた災害条例第2条第2項に規定する融資対象農業者であり、当該市町村長から認定書を交付されたものとする。

(2) 貸付対象経費の範囲

この資金の貸付対象となる経費は、災害条例第3条に基づき指定された特別災害により、被害を受けた年の農業経営の回復のための肥料、種苗、原材料等の購入、その他農業経営に必要な資金とする。

(附則は直近のもののみ。)

附 則

この取扱基準は、平成20年2月5日から施行する。

附 則

この取扱基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この取扱基準は、平成21年4月1日から施行する。

ただし、この基準の施行の日前に利子補給の承認をした原油・飼料価格高騰対策資金については、なお従前の例による。

附 則

この取扱基準は、平成26年5月20日から施行する。

この基準の施行の日（以下「施行日」という。）前に利子補給承認が行われた近代化資金及び施行日前に農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号。以下「改正法」という。）附則第8条第1項に規定する旧就農促進法第4条第1項の認定を受けた者（改正法附則第8条第3項に規定する施行日以後の認定を受けた者を含む。）に対して施行日以後に利子補給承認が行われる農業近代化資金についてのこの基準による改正後の埼玉県農業近代化資金取扱基準の規定の

適用については、なお従前の例による。

附 則

この取扱基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この取扱基準は、平成30年4月23日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この取扱基準は、令和3年4月6日から施行する。

附 則

この取扱基準は、令和4年5月9日から施行する。

附 則

この取扱基準は、令和4年7月29日から施行する。

附 則

この取扱基準は、令和5年8月15日から施行する。

農業制度資金集計システム処理要領

平成30年11月12日制定
令和4年5月9日一部改正

第1 目的

この要領は、次に掲げる農業制度資金に係る諸事務を農業制度資金集計システムにより処理するために必要な事項について定めるものとする。

- 1 農業近代化資金（農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項に定める資金及び埼玉県農業振興資金（昭和39年埼玉県告示第738号）に定める資金）
- 2 農業経営基盤強化資金（農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農軽A第665号農林水産事務次官依命通知）に定める資金）のうち、平成23年度までに県が貸付決定した資金
- 3 農業災害資金（埼玉県農業災害対策特別措置条例（昭和53年3月31日埼玉県条例第14号）に指定する資金）
- 4 天災資金（天災による被害農林農業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）第2条第4項及び第8項に定める資金）

第2 コード

1 コード表

農業制度資金集計システムで使用するコードは、別表のとおりとする。

2 融資機関コードの設定・変更

県は、融資機関から埼玉県農業近代化資金取扱要領（昭和41年7月1日制定。以下「取扱要領」という。）別紙様式第2号の届出を受ける等により、融資機関コードの設定・変更が必要と判断したときは、当該融資機関との協議により融資機関コードを設定・変更するものとする。

3 この要領の施行前に付番された承認番号及び貸付番号

この要領の施行前に付番された5桁の承認番号及び貸付番号（以下「承認番号等」という。）については、この要領の施行後は、5桁の承認番号等の左から3桁目の0を削除し、4桁に読み替えるものとする。

第3 申請書等作成における共通的注意事项

農業制度資金集計システム処理のための諸申請書及び報告書等（以下「申請書等」という。）の作成にあたっては、以下の点に注意すること。

- 1 訂正は、当該箇所の上に2本線を引き、当該箇所の上部余白に正しい文字等を記入する。また、1字の訂正であっても、関係のある語句の全部を訂正する。
- 2 訂正箇所に訂正印を押さない。
- 3 各欄に記入される内容が上段と同じ内容の場合でも、「//」又は「同上」の表現を用いない。
- 4 申請書等に記入者氏名欄がある場合は、県から照会を受けて答えられる者の氏名を記入し、その者の連絡先をあわせて記入する。
また、申請書等に担当者記名欄がある場合には、該当する者の名を入れる。
- 5 申請書等は、本要領により定められた様式のものを使用する。

第4 農業近代化資金利子補給承認申請書の処理手続き

1 申請者

農業近代化資金の利子補給承認を受けようとする融資機関は、様式第1号により農業近代化資金利子補給承認申請書（以下「承認申請書」という。）を作成する。

2 承認申請書の提出

- (1) 融資機関は承認申請書を3部作成し、偶数月の5日までに市町村に提出する。
- (2) 承認申請書の提出を受けた市町村は、内容を審査し、偶数月の15日までに2部を所管の県農林振興センター（以下「農林振興センター」という。）に提出する。
- (3) 承認申請書の提出を受けた農林振興センターは、内容を審査し、偶数月の25日までに1部を県農林支援課（以下「農業支援課」という。）に提出する。
ただし、農業支援課の承認分については、偶数月の20日までに提出する。

3 承認申請書の作成要領

- (1) 融資機関コード、農林振興センターコード、市町村コード
第2の1により定めるコード表から、該当するコードを記入する。
- (2) 承認年度
農業支援課が発行する利子補給承認書の発行予定年月日の属する年度（4月1日～翌年3月31日）を西暦で記入する。
- (3) 承認月
農業支援課が発行する利子補給承認書の発行予定月（奇数月）を記入する。
- (4) 借入予定者氏名等
 - ア 借入予定者の氏名等を、左から下段に漢字等で記入し、上段にカタカナでフリガナを付する。
 - イ 姓と名の間を1字分あける。
 - ウ 借入予定者等が次に掲げる者の場合は、フリガナの始めに、各該当する記号を付す。また、下段の漢字欄に当該組織名等を記入する。

(ア) 農事組合法人	NH
(イ) 社団法人	SH
(ウ) 財団法人	ZH
(エ) 有限会社	YK
(オ) 株式会社	KK
(カ) 合同会社	DK
(キ) 合名会社	GK
(ク) 合資会社	SK
(ケ) 土地改良区（土地改良区連合会）	TK
(コ) 農業協同組合	NK
(サ) 農業協同組合連合会	NR
(シ) 農業共済組合	KS
(ス) 農業共済組合連合会	KR
- (5) 貸付目標日
取扱要領第34条に定める貸付予定日を記入する。なお、月日が1桁の場合は、前に0を記入する。
- (6) 事業費
融資対象の事業費を千円単位で記入する。なお、千円未満は切り捨てとする。
- (7) 借入申込額
借入予定額を千円単位で記入する。なお、貸付の単位は、取扱要領第15条で定めるとおり、1万円単位である。
- (8) 約定償還額
 - ア 貸付予定額を償還回数〔（償還期間－据置期間）×年賦・半年賦コード〕で

除して得た約定償還額を千円単位で、「第1回」欄、「第2回以降」欄に記入する。

- イ 割り切れない場合の残余は、第1回目の償還額に含め「第1回」欄に記入する。
- (9) 償還期間、据置期間
償還期間(年数)及び据置期間(年数)を記入する。なお、据置がない場合は「0」を記入する。
- (10) 年賦・半年賦コード
年賦償還の場合は「1」を、半年賦償還の場合は「2」を記入する。
- (11) 基準金利
利子補給承認日時点(不明の場合は当該承認申請書作成時点)の基準金利を記入する。
- (12) 利子補給率
ア 県が負担する利子補給率を「県」欄に記入する。
イ 市町村が負担する利子補給率を「市町村」欄に記入する(無利子化措置を受けることが見込まれる場合は、市町村利子補給率の前に「*」を付ける。)。ただし、利子補給がない場合は、「0」を記入する。
- (13) 貸付利率
基準金利から、県及び市町村利子補給率を差し引いた利率を記入する。
- (14) 施設コード、資金コード、種類コード
第2の1により定めるコード表から、該当するコードを記入する。
- (15) 債務保証コード
埼玉県農業信用基金協会の債務保証に付する貸付は「1」を、債務保証に付さないものは「2」を記入する。
- (16) 事業種目及び事業量
融資対象の内容(種目、構造、数量及び面積等)を記入する。
- (17) 約定償還日
ア 年賦償還の場合は、その1欄に貸付日から遡って最も近い奇数月の20日を記入し、その2欄は記入しない。
イ 半年賦償還の場合は、その2欄に貸付日から遡って最も近い奇数月の20日を記入し、その1欄はその2欄から6か月を遡った奇数月の20日を記入する。

4 農業近代化資金利子補給承認通知書等の作成

農業支援課は、提出された承認申請書について、取扱要領等に基づき利子補給を承認したときは、次に定める承認書等を作成し、次のとおり関係機関に通知する。

名称	通知先
農業近代化資金 利子補給承認書 (様式第2号の1)	融資機関
農業近代化資金 利子補給承認通知書(様式第2号の2)	市町村及び 埼玉県農業信用基金協会
農業近代化資金 利子補給承認通知書(様式第2号の3)	農林振興センター
農業近代化資金 利子補給承認台帳 (様式第2号の4)	－ (保管用)

第5 農業近代化資金利子補給承認修正届の処理手続き

1 届出者と届出先

農業近代化資金利子補給承認書の受領後、承認内容について軽微な変更をしたい融資機関は、農業近代化資金利子補給承認修正届(様式第3号)(以下「修正届」という。)を作成し、農林振興センターを経由して農業支援課へ提出するものとする。

なお、農業近代化資金貸付実行報告書により報告する事項については、修正届の作成は要さない。

2 修正届の作成要領

- (1) KEYコード（融資機関、承認年度、承認月、承認番号）
いずれの場合でも必ず記入する。
- (2) その他の欄
修正箇所のみを記入する。

第6 農業近代化資金貸付実行報告書の処理手続き

1 作成者

農業支援課は、農業近代化資金貸付実行報告書（様式第4号）（以下「貸付実行報告書」という。）を、1月1日から6月30日までの貸付に係るもの及び7月1日から12月31日までの貸付に係るものについて、それぞれ作成する。

2 貸付実行報告書の記入要領及び提出

県から貸付実行報告書の提出を受けた融資機関は、以下に従い報告書に記入し、別途農業支援課の定める期日までに、農林振興センターを經由して農業支援課に提出する。

(1) 当期内貸付実行を行った場合

- ア 貸付実行日欄に貸付実行年月日を記入する。
- イ その他の事項で変更になったものについて、横線2本で抹消し、正しい内容を上部余白に記入する。
- ウ 補給率が変更にならない場合は、備考欄に「補給率変更なし」と記入する。
- エ すべての案件について、貸付内容を確認できる「貸付内容照会票」等の資料を添付する。

(2) 当期内に貸付実行を行わなかった場合

- ア 来期に実行予定の場合
貸付実行日欄に貸付予定日を記入する。
- イ 貸付辞退の場合
貸付実行日欄に「借入辞退」と記入する。

(3) 貸付実行報告書に記載されていないもので貸付実行したものがある場合は、余白行すべての項目について手書きで記入する。

第7 農業制度資金貸付報告書の処理手続き

1 報告者及び報告先

農業災害資金及び天災資金の貸付を行った融資機関は、農業制度資金貸付報告書（様式第5号）を作成し、別途農業支援課が定める期日までに、農林振興センターを經由して農業支援課に提出する。

2 貸付日及び約定償還日の設定

(1) 貸付日

農業災害資金及び天災資金 随時

(2) 約定償還日

- ア 農業災害資金 貸付日からさかのぼって最も近い奇数月の20日
- イ 天災資金 随時

3 農業制度資金貸付報告書の記入要領

(1) 資金名

農業災害資金又は天災資金を記入する。

- (2) 融資機関コード、農林振興センターコード、市町村コード
第2の1により定めるコード表から、該当するコードを記入する。
- (3) 貸付年度
貸付日の属する年度（4月1日～翌年3月31日）を西暦で記入する。
- (4) 貸付月
貸付日の属する月を記入する。
- (5) 借入予定者氏名等
 - ア 借入予定者の氏名等を、左から下段に漢字等で記入し、上段にカタカナでフリガナを付する。
 - イ 姓と名の間を1字分あける。
- (6) 施設コード、資金コード、種類コード
第2の1により定めるコード表から、該当するコードを記入する。
- (7) 貸付年月日
貸付年月日を記入する。
- (8) 事業費
融資対象の事業費を千円単位で記入する。なお、千円未満は切り捨てとする。
- (9) 融資額
融資額を千円単位で記入する。
- (10) 債務保証コード
埼玉県農業信用基金協会の債務保証に付する貸付は「1」を、債務保証に付さないものは「2」を記入する。
- (11) 貸付利率
基準金利から、県及び市町村利子補給率を差し引いた利率を記入する。
- (12) 利子補給率
 - ア 県が負担する利子補給率を「県」欄に記入する。
 - イ 市町村が負担する利子補給率を「市町村」欄に記入する。
- (13) 約定償還日
 - ア 年賦償還の場合は、原則としてその1欄に貸付日から遡って最も近い奇数月の20日を記入し、その2欄は記入しない。
 - イ 半年賦償還の場合は、原則としてその2欄に貸付日から遡って最も近い奇数月の20日を記入し、その1欄はその2欄から6か月を遡った奇数月の20日を記入する。
- (14) 約定償還額
 - ア 貸付予定額を償還回数〔(償還期間－据置期間)×年賦・半年賦コード〕で除して得た約定償還額を千円単位で、「第1回」欄、「第2回以降」欄に記入する。
 - イ 割り切れない場合の残余は、第1回目の償還額に含め「第1回」欄に記入する。
- (15) 償還期間、据置期間
償還期間(年数)及び据置期間(年数)を記入する。なお、据置がない場合は「0」を記入する。
- (16) 年賦・半年賦コード
年賦償還の場合は「1」を、半年賦償還の場合は「2」を記入する。
- (17) 事業内容
融資対象の事業内容(規模、能力等)を記入する。

第8 農業制度資金特例償還報告書の処理手続き

1 申請者及び提出

貸し付けた農業制度資金について次に定める事実が生じた融資機関は、農業制度資金特例償還報告書(様式第6号)(以下「特例償還報告書」という。)を作成し、別途

農業支援課が定める期日までに農林振興センターを経由して農業支援課に提出する。

- (1) 約定償還日に償還が行われなかった。
- (2) 約定償還日以外に償還が行われた。
- (3) 約定償還額に満たない額又は約定償還額を超えた額の償還が行われた。
- (4) 期限の利益を喪失した。
- (5) その他、次に掲げる約定償還条件を変更した（知事の変更承認を受けたものに限る。）
 - ア 償還期限の変更
 - イ 据置期間の変更
 - ウ 償還回数の変更

2 特例償還報告書の作成要領

- (1) 融資機関コード
第2の1により定めるコード表から、該当するコードを記入する。
- (2) 資金名
農業近代化資金、農業経営基盤強化資金（略称スーパーL）、農業災害資金又は天災資金のいずれかを記入する。
- (3) 承認（貸付）年度、承認（貸付）月、承認（貸付）番号
当該貸付に係る県の付した年度、月、及び番号を記入する。
なお、承認（貸付）番号について、県が当初付したものが5桁であるときは、左から3桁目の0を削除し、4桁に読み替えるものとする。
- (4) 繰上償還又は延滞額償還等
 - ア 発生年月日
繰上償還日、延滞分の償還がされた日又は期限の利益の喪失日を記入する。
 - イ 償還金額
繰上償還された額、延滞となっていた元金が償還された場合の当該償還額又は期限の利益が喪失された額を円単位で記入する。
 - ウ 1つの貸付について、繰上償還又は延滞の償還等が複数なされた場合は、（第1回）の欄から順に記入する。
 - エ 繰上償還及び延滞の償還が同日に行われた場合は、合算した額を記入する。
 - オ 約定償還と繰上償還及び延滞の償還等が同日に行われた場合は、約定償還額を除いた額を記入する。
- (5) 期中延滞
約定償還日に償還されなかった約定償還額を円単位で記入する。
- (6) 約定償還変更
変更承認年月日及び知事から変更承認を受けた内容を具体的に記入する。
（例）○年○月○日の約定償還日を中間据置に変更
- (7) 備考
特例償還の内容に応じて、次のいずれかに○印を付する。
 - ア 全額繰上償還
 - イ 一部繰上償還
 - ウ 延滞金の償還
 - エ 期中延滞の発生
 - オ 期限の利益喪失
 - カ 約定償還変更

第9 農業制度資金貸付内容一覧表等の処理手続き

- 1 作成者
農業支援課は、農業制度資金貸付内容一覧表（様式第7号）（以下「貸付内容一覧

表」という。)を、毎年6月30日時点の融資残高を確認するもの及び12月31日の融資残高を確認するものについて、それぞれ作成する。

2 融資機関の作業

県から貸付内容一覧表の提出を受けた融資機関は、「期末融資残高」欄等を確認し、別途定めるチェック表様式を県に提出する。なお、必要に応じて第8に定める特例償還報告書等を添付する。

3 県は、2に従い融資機関から提出された特例償還報告書の内容を反映させた修正後の貸付内容一覧表を一部、保管するものとする。

第10 農業制度資金利子補給計算書等の処理手続き

1 作成者

農業支援課は、第9で確認した融資残高等に基づき農業制度資金利子補給計算書(様式第8号)(以下「利子補給計算書」という。)を作成し、融資機関に送付する。

2 融資機関の作業

融資機関は、自らの利子補給金計算結果と県が算出した利子補給計算書を照合し、誤りがない場合は農業近代化資金に係る利子補給金の請求を行うものとする。

第11 その他

この要領に定める申請書等の提出に当たっての経由機関の規定については、信連が提出する場合その他で適当と認められる場合は、この規定を適用しないものとする。

別表

コード表

1 融資機関コード（4桁）

融資機関コードは、次のような構成をもつ。

--	--	--	--

融資機関 郡
区分コード コード

(1) 融資機関区分コード（1桁）

融資機関区分	コード
農業協同組合（総合単協）	1
農業協同組合（専門単協）	2
その他の農林漁業関係金融機関	3
政府系金融機関 （日本政策金融公庫除く）	4
埼玉りそな銀行	5
武蔵野銀行	6
埼玉縣信用金庫	7
川口信用金庫	8
その他の金融機関	9

(2) 郡コード（1桁）

郡名	コード
北足立	0
入間	1
比企	2
秩父	3
児玉	4
大里	5
北埼玉	6
南埼玉	7
北葛飾	8
その他	9

2 農林振興センターコード（2桁）及び市町村コード（3桁）

農林振興センター名	農林振興センターコード	市町村名	市町村コード
さいたま	01	さいたま市	100
		川口市	203
		鴻巣市	217
		上尾市	219
		草加市	221
		蕨市	223
		戸田市	224
		朝霞市	227
		志木市	228
		和光市	229
		新座市	230
		桶川市	231
		北本市	233
		伊奈町	301
川越	02	川越市	201
		所沢市	208
		飯能市	209
		狭山市	215
		入間市	225
		富士見市	235
		坂戸市	239
		鶴ヶ島市	241
		日高市	242
		ふじみ野市	245
		三芳町	324
		毛呂山町	326
		越生町	327
東松山	03	東松山市	212
		滑川町	341
		嵐山町	342
		小川町	343
		川島町	346
		吉見町	347
		鳩山町	348
		ときがわ町	349
		東秩父村	369

農林振興センター名	農林振興センターコード	市町村名	市町村コード
秩 父	04	秩 父 市	207
		横 瀬 町	361
		皆 野 町	362
		長 瀬 町	363
		小鹿野町	365
本 庄	05	本 庄 市	211
		美 里 町	381
		神 川 町	383
		上 里 町	385
大 里	06	熊 谷 市	202
		深 谷 市	218
		寄 居 町	408
加 須	07	行 田 市	206
		加 須 市	210
		羽 生 市	216
春 日 部	08	春日部市	214
		越 谷 市	222
		久 喜 市	232
		八 潮 市	234
		三 郷 市	237
		蓮 田 市	238
		幸 手 市	240
		吉 川 市	243
		白 岡 市	246
		宮 代 町	442
		杉 戸 町	464
		松 伏 町	465

3 年賦・半年賦コード（1桁）

年賦・半年賦の区分	コード
年 賦	1
半 年 賦	2

4 施設コード（2桁）

区分	借 受 予 定 者	施設コード
農 業 者	個人（認定農業者含む）	01
	認定新規就農者（個人）	08
	農 事 組 合 法 人	11
	株 式 会 社	12
	そ の 他 法 人	13
	有 限 会 社	14
	認定新規就農者（法人）	15
農業者 組織	共同利用（農協が借りる場合）	03
	共同利用（任意団体が借りる場合）	04
	共同利用（その他が借りる場合）	05

5 資金コード（2桁）

資金の種類		資 金 コ ー ド
農業近代化 資 金	一般資金（5号資金を除く）	11
	一般資金（5号資金）	12
	認定農業者の特例資金 （5号資金を除く）	22
	認定農業者の特例資金 （5号資金）	23
	集落営農組織の特例資金	24
	農 業 振 興 資 金	29
農 業 災 害 資 金		31
農 業 経 営 基 盤 強 化 資 金		85
天 災 資 金		91

6 種類コード (3桁)

号資金	種類コード		備考
	種類	コード	
1	農 舎	100	
	畜 舎 (牛 舎)	101	
	畜 舎 (豚 舎)	102	
	畜 舎 (鶏 舎)	103	
	蚕 室	104	
	農 産 物 乾 燥 施 設	105	
	た い 肥 舎	106	
	農 産 物 育 成 管 理 用 施 設	107	
	サ イ 口	108	
	た い 肥 盤	109	
	農 業 用 貯 留 槽	110	
	果 樹 棚	111	
	牧 さ く	112	
	農 業 用 索 道	113	
	排 水 施 設	114	
	か ん 水 施 設	115	
	農 産 物 処 理 加 工 施 設	116	
	農 産 物 貯 蔵 施 設	117	
	農 業 生 産 資 材 貯 蔵 施 設	118	
	農 業 生 産 資 材 製 造 施 設	119	
	農 機 具 保 管 修 理 施 設	120	
	病 害 虫 等 防 除 施 設	121	
	ふ 卵 育 す う 施 設	122	
	き の こ 栽 培 施 設	123	
	家 畜 人 工 受 精 施 設	124	
	家 畜 市 場 施 設	125	
	家 畜 診 療 施 設	126	
	農 産 物 販 売 施 設	127	
	農 産 物 集 出 荷 施 設	128	
	農 業 生 産 公 害 防 止 等 用 施 設	129	
	観 光 農 業 施 設	130	
	未 利 用 資 源 活 用 施 設	131	
農 業 労 働 力 確 保 施 設	132		

号資金	種類コード		備考
	種類	コード	
2	原 動 機	200	
	揚 排 水 用 機 具	201	
	耕うん機整地用機具	202	
	農作物育成管理用機具	203	
	肥料調整散布用機具	204	
	病虫害等防除用機具	205	
	収穫調整用機具	206	
	農産物処理加工用機具	207	
	畜 産 用 機 具	208	
	養 蚕 用 機 具	209	
	運 搬 用 機 具	210	
	農業生産公害防止等用機具	211	
	農用地改良造成用機具	212	
	生産・経営管理情報処理用機具	213	
	観 光 農 業 用 機 具	214	
未利用資源活用用機具	215		
3	果 樹 の 植 栽 資 金	300	
	オリーブの植栽資金	301	
	茶 の 植 栽 資 金	302	
	ホ ッ プ の 植 栽 資 金	303	
	桑 の 植 栽 資 金	304	
	アスパラガスの植栽資金	305	
	果 樹 等 育 成 資 金	306	
	花き・花木植栽育成資金	307	
特定永年性作物植栽育成資金	308		
4	牛（肉用素畜を除く）の購入	400	
	馬（競争の用に供するものを除く）の購入	401	
	めん羊（肉用素畜を除く）の購入	402	
	山 羊 の 購 入 資 金	403	
	豚（肉用素畜を除く）の購入	404	
	繁殖用肉牛・繁殖豚の育成資金	405	
	肥 育 牛 の 購 入 資 金	406	
	肥 育 豚 の 購 入 資 金	407	
	鶏 の 購 入 資 金	408	
	肥 育 牛 の 育 成 資 金	409	
特 用 家 畜 購 入 資 金	410		

号資金	種 類 コ ー ド		備 考
	種 類	コ ー ド	
5	小土地改良資金	500	
6	診 療 施 設	600	
	農村情報処理・通信施設	601	
	水 道 施 設	602	
	託 児 施 設	603	
	研 修 施 設	604	
	集 会 施 設	605	
	農業管理センター	606	農村情報処理・通信施設の細目
	ガ ス 供 給 施 設	607	
	融雪・除雪用施設	608	
	下 水 道 施 設	609	
	農 事 放 送 施 設	653	農村情報処理・通信施設の細目
	農作業管理休養施設	662	
	農業者等健康増進施設	663	
	地 域 休 養 施 設	664	
	生活改善センター	665	
	生活安全保護施設	666	
集 落 道	667		
廃棄物処理施設	668		
7	内水面養殖施設資金	704	
	特定の農家住宅資金	706	
	農村給排水施設資金	710	
8	長期運転資金	800	
9	セット融資	900	
10	農業振興資金	010	
11	農 業 災 害 資 金	011	
	そ の 他	012	
	農業経営基盤強化資金	017	

7 債務保証コード（1桁）

債務保証の有無	コード
有	1
無	2

8 承認番号（4桁）ないしは貸付番号（4桁）

資金名	承認月	番号	
		農林振興センター承認	農業支援課承認
農業近代化資金	5	1001~1499	1501~1599
	7	2001~2499	2501~2599
	9	3001~3499	3501~3599
	11	4001~4499	4501~4599
	1	5001~5499	5501~5599
	3	6001~6499	6501~6599
天災資金		7001~7499	
農業災害資金		7501~7599	
農業経営基盤強化資金		9501~9599	

注1： 承認番号 農業近代化資金のみに使用
 貸付番号 農業近代化資金以外の資金に使用

注2： この要領の施行前に付番された5桁の承認番号及び貸付番号（以下「承認番号等」という。）については、この要領の施行後は、承認番号等の左から3桁目の0を削除し、4桁に読み替えるものとする。

農業近代化資金利子補給承認申請書

様式第1号

融資機関	農林水産省	市町村	承認	承認
コード	コード	コード	年度	月

(あて先)
埼玉県知事

次の貸付けについて、貴県との利子補給契約に基づき利子補給を受けたいのでその承認を申請します。

融資機関 住所
名称
代表者

借入予定者氏名等(上段) 加付 下段.....漢字)									
加付	貸付目標日		事業費 (千円)		借入申込額 (千円)		約定償還額		据置期間
漢字	西曆	月	日				第1回 (千円)	第2回以降 (千円)	
基準金利 (%)	利率 (%)	貸付利率 (%)	種類	資金	施設	債務保証	事業種目及び事業量		
							約定價還日		
							その1	その2	
							月	日	日
							20		20

➡ 無利子化措置を受ける見込みの場合は、数字の前に「*」を付ける。【例：*0.16】

借入予定者氏名等(上段) 加付 下段.....漢字)									
加付	貸付目標日		事業費 (千円)		借入申込額 (千円)		約定償還額		据置期間
漢字	西曆	月	日				第1回 (千円)	第2回以降 (千円)	
基準金利 (%)	利率 (%)	貸付利率 (%)	種類	資金	施設	債務保証	事業種目及び事業量		
							約定價還日		
							その1	その2	
							月	日	日
							20		20

➡ 無利子化措置を受ける見込みの場合は、数字の前に「*」を付ける。【例：*0.16】

借入予定者氏名等(上段) 加付 下段.....漢字)									
加付	貸付目標日		事業費 (千円)		借入申込額 (千円)		約定償還額		据置期間
漢字	西曆	月	日				第1回 (千円)	第2回以降 (千円)	
基準金利 (%)	利率 (%)	貸付利率 (%)	種類	資金	施設	債務保証	事業種目及び事業量		
							約定價還日		
							その1	その2	
							月	日	日
							20		20

➡ 無利子化措置を受ける見込みの場合は、数字の前に「*」を付ける。【例：*0.16】

融資機関	担当者記名
市町村	担当者記名
農林	

農業近代化資金 利子補給承認書

承認年度	農林振興センター	融資機関・市町村

第 号
年 月 日

融 資 機 関 の 長 様

埼玉県知事

さきに申請のあった農業近代化資金の利子補給承認申請案件については、下記のとおり承認します。

記

承認 番号	借受者氏名等	施設 別	資金 区分	資金 種類	事業費 (千円)	融資額 (千円)	約定償還(千円)		参考(承認日時点)		債務 保証
							開始 年月日	完了 年月日	償還額 (初回)	償還額 (以降)	
									県	市町村	事業種目及び事業量

農業近代化資金 利子補給承認通知書

承認年度	農林振興センター	融資機関・市町村

第 号
年 月 日

市 町 村 長 様
埼玉県農業信用基金協会会長理事

埼玉県農林部長

さきに申請のあった農業近代化資金の利子補給承認申請案件については、下記のとおり承認したので通知します。

記

承認 番号	借受者氏名等	施設 別	資金 区分	資金 種類	事業費 (千円)	融資額 (千円)	約定償還(千円)		参考(承認日時点)		債務 保証
							開始 年月日	完了 年月日	償還額 (初回)	償還額 (以降)	
									県	市町村	

農業近代化資金 利子補給承認通知書

承認年度	農林振興センター	融資機関・市町村

第 号
年 月 日

農林振興センター所長 様

農 林 部 長

さきに申請のあった農業近代化資金の利子補給承認申請案件については、下記のとおり承認したので通知します。

記

承認 番号	借受者氏名等	施設 別	資金 区分	資金 種類	事業費 (千円)	融資額 (千円)	約定償還(千円)		参考(承認日時点)		債務 保証
							開始 年月日	完了 年月日	償還額 (初回)	償還額 (以降)	
									県	市町村	事業種目及び事業量

農業近代化資金 利子補給承認台帳

農林振興センター

融資機関

承認 年度	承認 番号	借受者氏名等	施設 別	資金 区分	資金 種類	債務 保証	事業費 (千円)	融資額 (千円)	約定償還(千円)		参考(承認日時点)		事業種目及び事業量	利子補給 承認日
									開始 年月日	完了 年月日	償還額 (初回)	償還額 (以降)		
											県	市町村		

様式第3号

(あて先)
埼玉県知事

農業近代化資金 利子補給承認修正届

年 月 日

融資機関 担当者記名	林 農 担当者記名
---------------	-----------------

KEYコード(必ず記入)			
融資機関	承認年度	承認月	承認番号

次のとおり修正したいので届出ます。

融資機関 住所
名称
代表者

氏 名 (上段…加が、下段…漢字)		施設 資金	種類	貸付 利率 (%)	利子補給率		約定償還日				約定償還額 第1回 (千円)	約定償還額 第2回以降 (千円)	償還 期間	据置 期間	年賦 半年賦	年賦 半年賦
					県 %	市町村 %	その1 月 日	その2 月 日								

KEYコード(必ず記入)			
融資機関	承認年度	承認月	承認番号

氏 名 (上段…加が、下段…漢字)		施設 資金	種類	貸付 利率 (%)	利子補給率		約定償還日				約定償還額 第1回 (千円)	約定償還額 第2回以降 (千円)	償還 期間	据置 期間	年賦 半年賦	年賦 半年賦
					県 %	市町村 %	その1 月 日	その2 月 日								

- (注) 1. KEYコード(融資機関、承認年度、承認月、承認番号)は必ず記入する。
2. 修正箇所のみを記入し、変更のない欄には何も記入しない。

農業近代化資金 貸付実行報告書(年度 期分)

融資機関名

記入者氏名

住所
名称
代表者

電話番号

承認 年度	承認 番号	借受者氏名等	事業費 (千円)	融資予定額 (千円)	利子補給 承認日	貸付実行日	県 補給率 (%)	市町村 補給率 (%)	備考

○記入方法

1 当期内貸付実行を行った場合

- (1) 貸付実行日欄に貸付実行年月日を記入する。
- (2) 融資額が融資予定額より少ないときは、融資予定額を横線2本で抹消し、正しい額を上部余白に記入する。
- (3) 事業費が変更になったときは、事業費を横線2本で抹消し、正しい額を上部余白に記入する。
- (4) 承認時と貸付実行時の利子補給率を確認し、貸付実行時の利子補給率に変更になる場合は、県補給率又は市町村補給率を横線2本で抹消し正しい補給率を上部余白に記入する。また、補給率が変更にならない場合は、備考欄に「補給率変更なし」と記入する。
なお、無利子化措置の摘要がある場合は、備考欄に市町村利子補給の開始年月日を記入する。
- (5) すべての案件について、貸付内容を確認できる「貸付内容照会票」を添付すること。

2 当期内に貸付実行しなかった場合、貸付実行日欄に貸付予定日を記入する。また、借入が辞退された場合、貸付実行日欄に「借入辞退」と記入する。

3 上記に記載されていないもので既に貸付実行をしたものがある場合、余白行すべての項目について手書きで記入する。

農業制度資金 貸付報告書

(あて先)
埼玉県知事

融資機関 住所
名称
代表者

発番	号
年	日

融資機関 担当者 記名	農林 担当者 記名
-------------------	-----------------

農業制度資金を次のとおり貸付けたので報告します。

資金名	融資機関 コード	農林振興 センター コード	市町村 コード	貸付年度 月	借 還 期 間	据 置 期 間	年 半 年 賦	借入予定者氏名等(上段……かか 下段……漢字)		コード	貸付年月日 西暦 月 日	事業費 (千円)	融資額 (千円)	借 務 保 証	貸付利率		利子補給率
								施設 資金 種類	種類						県(%)	市町村(%)	
事業内容(規模・能力等)																	
その1	その2	その3	その4	その5	その6	その7	その8	その9	その10	その11	その12	その13	その14	その15	その16	その17	その18

資金名	融資機関 コード	農林振興 センター コード	市町村 コード	貸付年度 月
-----	-------------	---------------------	------------	-----------

借入予定者氏名等(上段……かか 下段……漢字)

資金名	融資機関 コード	農林振興 センター コード	市町村 コード	貸付年度 月	借 還 期 間	据 置 期 間	年 半 年 賦	借入予定者氏名等(上段……かか 下段……漢字)		コード	貸付年月日 西暦 月 日	事業費 (千円)	融資額 (千円)	借 務 保 証	貸付利率		利子補給率
								施設 資金 種類	種類						県(%)	市町村(%)	
事業内容(規模・能力等)																	
その1	その2	その3	その4	その5	その6	その7	その8	その9	その10	その11	その12	その13	その14	その15	その16	その17	その18

資金名	融資機関 コード	農林振興 センター コード	市町村 コード	貸付年度 月
-----	-------------	---------------------	------------	-----------

借入予定者氏名等(上段……かか 下段……漢字)

資金名	融資機関 コード	農林振興 センター コード	市町村 コード	貸付年度 月	借 還 期 間	据 置 期 間	年 半 年 賦	借入予定者氏名等(上段……かか 下段……漢字)		コード	貸付年月日 西暦 月 日	事業費 (千円)	融資額 (千円)	借 務 保 証	貸付利率		利子補給率
								施設 資金 種類	種類						県(%)	市町村(%)	
事業内容(規模・能力等)																	
その1	その2	その3	その4	その5	その6	その7	その8	その9	その10	その11	その12	その13	その14	その15	その16	その17	その18

融資機関 コード	資金名

農業制度資金 特例償還報告書

(あて先)
埼玉県知事

年 月 日

融資機関名
代表者
記入者氏名
連絡先電話番号

年 期中において、次のとおり特例償還がありましたので報告します。

承認(貸付) 年度	承認 (貸付) 月	承認(貸付) 番号	借受者氏名等			繰上償還又は延滞額償還等(第1回)		繰上償還又は延滞額償還等(第2回)		繰上償還又は延滞額償還等(第3回)				
			全額繰上償還	一部繰上償還	延滞金の償還	期中延滞の発生	期限の利益喪失	約定償還変更	発生年月日	償還金額(円)	発生年月日	償還金額(円)	発生年月日	償還金額(円)
						期 中 延 滞								
備 考							約定償還日	延滞金額(円)	変更承認年月日	内容(変更承認を受けた内容を具体的に記入)				

承認(貸付) 年度	承認 (貸付) 月	承認(貸付) 番号	借受者氏名等			繰上償還又は延滞額償還等(第1回)		繰上償還又は延滞額償還等(第2回)		繰上償還又は延滞額償還等(第3回)				
			全額繰上償還	一部繰上償還	延滞金の償還	期中延滞の発生	期限の利益喪失	約定償還変更	発生年月日	償還金額(円)	発生年月日	償還金額(円)	発生年月日	償還金額(円)
						期 中 延 滞								
備 考							約定償還日	延滞金額(円)	変更承認年月日	内容(変更承認を受けた内容を具体的に記入)				

承認(貸付) 年度	承認 (貸付) 月	承認(貸付) 番号	借受者氏名等			繰上償還又は延滞額償還等(第1回)		繰上償還又は延滞額償還等(第2回)		繰上償還又は延滞額償還等(第3回)				
			全額繰上償還	一部繰上償還	延滞金の償還	期中延滞の発生	期限の利益喪失	約定償還変更	発生年月日	償還金額(円)	発生年月日	償還金額(円)	発生年月日	償還金額(円)
						期 中 延 滞								
備 考							約定償還日	延滞金額(円)	変更承認年月日	内容(変更承認を受けた内容を具体的に記入)				

農業制度資金 利子補給計算書 年度 期

融資機関名

承認年度	承認番号	借受者氏名等	貸付期間	期首融資残高 (千円)	期中貸付額 (千円)	償還額 (千円)	期末融資残高 (千円)	日数	積数	融資平均残高 (円)	県 上段:補給率 (%) 下段:補給額 (円)	市町村 上段:補給率 (%) 下段:補給額 (円)

農業近代化資金取扱い融資機関コード表(農協)

農協名	コード	農協名	コード	農協名	コード
北足立郡		比企郡		北埼玉郡	
さいたま(さいたま市)	1001	埼玉中央(東松山市)	1201	ほくさい(行田市)	1601
ほくさい(鴻巣市)	1003	埼玉中央(滑川町)	1202	ほくさい(羽生市)	1606
南彩(さいたま市)	1005	埼玉中央(嵐山町)	1204	ほくさい(加須市)	1615
さいたま(戸田市)	1008	埼玉中央(小川町)	1207	ほくさい(騎西支所)	1617
さいたま(蕨市)	1009	埼玉中央(ときがわ町)	1209	ほくさい(北川辺支所)	1618
さいたま(鴻巣市)	1035	埼玉中央(鳩山町)	1213	ほくさい(大利根支所)	1619
さいたま(北本市)	1038	埼玉中央(川島町)	1214		
さいたま(伊奈町)	1040	埼玉中央(吉見町)	1215	南埼玉郡	
さいたま(桶川市)	1041	埼玉中央(東秩父村)	1308	さいかつ(八潮市)	1701
さいたま(上尾市)	1046			越谷市(草加市)	1703
あさか野(志木市)	1049	秩父郡		越谷市	1704
あさか野(新座市)	1050	ちちぶ(秩父市)	1301	南彩(春日部市)	1706
あさか野(朝霞市)	1053	ちちぶ(横瀬町)	1302	南彩(蓮田市)	1707
あさか野(和光市)	1054	ちちぶ(皆野町)	1305	南彩(宮代町)	1708
さいたま(川口市)	1056	ちちぶ(長瀬町)	1306	南彩(白岡市)	1709
さいたま(草加市)	1057	ちちぶ(小鹿野町)	1310	南彩(久喜市)	1710
				南彩(菖蒲支所)	1711
入間郡		児玉郡		北葛飾郡	
いるま野(川越市)	1101	埼玉ひびきの(本庄市)	1401	さいかつ(松伏町)	1807
いるま野(所沢市)	1115	埼玉ひびきの(上里町)	1402	さいかつ(吉川市)	1808
いるま野(入間市)	1124	埼玉ひびきの(美里町)	1403	さいかつ(三郷市)	1809
いるま野(狭山市)	1130	埼玉ひびきの(神川町)	1405	埼玉みずほ(栗橋支所)	1801
いるま野(坂戸市)	1131			埼玉みずほ(幸手市)	1803
いるま野(鶴ヶ島市)	1136	大里郡		埼玉みずほ(杉戸町)	1804
いるま野(毛呂山町)	1137	くまがや	1501	埼玉みずほ(春日部市)	1806
いるま野(越生町)	1138	ふかや(深谷市)	1507	埼玉みずほ(鷲宮支所)	1812
いるま野(日高市)	1139	ふかや(寄居町)	1511		
いるま野(飯能市)	1140	埼玉岡部	1514		
いるま野(富士見市)	1146	ふかや(榛沢)	1515		
いるま野(ふじみ野市)	1147	花園	1517		
いるま野(三芳町)	1149	埼玉酪農協	2501		
		埼玉酪農協	2504		

農業近代化資金等の融資機関コード表(銀行等)

融資機関名	コード	融資機関名	コード	融資機関名	コード
北足立郡		入間郡		小鹿野支店(小鹿野)	5306
埼玉りそな銀行		埼玉りそな銀行		小鹿野支店(東秩父)	5310
川口支店	5001	川越支店	5101	児玉郡	
東岩槻支店	5002	川越南支店	5102	埼玉りそな銀行	
西川口支店	5003	本川越支店	5103	本庄支店(本庄)	5401
川口南平支店	5004	川越支店(新河岸)	5104	本庄支店(美里)	5402
さいたま営業部	5005	霞ヶ関支店	5105	児玉支店(児玉)	5403
県庁支店	5006	所沢支店	5106	児玉支店(神川)	5404
浦和中央支店	5007	新所沢支店	5108	本庄支店(神川)	5405
浦和東口支店	5008	小手指支店	5109	本庄支店(上里)	5406
南浦和支店	5009	飯能支店	5110	大里郡	
岩槻支店	5010	狭山支店	5111	埼玉りそな銀行	
騎西支店(鴻巣)	5011	新狭山支店	5112	熊谷支店(熊谷)	5501
北浦和支店	5012	入間支店	5114	熊谷駅前支店	5503
北浦和西口支店	5013	武蔵藤沢支店	5115	深谷支店	5504
大宮支店	5014	上福岡支店	5116	熊谷支店(江南)	5506
宮原支店	5016	鶴瀬支店(富士見)	5117	妻沼支店	5507
東大宮支店	5017	みずほ台支店	5118	岡部支店	5508
七里支店	5018	坂戸支店	5119	熊谷支店(深谷)	5509
大宮支店(土呂)	5019	大井支店	5121	寄居支店(深谷)	5510
大宮西支店	5020	鶴瀬支店(三芳)	5122	寄居支店(寄居)	5511
日進支店	5021	越生毛呂山支店	5123	籠原支店	5512
指扇支店	5022	鶴ヶ島支店	5125	北埼玉郡	
鴻巣支店	5023	日高支店	5126	埼玉りそな銀行	
上尾支店	5024	所沢支店(所沢東口)	5131	行田支店(行田)	5601
上尾西口支店	5025	比企郡		加須支店	5602
与野支店	5026	埼玉りそな銀行		羽生支店	5603
草加支店	5027	東松山支店(東松山)	5201	騎西支店(騎西)	5604
松原支店	5028	東松山支店(滑川)	5202	栗橋支店(北川辺)	5607
蕨支店	5029	東松山支店(嵐山)	5203	栗橋支店(大利根)	5608
蕨東支店	5030	小川支店	5204	南埼玉郡	
戸田支店	5031	東松山支店(ときがわ)	5206	埼玉りそな銀行	
鳩ヶ谷支店	5033	東松山支店(川島)	5207	春日部支店	5703
朝霞支店	5034	東松山支店(吉見)	5208	武里支店	5704
志木支店	5035	秩父郡		春日部西口支店	5705
和光支店	5036	埼玉りそな銀行		越谷支店(越谷)	5706
新座支店	5037	秩父支店(秩父)	5301	久喜支店	5707
桶川支店	5039	秩父支店(横瀬)	5302	八潮支店	5708
北本支店	5040	皆野支店(皆野)	5303	蓮田支店	5709
伊奈支店	5041	皆野支店(長瀬)	5304		
吹上支店	5042	小鹿野支店(秩父)	5305		
武蔵浦和支店	5047				

融資機関名	コード	融資機関名	コード	融資機関名	コード
白岡支店	5710	大宮北支店	6059	比企郡	
菖蒲支店	5712	伊奈支店	6061	武蔵野銀行	
宮代支店	5714	武蔵浦和支店	6063	東松山支店(東松山)	6211
南越谷支店	5715	桶川支店	6065	小川支店(小川)	6212
北越谷支店	5716	新座南支店	6068	高坂支店	6275
		白鍬支店	6077	東松山支店(滑川)	6290
北葛飾郡		北浦和西口支店	6082	小川支店(嵐山)	6291
埼玉りそな銀行		東川口支店	6090	小川支店(ときがわ)	6292
三郷支店	5801	和光支店	6091	川越支店(川島)	6294
幸手支店	5802	行田支店(鴻巣)	6092	東松山支店(吉見)	6295
栗橋支店(栗橋)	5803	片柳支店	6093	坂戸支店(鳩山)	6296
鷲宮支店	5804	深作支店	6094		
杉戸支店	5805	天沼支店	6095	秩父郡	
越谷支店(松伏)	5806	宮原西口支店	6096	武蔵野銀行	
吉川支店	5807	鳩ヶ谷支店	6097	秩父支店(秩父)	6306
庄和支店	5808	戸田西支店	6098	秩父支店(横瀬)	6307
				横瀬支店	6378
北足立郡		入間郡		秩父支店(皆野)	6391
武蔵野銀行		武蔵野銀行		寄居支店(長瀬)	6392
本店営業部	6001	狭山支店	6105	秩父支店(小鹿野)	6394
浦和支店	6002	飯能支店(飯能)	6116	小川支店(東秩父)	6398
蕨支店	6003	川越支店(川越)	6117		
川口支店(川口)	6004	所沢支店	6119	児玉郡	
草加支店(草加)	6018	大井支店(ふじみ野)	6131	武蔵野銀行	
鴻巣支店(鴻巣)	6020	新所沢支店	6140	本庄支店(本庄)	6415
北浦和支店	6021	坂戸支店(坂戸)	6141	本庄南支店	6467
志木支店	6022	日高支店	6142	本庄支店(美里)	6490
上尾支店	6024	新河岸支店	6146	本庄支店(神川)	6492
宮原支店	6025	狭山東支店	6148	本庄支店(上里)	6494
戸田支店	6027	霞ヶ関支店	6153		
朝霞支店(朝霞)	6028	川越南支店	6154	大里郡	
岩槻支店	6030	入曽支店	6164	武蔵野銀行	
東大宮支店	6032	下山口支店	6166	寄居支店(寄居)	6507
南浦和支店	6033	所沢駅前支店	6169	熊谷支店(熊谷)	6508
大宮支店	6034	入間支店	6170	深谷支店(深谷)	6562
西上尾支店	6035	入間支店(東松山)	6171	川本支店	6573
西川口支店	6036	狭山西支店	6174	熊谷支店(江南)	6591
新座支店	6037	みずほ台支店	6176	寄居支店(深谷)	6594
与野支店	6038	東所沢支店	6180	熊谷東支店	6595
北本支店	6039	鶴ヶ島支店	6183		
七里支店	6044	大井支店(三芳)	6192	北埼玉郡	
指扇支店	6045	坂戸支店(毛呂山)	6193	武蔵野銀行	
東浦和支店	6049	坂戸支店(越生)	6194	羽生支店(羽生)	6609
松原支店	6056	坂戸支店(鶴ヶ島)	6195	行田支店(行田)	6613
県庁前支店	6057	ふじみ野支店	6197	加須支店	6690

融資機関名	コード	融資機関名	コード	融資機関名	コード
羽生支店(騎西)	6691	北本支店	7021	武蔵藤沢支店	7116
幸手支店(北川辺)	6694	与野支店	7023	三芳支店	7117
幸手支店(大利根)	6695	南浦和支店	7025	長瀬支店	7120
久喜支店(加須)	6696	大和田支店	7030	新河岸支店	7145
		吹上支店	7035	ふじみ野支店	7147
南埼玉郡		三橋支店	7036	所沢東支店	7153
武蔵野銀行		大東支店	7038	坂戸支店(坂戸)	7154
春日部支店(春日部)	6714	片柳支店	7040	霞ヶ関支店	7156
久喜支店(久喜)	6723	宮原東支店	7041	鶴ヶ島北支店	7166
越谷支店(越谷)	6726	宮原支店	7043	新河岸支店(ふじみ野)	7188
蓮田支店(蓮田)	6747	西堀支店	7044		
武里支店	6750	浦和東支店	7046	比企郡	
藤ヶ丘支店	6751	上尾柏座支店	7047	埼玉縣信用金庫	
大袋支店	6755	上尾西支店	7048	高坂支店	7260
八潮支店	6790	大間木支店	7049	東松山支店	7262
春日部支店(宮代)	6791	原市支店(上尾)	7050	森林公園支店	7270
蓮田支店(白岡)	6792	伊奈支店	7051	小川支店	7271
久喜支店(菖蒲)	6793	七里支店	7058	嵐山支店	7272
新白岡支店	6794	東岩槻支店	7061	川島支店	7273
伊奈支店(蓮田)	6795	鴻巣西口支店	7063	吉見支店	7274
		桶川西口支店	7064	都幾川支店	7277
北葛飾郡		北本西口支店	7065	鴻巣支店(滑川)	7288
武蔵野銀行		新座支店	7066	坂戸支店(川島)	7289
幸手支店(幸手)	6810	野火止支店	7067	鴻巣支店(吉見)	7290
三郷支店	6858	朝霞支店	7068		
松伏支店	6860	大久保支店	7073	秩父郡	
庄和支店	6871	東大宮支店	7074	埼玉縣信用金庫	
杉戸高野台支店	6884	原市支店(伊奈)	7088	秩父支店(秩父)	7305
幸手支店(栗橋)	6890	熊谷東支店(鴻巣)	7089	秩父支店(横瀬)	7388
久喜支店(鷲宮)	6891	西草加支店(草加)	7092	秩父支店(皆野)	7389
幸手支店(杉戸)	6892	北草加支店(草加)	7093	秩父支店(長瀬)	7390
越谷支店(吉川)	6893			秩父支店(小鹿野)	7392
吉川支店	6894	入間郡			
		埼玉縣信用金庫		児玉郡	
北足立郡		川越支店	7104	埼玉縣信用金庫	
埼玉縣信用金庫		新河岸東支店	7105	本庄支店(本庄)	7406
浦和支店	7002	川越南支店	7106	本庄支店(美里)	7488
大宮支店	7003	川越西支店	7107	本庄支店(神川)	7490
鴻巣支店(鴻巣)	7010	南古谷支店	7108	本庄支店(上里)	7491
桶川支店(桶川)	7013	越生支店	7110		
上尾支店	7016	毛呂山支店	7111	大里郡	
草加支店	7017	狭山支店	7112	埼玉縣信用金庫	
岩槻支店	7018	上福岡支店	7113	本店営業部(熊谷)	7501
北浦和支店	7019	鶴瀬支店	7114	深谷支店(深谷)	7514
大宮西支店	7020	鶴ヶ島支店	7115	寄居支店(寄居)	7515

融資機関名	コード	融資機関名	コード	融資機関名	コード
籠原支店	7531	草加支店(吉川)	7891	みずほ台支店	8101
上之支店	7539	幸手支店	7893	ふじみ野支店	8102
籠原南支店	7557	西草加支店(吉川)	7894		
江南支店(熊谷)	7559	北草加支店(吉川)	7895	南埼玉郡	
寄居支店(深谷)	7591			川口信用金庫	
熊谷東支店(熊谷)	7593	北足立郡		蒲生支店	8701
江南支店(深谷)	7594	川口信用金庫		蒲生西口支店	8702
		本部	8001	南越谷支店	8703
北埼玉郡		本店営業部	8002	せんげん台支店	8704
埼玉縣信用金庫		仲町支店	8003	一ノ割支店	8705
行田支店(行田)	7607	飯塚支店	8004	春日部支店	8706
花崎支店	7608	本町東支店	8005	宮代支店	8707
加須支店(加須)	7609	芝支店	8006	久喜支店	8708
羽生支店	7618	柳崎支店	8007		
騎西支店	7664	鳩ヶ谷支店	8008	北葛飾郡	
加須支店(騎西)	7688	木曾呂支店	8009	川口信用金庫	
加須支店(北川辺)	7689	川口中央支店	8010	鷲宮支店	8801
加須支店(大利根)	7690	東川口支店	8011	栗橋支店	8802
熊谷東支店(行田)	7693	赤井支店	8012		
		東本郷支店	8013	秩父郡	
南埼玉郡		蕨支店	8014	埼玉信用組合	
埼玉縣信用金庫		戸田支店	8015	秩父支店	9301
春日部支店(春日部)	7711	戸田北支店	8016	皆野支店	9302
越谷支店(越谷)	7712	志木支店	8017	小鹿野支店	9303
蓮田支店	7727	宗岡支店	8018		
大袋支店	7728	志木北支店	8019	児玉郡	
八潮支店	7729	和光支店	8020	埼玉信用組合	
越谷平方支店	7730	大宮支店	8021	本店	9401
宮代支店	7731	与野支店	8022	本庄支店	9402
白岡支店	7732	北浦和支店	8023	上里支店	9403
久喜支店	7733	大和田支店	8024	美里支店	9404
豊春支店	7734	武蔵浦和支店	8025		
春日部西口支店	7750	浦和中尾支店	8026	大里郡	
八潮南支店	7752	東大宮支店	8027	埼玉信用組合	
東八潮支店	7767	岩槻支店	8028	深谷支店	9501
杉戸支店(宮代)	7788	土呂支店	8029	岡部支店	9502
桶川支店(菫蒲)	7789	浦和道場支店	8030		
		東浦和駅前支店	8031		
北葛飾郡		鴻巣支店	8032		
埼玉縣信用金庫		上尾支店	8033		
杉戸支店(杉戸)	7826	桶川支店	8034		
杉戸支店(幸手)	7888				
杉戸支店(鷲宮)	7889	入間郡			
越谷支店(松伏)	7890	川口信用金庫			

埼玉県農業近代化資金利子補給規程

昭和37年3月27日埼玉県告示第161号
最終改正 平成17年5月2日埼玉県告示第998号

(利子補給)

第1条 県は、農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する農業近代化資金及び知事が特に必要と認めて指定した資金（以下「農業近代化資金」という。）を貸し付ける法第2条第2項各号に掲げる融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、この規程の定めるところにより、当該農業近代化資金に係る利子補給金を交付する。

(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)

第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。

農業近代化資金の種類	利子補給率		
	法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、加工又は流通に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）	年3パーセント以内 （水稻から他作物に転換する者又は農業生産に伴って生ずる公害の防止のために必要な施設等を設置する者に貸し付ける場合にあつては、年5パーセント以内）	年2.5パーセント以内 （水稻から他作物に転換する者、農業生産に伴って生ずる公害の防止のために必要な施設等を設置する者又は農機具等の共同利用を行う者に貸し付ける場合にあつては、年3.9パーセント以内）	年1.5パーセント以内 （埼玉県信用農業協同組合連合会が、農業協同組合合併助成法（昭和36年法律第48号）又は埼玉県農業協同組合合併促進要綱（昭和35年5月4日決裁）、埼玉県農業協同組合合併推進対策要綱（昭和57年7月30日決裁）若しくは埼玉県農業協同組合広域合併推進対策要綱（平成4年6月10日決裁）の適用を受けた農業協同組合に資金として貸し付ける場合、水稻から他作物に転換する者に貸し

			付ける場合、農業生産に伴って生ずる公害の防止のために必要な施設等を設置する者に貸し付ける場合又は農機具等の共同利用を行う者に貸し付ける場合（以下この表において「合併農協資金等を貸し付ける場合」という。）にあつては、年2.9パーセント以内)
2 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金	年3パーセント以内	年2.5パーセント以内	年1.5パーセント以内(合併農協資金等を貸し付ける場合にあつては、年2パーセント以内)
3 乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金	年3パーセント以内	年2.5パーセント以内	年1.5パーセント以内(合併農協資金等を貸し付ける場合にあつては、年2パーセント以内)
4 農林水産大臣の定める規模を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金	年4パーセント以内	年4パーセント以内	年3パーセント以内
5 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金で農林水産大臣が指定するもの	年3パーセント以内		
6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取		年2.5パーセント以内	年1.5パーセント以内(合併農協資金等を貸し付ける場合にあつては、年2.5パーセント以内)

得に要する資金（法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。）			
7 農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金	年3パーセント以内	年2.5パーセント以内	年1.5パーセント以内(合併農協資金等を貸し付ける場合にあつては、年2パーセント以内)
8 1から7までに掲げるもののほか、知事が特に必要と認めて指定する資金	年3.5パーセント以内	年3.5パーセント以内	年3パーセント以内

（利子補給契約書）

第3条 第1条の利子補給についての契約は、知事が当該融資機関との間に締結する利子補給契約書によつて行うものとする。

（利子補給金の額）

第4条 第1条の規定により交付する利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における農業近代化資金につき、第2条に規定する利子補給率ごとに算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。）に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

（利子補給金の支払）

第5条 県は、融資機関から利子補給の請求があつた場合において、知事が適当であると認めるときは、当該請求書を受理した日の属する月の翌月中にこれを支払うものとする。

（利子補給金の打ち切り等）

第6条 県は、県の利子補給に係る資金を借り受けた者がその借入金を目的以外の目的に使用したときは、融資機関と協議の上融資機関に対する利子補給金を打ち切ることができるものとする。

2 県は、融資機関の責に帰すべき事由により融資機関がこの規程又はこの規程に基づく契約の条項に違反したときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

（報告の徴収等）

第7条 融資機関は、知事が当該融資機関の行つた第1条の利子補給に係る農業近代化資金の融資に関し報告を求めた場合又はその職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

埼玉県農業振興資金

(昭和39年10月20日埼玉県告示第738号)
最終改正 令和 5年 3月22日埼玉県告示第328号

埼玉県農業近代化資金利子補給規程(昭和37年埼玉県告示第161号)第1条及び第2条の表農業近代化資金の種類欄8に規定する知事が必要と認めて指定する資金は、次のとおりとする。

資金の種類	償還期限	据置期間	貸付限度額
1 農業者等の農業経営拡大のための飼料、種苗、原材料等の購入に必要な資金	3年以内	1年以内	事業費の80パーセント以内で、かつ、個人の場合にあつては500万円以内、団体の場合にあつては1000万円以内。ただし知事が特に必要と認めた場合は、3000万円以内
2 農業者等の農業用施設等の改修に必要な資金	5年以内	2年以内	
3 果樹、茶樹、桑樹等の永年作物に被害を受けた埼玉県農業災害対策特別措置条例(昭和53年埼玉県条例第14号。以下「条例」という。)第2条第2項に規定する融資対象農業者の当該被害を受けた年の翌年以降における農業経営の回復のための肥料、種苗、原材料等の購入に必要な資金	3年以内	1年以内	
4 農作物等の被害を受けた条例第2条第2項に規定する融資対象農業者の農業経営の回復のための肥料、種苗、原材料等の購入に必要な資金その他農業経営に必要な資金	6年以内	1年以内	市町村長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額

前 文(抄) (昭和41年7月26日告示第725号)
昭和41年7月26日から施行する。

附 則 (昭和46年8月13日告示第1039号)
この告示は、昭和46年8月13日から施行する。

附 則 (昭和47年9月12日告示第1364号)
この告示は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年6月26日告示第933号)

この告示は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則 (昭和49年4月9日告示第473号)

この告示は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則 (昭和50年5月23日告示第756号)

この告示は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

前 文(抄) (昭和51年6月18日告示第855号)

昭和51年4月1日から適用する。

前 文(抄) (昭和52年4月19日告示第544号)

公布の日から施行し、改正後の告示の規定は、昭和52年4月1日から適用する。

前 文(抄) (昭和53年4月21日告示第622号)

公布の日から施行し、改正後の規定は、昭和53年4月1日から適用する。

前 文(抄) (昭和54年5月11日告示第793号)

公布の日から施行し、改正後の告示の規定は、昭和54年4月1日から適用する。

前 文(抄) (昭和55年4月30日告示第727号)

昭和55年4月1日から適用する。

前 文(抄) (昭和60年4月23日告示第601号)

公布の日から施行し、改正後の告示の規定は、昭和60年4月1日から適用する。

前 文(抄) (昭和61年5月16日告示第734号)

公布の日から施行し、改正後の告示の規定は、昭和61年4月1日から適用する。

前 文(抄) (昭和63年4月26日告示第655号)

公布の日から施行し、改正後の告示の規定は、昭和63年4月1日から適用する。

前 文(抄) (平成元年4月4日告示第427号)

平成元年4月1日から適用する。

前 文(抄) (平成2年6月29日告示第792号)

公布の日から施行し、改正後の告示の規定は、平成2年4月1日から適用する。

前 文(抄) (平成3年7月2日告示第962号)

公布の日から施行し、改正後の告示の規定は、平成3年4月1日から適用する。

前 文(抄) (平成4年6月9日告示第834号)

公布の日から施行し、改正後の告示の規定は、平成4年4月1日から適用する。

前 文(抄) (平成4年7月3日告示第916号)

公布の日から施行し、改正後の告示の規定は、平成4年6月10日から適用する。

前 文(抄) (平成4年9月16日告示第1262号)

公布の日から施行する。

前 文(抄) (平成5年4月20日告示第619号)

公布の日から施行し、改正後の告示の規定は、平成5年4月1日から適用する。

前 文(抄) (平成8年6月7日告示第984号)

公布の日から施行する。

前 文(抄) (平成8年12月24日告示第1872号)

改正後の告示の規定は、平成8年7月3日以降に発生した災害について適用する。

前 文(抄) (平成10年4月1日告示第522号)

公布の日から施行し、改正後の告示の規定は、平成10年4月1日から適用する。

前 文(抄) (平成11年3月2日告示第321号)

公布の日から施行する。

前 文(抄) (平成12年5月12日告示第744号)

公布の日から施行し、改正後の告示の規定は、平成12年4月1日から適用する。

前 文(抄) (平成12年12月12日告示第1595号)

公布の日から施行し、改正後の告示の規定は、平成12年10月1日から適用する。

前 文(抄) (平成15年3月24日告示第642号)

公布の日から施行し、改正後の告示の規定は、平成15年4月1日から適用する。

前 文(抄) (平成17年5月2日告示第999号)

公布の日から施行する。

前 文(抄) (平成20年2月5日告示第167号)

公布の日から施行する。

前 文(抄) (平成20年9月26日告示第1273号)

公布の日から施行する。

前 文(抄) (平成27年3月24日告示第280号)

公布の日から施行する。

前 文(抄) (令和4年7月29日告示第782号)

公布の日から施行する。

前 文(抄) (令和5年3月22日告示第328号)

公布の日から施行する。

農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン

平成17年4月1日16経営第8870号農林水産省経営局長通知
改正平成18年3月30日17経営第6936号
平成18年5月1日18経営第528号
平成19年3月30日18経営第7830号
平成20年4月1日19経営第7574号
平成20年4月16日20経営第39号
平成20年5月7日20経営第608号
平成20年10月1日20経営第3734号
平成20年10月16日20経営第4073号
平成20年10月21日20経営第4266号
平成20年12月1日20経営第4930号
平成21年4月20日21経営第186号
平成21年5月29日21経営第994号
平成22年4月1日21経営第6885号
平成23年4月1日22経営第7268号
平成23年5月2日23経営第248号
平成23年11月21日23経営第2222号
平成24年4月6日23経営第3562号
平成24年5月11日24経営第367号
平成24年5月22日24経営第498号
平成24年8月13日24経営第1574号
平成25年4月1日24経営第3672号
平成25年8月26日25経営第1651号
平成25年10月15日25経営第2004号
平成26年2月27日25経営第3421号
平成26年4月1日25経営第3637号
平成27年4月1日26経営第3307号
平成28年4月1日27経営第2660号
平成28年4月1日27経営第3214号
平成29年3月31日28経営第3061号
平成30年3月30日29経営第3417号
平成31年3月29日30経営第3001号
令和2年3月30日元経営第3174号
令和3年3月29日2経営第3116号
令和4年3月31日3経営第3166号

目次

第1 趣旨

第2 近代化資金の貸付条件について

- 1 貸付対象者
- 2 融資機関
- 3 資金使途
- 4 貸付限度額
- 5 償還期限及び据置期間
- 6 貸付利率
- 7 融資率

第3 利子補給の措置等について

- 1 利子補給契約の締結
- 2 利子補給率
- 3 国の行う利子補給
- 4 その他

第4 留意事項

- 1 借入手続について
- 2 貸付けに関する手続のタイミング
- 3 補助金との関係
- 4 納付金
- 5 クイック融資
- 6 地方税法の特例
- 7 印紙税法の特例

第5 モニタリングの実施について

附 則

- 別紙1 ○○県（都道府）農業近代化資金利子補給規程例
 - 別紙2 利子補給契約書例
 - 別紙3 農業近代化資金利子補給承認申請書様式例
- (参考) (略)

第1 趣旨

本ガイドラインは、都道府県が利子補給措置を講ずる農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する農業近代化資金（以下「近代化資金」という。）について、都道府県の責任において、かつ自主的な判断の下での近代化資金制度の適正かつ円滑な運営を図るために、また、効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営への施策の集中を図る観点から、国が貸付条件等制度の運営に関する基準を明らかにするものである。

国は、都道府県が本ガイドラインを活かした運営を行うことを通じて、地域農業の担い手となる農業者の経営改善を図り、ひいては食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）の目指す効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目的とするものである。

第2 近代化資金の貸付条件について

地域農業の担い手となる農業者の自主性と創意工夫を活かした経営改善が着実に進むことを目指して、近代化資金の貸付条件は以下を基準とする。

1 貸付対象者

近代化資金の貸付対象者は、担い手への集中化・重点化を図り、地域農業の担い手を育成する観点から、次に掲げる者（以下「農業者等」という。）とする。

(1) 農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営む者であって次に掲げる者

ア 次に掲げる農業者（以下「認定農業者等」という。）

(ア) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項に規定する果樹園経営計画を含む。以下同じ。）の認定を受けた者（簿記記帳を行っている者（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる者を含む。）に限る。）

(イ) 前記(ア)の認定を受けた法人の構成員又は構成員になろうとする者（当該法人への出資金等を借り入れる場合に限る。）

イ 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。）

ウ 地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者（10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話し合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出し、かつ、生産の効率化等に取り組む旨の証明を受けたものに限る。以下「継続的農地利用者」という。）

エ 次に掲げる要件の全てを満たす農業者（農業の生産工程の一部又は全部を請け負う事業を行う者（以下「農業サービス事業者」という。）であって、次の(ア)、(イ)及び(エ)に掲げる要件を満たす者を含む。）

(ア) 農業所得が総所得の過半（法人にあつては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高の過半）を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上（法人にあつては1,000万円以上）であること。

(イ) 主として農業経営に従事すると認められる青壮年の家族農業従事者（法人にあつては、常時従事者（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項第2号ホに規定する常時従事者をいう。）である構成員）がいること。

(ウ) 個人の農業者であつて、60歳以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事（農業大学校に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事すると見込まれること。

(エ) 簿記記帳を行っていること。（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。）

オ 原則として5年以内に、アの(ア)となる計画を有する農業を営む法人（経営開始後決算を2期終えていないものに限る。以下「農業参入法人」という。）

カ アの(ア)、イ、ウ及びエの経営（家族農業経営に限る。）の経営主以外の農業者

(家族経営協定を締結しており、その中において①経営のうちの一部の部門について主宰権があり、かつ、②その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があることが明確になっていることを満たす農業者に限る。)

キ 次に掲げる農業者（以下「集落営農組織等」という。）

(ア) 農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない農業を営む任意団体であって、次の要件の全てを満たすもの（以下「集落営農組織」という。）

① 代表者、代表権の範囲その他次に定める事項について次に定める基準に従った規約を有していること

a. 事項

㊦ 団体の目的

㊧ 団体の意思決定の機関及びその決定の方法

㊨ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項

㊩ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収の方法

b. 基準

㊦ 代表者の選任の手続を明らかにしていること。

㊧ 農業経営の近代化に資する旨をその目的に含んでいること。

㊨ 団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

㊩ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかになっていること。

㊪ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。

② 一元的に経理を行っていること

③ 原則として5年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること

④ 農用地の利用の集積の目標を定めていること

⑤ 主たる従事者が目標農業所得額を定めていること

ただし、水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合には、法人に組織変更する旨の目標を有していることとし、農用地の利用の集積の目標を定めていることを要しないものとする。

(イ) 集落営農組織が法人化するときその構成員になろうとする者（当該者が当該集落営農組織の法人化に必要な出資金等を借り入れる場合に限る。）

ク 集落営農組織以外の法人格を有しない農業を営む任意団体のうち、アの(ア)及びイからカまでの者が全構成員の過半を占めるものであって、キの(ア)の①に定める事項及び基準に従った規約を有しているもの

(2) 農業協同組合であって、次に掲げる要件を全て満たすもの

ア 法令違反や不祥事がないこと。

イ 国及び都道府県の行政検査並びに会計監査人又は農業協同組合連合会（農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第19条に規定する組織変更後の農業協同組合連合会をいう。）による監査で重大な指摘を受けていないこと。

ウ 農業協同組合の改革を着実に実践し、担い手を中心とする組合員のメリットが拡大していると認められること。

エ 営農指導事業及び農産物販売事業の充実に重点を置いていると認められること。（これらの事業を行っていない農業協同組合については、この限りでない。）

オ 信用事業の自主ルールを尊重していること。（信用事業を行っていない農業協同組合については、この限りでない。）

カ 全体の収支又は信用事業及び共済事業以外の収支が赤字の場合は、施設・人員の整理等の赤字解消に向けた努力を積極的に行っていること。

キ 組合員のニーズを的確に把握し、それを着実に実行できる役員体制が確立していると認められること。

(3) 農業協同組合連合会であって、(2)のアからキまでに掲げる要件を全て満たすもの

(4) 農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が主たる構成員若し

くは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人であって次に掲げるもの

ア 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項第2号の事業を行うものを除く。）

イ 農業共済組合及び農業共済組合連合会

ウ 土地改良区及び土地改良区連合

エ たばこ耕作組合

オ 農産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業、農産物の貯蔵、運搬、販売その他の流通に関する事業、農業生産に必要な資材の製造の事業、農作業の受託の事業その他の農業の振興に関する事業（以下「農業振興事業」という。）を主たる事業として行う事業協同組合（農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）、事業協同小組合（農業者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）及び協同組合連合会（農業協同組合又は農業協同組合連合会がその連合会の議決権の過半数を有しているものに限る。）

カ 農住組合（農業者、農業協同組合及び農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）

キ 農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの（以下「農業振興一般社団法人等」という。）

なお、農業振興一般社団法人等のうち農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの以外のものに対する貸付けは、農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号。以下「令」という。）第2条の表の資金の種類欄に掲げる資金のうち、専ら農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用し、かつ、各種の農業施策の推進のために国又は地方公共団体が助成して行う事業又はこれと同種の事業に必要なものに限る。

ク 農業振興事業を主たる事業として営む株式会社及び持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）であつて、農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が、株式会社にあつては総株主の議決権（地方公共団体が有する議決権及び株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有しているもの、持分会社にあつては業務を執行する社員の過半を占めているもの

ケ 法人でない団体であつて、農業者がその主たる構成員となっており、かつ、代表者、代表権の範囲その他次に定める事項について次に定める基準に従った規約を有しているもの（(1)のキの(ア)及びクに該当するものを除く。）

(ア) 事項

- ① 団体の目的
- ② 団体の意思決定の機関及びその決定の方法
- ③ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項
- ④ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収の方法

(イ) 基準

- ① 代表者の選任の手続を明らかにしていること。
- ② 農業経営の近代化に資する旨をその目的に含んでいること。
- ③ 団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
- ④ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかにしていること。
- ⑤ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。

2 融資機関

近代化資金の融資機関は、次のとおりとする。

- (1) 農業協同組合法第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合
- (2) 農業協同組合法第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行う農業協同組合連合会
- (3) 農業協同組合法第10条第1項第10号の事業を行う農業協同組合連合会
- (4) 農林中央金庫
- (5) 銀行
- (6) 株式会社商工組合中央金庫
- (7) 信用金庫及び信用金庫連合会
- (8) 信用協同組合並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の9第1項第1号及び第2号の事業を併せ行う協同組合連合会

3 資金使途

近代化資金の使途は、農業経営の近代化を図るのに必要な次の資金とする。

- (1) 1の(1)に掲げる者に対する貸付け
 - ア 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地（農地法（昭和27年法律第229号）第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地は含まない。以下同じ。）又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）

なお、認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあつては復旧に必要な資金を除く。
 - イ 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金（認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあつては、果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の植栽又は育成に要する資金に限る。以下「果樹等植栽育成資金」という。）
 - ウ 乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金（以下「家畜購入育成資金」という。）
 - エ 事業費1,800万円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金（認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあつては復旧に必要な資金を除く。以下「小土地改良資金」という。）
 - オ 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する次の資金（ウ）から（オ）まで及び（キ）に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等及び集落営農組織等に限る、（カ）に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、農業サービス事業体及び集落営農組織等に限る、（ク）に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、継続的農地利用者、農業サービス事業体、農業参入法人及び集落営農組織等に限る。以下「長期運転資金」という。）
 - (ア) 農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。）について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金
 - (イ) 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金（認定農業者等及び集落営農組織以外の者に対する貸付けにあつては、農機具及び運搬用機具に限る。）
 - (ウ) 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金
 - (エ) 品種の転換を行うのに必要な資金
 - (オ) 農産物の需要を開拓するための新たな農産加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金

- (カ) 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金
 - (キ) 農業経営を法人化するため又は農業者が構成員として法人に参加するために必要な資金
 - (ク) (ア)から(キ)までに掲げるもののほか、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金
- カ アからオまでに掲げるもののほか、次に掲げる資金（以下「大臣特認資金」という。）

(ア) 農村における給排水施設の改良、造成又は取得に要する資金

この給排水施設とは、共同利用の水道施設又は下水道施設に接続する給排水施設、生活雑排水等による農業用水の水質汚濁が農業生産に影響を及ぼしているか又はそのおそれがあると都道府県知事が認めた地域内において設置する浄化槽及びこれらと一体的な排水管等の屋外施設及びこれと同時に一体的に整備される屋内施設（屋内排水管及びこれと直接接続するものに限る。）であつて、1の(1)に掲げる者が設置するものとする。

なお、給排水施設に係る近代化資金の利子補給承認に当たっては、農業集落排水施設整備事業等との整合性に配慮する必要がある。

(イ) 次の①又は②に掲げる要件に該当する場合に行う農業者が居住する住宅の改良、造成又は取得に要する資金

① 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条の過疎地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項の沖縄振興計画の対象地域内の農業者が次のいずれかの要件に該当する場合

㊦ 農業生産に伴って生ずる公害の防止のために移転するとき又は土地改良法（昭和24年法律第195号）に規定する事業の実施に伴い移転するとき。

㊧ その意欲と能力からみて、今後食料・農業・農村基本法において育成することとされている効率的かつ安定的な農業経営に発展し得る者として都道府県知事が認めた者が、新たに主たる事業として農業経営を営むためにその住宅を改良、造成又は取得するとき。

㊨ 自立経営を志向する農業後継者が婚姻のため又は特別の理由がある場合として都道府県知事が特に必要と認めた場合に新たにその住宅を取得又は造成（独自の居室を作るための改良を含む。）するとき。

㊩ 自立経営を志向する者が特別の理由がある場合として都道府県知事が特に必要と認めた場合にその住宅の改良（台所、食事場、浴室、洗面所、便所、し尿浄化装置及び自家用給排水施設であつて、都道府県知事が特に普及を図る必要があると認めるものの改良に限る。）をするとき。

② ①の対象地域内において認定新規就農者が、新たに主たる事業として農業経営を営むために行う場合

(ウ) 水田を利用した水産動物の養殖施設の改良、造成又は取得に要する資金

この水田を利用した水産動物の養殖施設とは、ふ化室、養魚池、餌料倉庫等内水面養殖事業に必要な施設とする。養魚池の造成に必要な資金の貸付けに当たっては、当該養魚池の面積のうち、水田から転換される部分が全体の面積のおおむね3分の2以上を占めている必要がある。

(2) 1の(2)から(4)までに掲げる者に対する貸付け

ア (1)のアからエまで及びカの(ウ)に掲げる資金

イ 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて次に掲げる施設の改良、造成又は取得に要する資金（以下「農村環境整備資金」という。）

診療施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、農村情報処理・通信施設（農事放送施設及び農業管理センターを含む。）、水道施設、下水道施設、託児施設、研修

施設、集会施設、ガス供給施設、融雪・除雪用施設、農作業管理休養施設、農業者等健康増進施設、地域休養施設、生活改善センター、生活安全保護施設、集落道、廃棄物処理施設又は地域交流施設

4 貸付限度額

近代化資金の貸付限度額は、次のとおりとする。

- (1) 1の(1)に掲げる者で次に掲げる農業者に対する貸付にあっては、2億円
 - ア 農業を営む農事組合法人、株式会社、持分会社その他農業者が組織する法人
 - イ アに掲げる者のほか、農業者で、都道府県知事はその者の農業経営の規模等を勘案し特に必要と認めて承認したもの
 - ウ 1の(1)のキの(ア)及びクに掲げる農業を営む任意団体
- (2) 1の(1)のオの農業参入法人に対する貸付にあっては、1億5,000万円
- (3) 1の(1)に掲げる者でアからエまで及び(2)以外のものに対する貸付にあっては、1,800万円
- (4) 1の(2)から(4)までに掲げる者に対する貸付にあっては、15億円（特別の理由がある場合において農林水産大臣が承認したときは、その承認した額）

5 償還期限及び据置期間

近代化資金の償還期限（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は、下表に示す年数の範囲内で、借入希望者の経営状況、融資対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を設定するものとする。

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第111条の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号）第3条第1項に規定する者であって、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者にあつては、下表の償還期限及び据置期間について、それぞれ3年間延長するものとする。（ただし、令和5年3月31日までの間に貸し付けられるものに限る。）

貸付対象者		認定農業者等		認定農業者等以外の農業者		認定新規就農者が認定計画（農業経営基盤強化促進法第14条の5第2項に規定する認定就農計画をいう。）に従って同法第14条の4第2項第3号の措置を行う場合		農業協同組合等	
		償還	据置	償還	据置	償還	据置	償還	据置
原則		15	7	15	3	17	5	15	3
例 外	果樹等植栽育成資金を含む場合	—	—	—	7	—	7	—	7
	農機具等のみの場合	7	2	7	2	10	—	10	2
	家畜購入育成資金のみの場合	7	2	7	2	10	—	7	2
	畜舎、果樹棚等を含む場合	—	—	—	—	—	—	20	—
	農村環境整備資金を含む場合	—	—	—	—	—	—	20	—

小土地改良資金を含む場合	-	-	-	-	18	-	-	-
--------------	---	---	---	---	----	---	---	---

(注)

- (1) 農機具等とは、農産物の生産、流通又は加工に必要な機械・機具をいう。
- (2) 畜舎、果樹棚等とは、農産物の生産、流通又は加工に必要な施設をいう。
- (3) 農業協同組合等とは、本ガイドライン第2の1の(2)から(4)までに掲げる者をいう。
- (4) 令第2条ただし書において、2以上の種類の資金を同時に貸し付ける場合におけるその貸付資金についての償還期限は、貸付資金の種類に係る同条の表の期限のうち最も長いものとされているが、この場合において(5)の元本均等償還によるときは、その償還期限は、加重平均により算出される数値の端数を切り上げた期限とすることができる。
- (5) 償還方法については、原則として各年元本均等償還とするが、契約上の分割償還期日は、借受者の便宜を図り生産物代金の受領期を選ぶことが望ましい。

6 貸付利率

近代化資金の貸付利率は、平成14年6月21日農林水産省告示第1182号（法第2条第3項第4号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）によるものとする。

7 融資率

- (1) 近代化資金の融資率は、資金の適正かつ効率的な運用を図る見地から都道府県知事が特に必要と認めた場合のほかは、当該資金に係る施設の改良、造成、復旧又は取得等に要する経費の額の100分の80以内とする。

なお、事業実施の結果、その事業費の額が利子補給承認申請書の添付書類に記載された金額を下回り、融資率が100分の80を超えることとなる場合において、必要止むを得ないと認められるときは100分の90以内とする。

- (2) 認定農業者等に係る融資率の特例

認定農業者等が農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画に即して農業経営の展開を図るのに必要な近代化資金を借り入れる場合等（第2の3の(1)のカの(ア)及び(イ)に掲げる資金を借り入れる場合を除く。）の融資率は、(1)にかかわらず、100分の100以内とする。

- (3) 集落営農組織等に係る融資率の特例

集落営農組織等が農業経営の展開を図るのに必要な近代化資金を借り入れる場合（第2の3の(1)のカの(ア)及び(イ)に掲げる資金を借り入れる場合を除く。）の融資率は、(1)にかかわらず、100分の100以内とする。

なお、この融資率の特例は、貸付額が、3,600万円に達するまでに限り、適用するものとする。

第3 利子補給の措置等について

1 利子補給契約の締結

融資機関との利子補給契約の締結に当たっては、以下に留意するものとする。

なお、参考までに、利子補給規程例、利子補給契約書例及び利子補給承認申請書様式を別紙1から別紙3までに掲げる。

- (1) 近代化資金に係る利子補給事業を行おうとする場合には、あらかじめ利子補給規程を定める。
- (2) 都道府県が当該規程に基づき融資機関との契約を締結するときは、都道府県及び融資機関の立場を相互に尊重し、かつ、それぞれの実情に応じた内容の契約を締結する。

2 利子補給率

- (1) 近代化資金を貸し付けた融資機関に対して行う利子補給の率は、金融市場における金利動向に応じて想定される融資機関の農業向け一般貸出金利（以下「基準金利」という。）と第2の6の貸付利率との差であり、基準金利については、農業協同組合等融資機関が近代化資金を円滑に融通し得るよう、農業協同組合等融資機関の調達コストや一般の金利動向を勘案して設定する必要がある。

- (2) 融資機関に対する利子補給率については、近代化資金が農業者に円滑に融通されるよう、(3)により国が連絡する基準金利を参考として適正な水準を設定する必要がある。
- (3) 基準金利については、従来どおり農林水産省が毎月、第2の6の貸付利率の見直しに合わせて見直し、都道府県に対して連絡する。

3 国の行う利子補給

法第3条の規定に基づき、国の利子補給を受けて農林中央金庫が行う近代化資金の貸付けは、原則として、借入者の業務区域が2県以上にまたがる農業を営む法人や全国段階の農業協同組合連合会の施設等、農業協同組合や信用農業協同組合連合会の貸付けにより難しい分野について、農林中央金庫がその貸付けを担当し、その資金需要に応じ、近代化資金の円滑な融通を図るためのものである。

したがって、都道府県内を業務区域とする農業者等に対しては、各都道府県が利子補給措置を講じ、その資金需要に的確に応じることとする。

4 その他

第2の6に規定する貸付利率を0%等まで引き下げるのに必要な額（ただし、貸付利率を2.0%引き下げるのに必要な額を限度とする。）を農業者等に対して行う助成については、担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2598号農林水産事務次官依命通知）、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知。）、東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）及び認定農業者等に対する経営支援緊急対策利子助成金交付事業実施要綱（平成20年10月16日付け20経営第4079号農林水産事務次官依命通知）に定めるところによる。

第4 留意事項

1 借入手続について

(1) 第2の1の(1)に掲げる者の借入手続

第2の1の(1)に掲げる者が近代化資金を借り入れる場合の借入申込手続については、農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）の定めるところに従い、借入者にとって最も適切な資金が迅速かつ的確に融通されるよう行う。

ただし、第2の3の(1)の(イ)及び(ロ)に掲げる資金を借り入れる場合については、次の(2)の規定による。

(2) 第2の1の(2)から(4)に掲げる者の借入手続

第2の1の(2)から(4)に掲げる者が近代化資金を借り入れる場合の借入申込手続については、農業経営改善関係資金基本要綱第3の規定にかかわらず、次のとおりとする。

ア 借入希望者は、借入申込書及び農業信用基金協会宛ての債務保証委託申込書（借入申込書を添付したもの）を融資機関に提出する。

イ 融資機関は、内容を審査の上、利子補給申請書を作成し、これに借入申込書（写し）を添付して、都道府県へ提出するとともに、債務保証委託申込書に意見書を添付し、農業信用基金協会へ送付する。

ウ 都道府県は、内容を審査の上、利子補給の承認の決定を行い、融資機関及び農業信用基金協会にその旨を通知する。

エ 農業信用基金協会は、融資機関から提出された書類に基づき、審査の上、保証を承諾することを決定したときは、その融資機関に承諾の通知書を交付するとともに、借入申込者にその旨を通知する。

また、農業信用基金協会は、借入申込者が保証の承諾を受けた資金を借り入れようとする時に提出する債務保証委託証書を受領したときは、直ちに債務保証書を融資機関に交付する。

オ 融資機関は、これらの決定に基づき、貸付けの承諾の決定を行い、これを実行したときは、その旨を都道府県及び農業信用基金協会に通知する。

ただし、アからオまでにおいて債務保証を要しない場合には、債務保証委託その他の債務保証に必要な手続を要しない。

カ エの農業信用基金協会が行う債務保証委託申込みに係る承諾の通知書及び債務保証書の交付については、書面をもってする交付に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって受信者において具体的内容が確実に記録されるものをいう。）により行うことができるものとする。

2 貸付けに関する手続のタイミング

近代化資金の貸付けに関する手続のタイミングについては、次の点に十分配慮するものとする。

- (1) 借入希望者は実際に資金を必要とする時期（農業者等が当該資金を使って農機具等を購入する時期をいう。以下同じ。）より極力早い時期に借入申込手続を開始することが望ましい。
- (2) 融資機関は、借入申込書に記載された資金必要年月を再確認すること等により、農業者等が実際に資金を必要とする時期に合わせて貸付けを行い、借受者が近代化資金を借り入れた後資金を滞留することのないよう周知徹底を図る。

3 補助金との関係

- (1) 国又は地方公共団体の補助金（交付金を含む。以下同じ。）の交付決定を受けた事業について、補助残事業費部分に充てるため近代化資金を融通することは差し支えない。この場合において、第2の7の融資率は、事業費の総額に対して適用することができる。
- (2) 近代化資金の借入れにより行った事業につき、国又は地方公共団体の補助金の交付決定を受け、近代化資金の借入額及び補助金の合計額が事業費の総額を超える場合は、償還期限にかかわらず、交付のあった後、これを遅滞なく、借入金債務の弁済に充てる必要がある。

4 納付金

法第6条の規定による政府の補助（農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号。以下「保証保険法」という。）附則第5条第1項の規定による同項の権利及び義務の承継に係る都道府県が保証保険法による改正前の農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）第3条第1項の規定により受けた政府の補助を含む。）を受けて都道府県が出資した農業信用基金協会が解散した場合又は当該協会が近代化資金に係る債務の保証の業務を廃止した場合は、法第7条の定めるところにより一定の金額を政府に納付することとなるが、その際の手続等については、将来具体的な必要を生じた際所要の法令上の措置を講ずることとしている。

5 クイック融資

都道府県においては、クイック融資（担い手が営農に伴い必要とする小口資金について、企業経営診断手法（スコアリング手法）を活用して無担保・無保証人での融資の可否を判断する仕組みをいう。以下同じ。）の際の利子補給の承認事務が適切に実施されるために、農業経営改善関係資金基本要綱第5の2の(4)及び(5)に規定する経営改善資金計画（以下「資金計画」という。）の認定に関して、次に掲げる措置が講じられるよう、別途定めておくことが望ましい。

- (1) 特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知。）第3の3の(1)により委任を受けた融資機関（以下「受任融資機関等」という。）は、都道府県に対して利子補給の承認申請を行えば、当該申請が承認される前であっても、クイック融資による貸付けを行うことができること。
- (2) 都道府県の利子補給が承認されない場合には、第2の6の貸付利率が変更されることがあることについて、受任融資機関等から、クイック融資による借入れを希望する

者に対し、説明が行われること。

- (3) 受任融資機関等により、クイック融資の貸付決定が行われたことは、当該決定が行われた営業日中に都道府県に対し通知されること。

6 地方税法の特例

農業協同組合等が、法第2条第3項に規定する近代化資金の貸付けを受けて共同利用に供する施設、家屋、機械等を取得した場合には、以下のとおり、地方税法の特例が適用される。

(1) 不動産取得税

農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、たばこ耕作組合又はたばこ耕作組合連合会が近代化資金の貸付けを受けて農業者の共同利用施設に供する保管、生産又は加工の用に供する家屋を取得した場合の当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、価格に当該施設の取得価格に対する当該貸付けを受けた額の割合（当該割合が2分の1を超える場合にあっては2分の1）を乗じて得た額を価格から控除することとされている。（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第11条第10項及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号）附則第7条第13項第1号）

(2) 固定資産税

農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業協同組合法第72条の10第1項第1号に規定する事業を行う農事組合法人に限る。（以下「農業協同組合等」という。））が近代化資金の貸付けを受けて共同利用に供する機械及び装置（1台又は1基の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。以下同じ。）が330万円以上のものに限り、農村環境整備施設に係るものであって総務省令で定めるものを除く。以下同じ。）を取得した場合の当該機械及び装置に対して課する固定資産税の課税標準は当該機械及び装置に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度間に限り当該機械及び装置の価格の2分の1の額とすることとされている。（地方税法附則第15条第40項、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）附則第11条及び地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第6条）

ただし、平成16年4月1日以後に取得された当該機械及び装置に対して課する平成17年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成16年3月31日以前に取得された当該機械及び装置に対して課する固定資産税については、その取得価額が290万円以上（平成14年3月31日以前に取得されたものにあつては260万円以上）のものに対し上記の課税標準の特例措置を適用することとされている。（地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第108号）附則第4条第4項）

(3) 事業所税

農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人が共同利用に供する施設のうち、生産の用に供するもの又は近代化資金の貸付けを受けて設置されるもので保管、加工若しくは流通の用に供するもの、農林水産業者の研修のための施設及び農林水産業に関する試験研究のための施設に係る事業所床面積及び従業員給与総額に対しては、事業所税を指定都市等は課することができないこととされている。（地方税法第701条の34第3項第12号、地方税法施行令第56条の28及び地方税法施行規則第24条の4）

7 印紙税法の特例

(1) 東日本大震災の被災者等に係るもの

第2の2に規定する融資機関が東日本大震災により被害を受けた者に対して行う近代化資金の貸付け（当該融資機関が行う他の近代化資金の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う近代化資金の貸付けに限る。）に係る印紙税法（昭和42年法律第23号）別表第1第1号の課税物件の物件名の欄3に掲げる消費貸借に関する契約書のうち、平成23年3月11日から令和8年3月31日までの間に作成されるものについては、印紙税を課さないこととされている。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第47条及び東日本大震災の被災者等

に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令第112号）第37条第1項第6号及び第2項第7号）

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響に係るもの

第2の2に規定する融資機関が新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた者に対して行う近代化資金の貸付け（当該融資機関が行う他の近代化資金の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う近代化資金の貸付けに限る。）に係る印紙税法（昭和42年法律第23号）別表第1第1号の課税物件の物件名の欄3に掲げる消費貸借に関する契約書のうち、令和5年3月31日までに作成されるものについては、印紙税を課さないこととされている。（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第11条、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和2年政令第160号）第8条）

第5 モニタリングの実施について

- 1 農林水産省は、税源移譲後における都道府県の近代化資金に係る利子補給事業の実施状況、予算措置状況、貸付実績等を把握するため、都道府県に対して定期的に報告を求めものとする。
- 2 農林水産省は、近代化資金を貸し付ける融資機関に対し、都道府県の利子補給の実施状況に関する意見等を求めるものとする。
- 3 農林水産省は、1及び2により求めた資料を基に、都道府県及び融資機関との近代化資金制度の運営についての意見交換を行い、また、必要に応じ、都道府県に対して農業者等の資金需要に的確に応える事業の実施のための要請を行うものとする。
- 4 モニタリングの具体的な実施方法は、その実施に際して、併せて別途定めて通知するものとする。

附 則 （改正平成18年3月30日17経営第6936号）

このガイドラインは、平成18年4月1日から施行する。

附 則 （平成22年4月1日21経営第6885号）

- 1 このガイドラインは、平成22年4月1日から施行する。
- 2 このガイドラインの施行前の利子補給の承認に係る農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則 （平成23年4月1日22経営第7268号）

- 1 このガイドラインは、平成23年4月1日から施行する。
- 2 このガイドラインの施行前の利子補給の承認に係る農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則 （平成23年5月2日23経営第248号）

- 1 このガイドラインは、平成23年5月2日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

附 則 （平成23年11月21日23経営第2222号）

この通知は、平成23年11月21日から施行する。

附 則 （平成24年4月6日23経営第3562号）

この通知は、平成24年4月6日から施行する。

附 則 （平成24年5月11日24経営第367号）

この通知は、平成24年5月11日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 （平成24年5月22日24経営第498号）

この通知は、平成24年5月22日から施行し、平成24年5月6日から適用する。

附 則 (平成24年8月13日24経営第1574号)
この通知は、平成24年8月13日から施行し、平成24年6月8日から適用する。

附 則 (平成25年4月1日24経営第3672号)
この通知は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年8月26日25経営第1651号)
この通知は、平成25年8月26日から施行し、平成25年6月8日から適用する。

附 則 (平成25年10月15日25経営第2004号)
この通知は、平成25年10月15日から施行し、平成25年9月15日から適用する。

附 則 (平成26年2月27日25経営第3421号)
この通知は、平成26年2月27日から施行し、平成25年11月11日から適用する。

附 則 (平成26年4月1日25経営第3637号)
1. この通知は、平成26年4月1日から施行する。
2. この通知の施行の日(以下「施行日」という。)前に利子補給承認が行われた農業近代化資金及び施行日前に農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(平成25年法律第102号。以下「改正法」という。)附則第8条第1項に規定する旧就農促進法第4条第1項の認定を受けた者(改正法附則第8条第3項に規定する施行日以後の認定を受けた者を含む。)に対して施行日以後に利子補給承認が行われる農業近代化資金についてのこの通知による改正後の農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドラインの規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年4月1日26経営第3307号)
この通知は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日27経営第2660号)
この通知は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日27経営第3214号)
この通知は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日28経営第3060号)
この通知は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日29経営第3417号)
この通知は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日30経営第3001号)
1. この通知は、平成31年4月1日から施行する。
2. この通知の施行前の利子補給の承認に係る農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年3月30日元経営第3174号)
この通知は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月29日2経営第3116号)
1. この通知は、令和3年4月1日から施行する。
2. この通知の施行の前日に、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第111条に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成

に関する法律の農林水産省関係の施行等に関する政令第3条第1項に規定する者に対して農業近代化資金の貸付けの決定が行われた場合のこの通知による改正後の第2の5の規定の適用については、なお従前の例による。

- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和4年3月31日3経営第3166号）
この通知は、令和4年4月1日から施行する。

別紙 1

〇〇県（都道府）農業近代化資金利子補給規程例

(利子補給)

第1条 県（都道府）は、農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する農業近代化資金（以下「近代化資金」という。）を貸し付ける法第2条第2項各号に掲げる融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、この規程の定めるところにより当該近代化資金に係る利子補給金を交付する。

(利子補給の対象となる近代化資金の種類及び利子補給率)

第2条 前条の利子補給の対象となる近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。

近代化資金の種類	利子補給率		
	法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、加工又は流通に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（4に掲げるものを除く）	年〇分〇厘〇毛	年〇分〇厘〇毛	年〇厘
2 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金	年〇分〇厘〇毛	年〇分〇厘〇毛	年〇厘
3 乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金	年〇分〇厘〇毛	年〇分〇厘〇毛	年〇厘
4 農林水産大臣の定める規模を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金	年〇分〇厘〇毛	年〇分〇厘〇毛	年〇厘
5 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金で農林水産大臣が指定するもの	年〇分〇厘〇毛	—	—
6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であって農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（農業協同組合等に貸し付けられるものに限る。）	—	年〇分〇厘〇毛	年〇厘
7 前各号に掲げるもののほか、農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金	年〇分〇厘〇毛	年〇分〇厘〇毛	年〇厘

(利子補給契約書)

第3条 第1条の利子補給についての契約は、知事が当該融資機関との間に締結する利子補給契約書によって行うものとする。

(利子補給金の額)

第4条 第1条の規定により交付する利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における近代化資金につき、第2条に規定する利子補給率毎に算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。）に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

(利子補給金の支払)

第5条 県（都道府）は、融資機関から利子補給の請求があった場合において、知事が適当であると認めたときは、当該請求書を受理した日の属する月の翌月中にこれを支払うものとする。

(利子補給金の打ち切り等)

第6条 県（都道府）は、県（都道府）の利子補給に係る資金を借り受けた者がその借入金を目的以外の目的に使用したときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切ることができるものとする。

2 県（都道府）は、融資機関の責に帰すべき事由により融資機関がこの規程又はこの規程に基づく契約の条項に違反したときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

(報告の徴収等)

第7条 融資機関は、知事が当該融資機関の行った第1条の利子補給に係る近代化資金の融資に関し報告を求めた場合又はその職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、令和 年 月 日から施行する。
- 2 この規定の施行の際、現に利子補給について県（都道府）知事の承認の行われている近代化資金については、なお従前の例による。

利子補給契約書例

〇〇県（以下「甲」という。）と、〇〇農業協同組合（以下「乙」という。）とは、乙が貸し付ける農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する農業近代化資金（以下「近代化資金」という。）につき、甲が乙に対し補給金を交付するについて、次の条項を契約する。

第1条 甲は、乙の融資に係る近代化資金につき、〇〇県農業近代化資金利子補給規程（以下「利子補給規程」という。）の定めるところにより乙に対し利子補給金を交付する。

第2条 乙の貸付けに関し、甲の行う利子補給は、乙の利子補給承認申請書に基づき、甲が利子補給承諾書を交付することによって行うものとする。

第3条 乙は、前条の利子補給承諾書の交付を受けたときは、その日から〇月以内に貸付けを行わなければならない。ただし、甲の利子補給に係る資金を借り受けようとする者の事情により乙が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第4条 乙の貸付けの弁済期限等の変更に基づく甲の利子補給の変更は、乙の利子補給変更承認申請書に基づき、甲が利子補給変更承諾書を交付することによって行うものとする。

第5条 乙は、第3条の規定による貸付けを行ったとき、又は前条の規定により甲の利子補給に係る貸付けの弁済期限等を変更したときは、遅滞なく、その旨を甲に対し報告するものとする。

第6条 甲が乙に対して交付する利子補給金の額は、利子補給規程第4条に規定する方式により算出した額とする。

第7条 乙は、甲に対し利子補給金を請求するときは、利子補給規程第4条に規定する1月1日から6月30日までの期間に係る利子補給金についてはその年の7月中に、7月1日から12月31日の期間に係る利子補給金についてはその翌年の1月中に、利子補給金請求書により行うものとする。

第8条 甲は、乙から前条の請求書を受領したときは、その日の属する月の翌月中にこれを支払うものとする。

2 甲が前項の支払を遅延したときは、支払期限の翌日から支払をする日までの期間の日数に応じ、年〇パーセントの割合をもって計算した遅延損害金を乙に支払うものとする。

3 前項の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

第9条 乙は、甲の利子補給に係る貸付債権の回収状況に関し、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間ごとにつき、第7条に規定する利子補給金請求書に添付して甲に対し報告するものとする。

第10条 乙は、常に甲の利子補給に係る貸付債権の保全に必要な注意を払わなければならない。

第11条 甲は、甲の利子補給に係る資金を借り受けた者がその借入金を目的以外の目的に使用したときは、乙に対する利子補給金を打ち切ることができる。

2 甲は、乙の責に帰すべき事由により乙が利子補給規程又はこの契約の条項に違反したときは、乙に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

第12条 乙は、甲の利子補給に係る資金の融資に関し甲が報告を求めた場合又は甲の職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

第13条 この契約の内容に変更を加えようとするときは、その都度甲乙両者の協議により定めるものとする。

第14条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙両者の協議により定めるものとする。

第15条 この契約書は、2通作成し、甲及び乙において各1通を保有するものとする。

年 月 日

〇 〇 県 知 事 氏 名

〇〇農業協同組合長理事 氏 名

利子補給承認申請書様式例

農業近代化資金利子補給承認申請書 ○○県（都道府）知事殿 年 月 日							○○県（都道府）受理 第 号 年 月 日				
住所 申請者 ○○農業協同組合 代表者 組合長理事 ○○○○							下記の農業近代化資金の貸付について、利子補給を受けたいので申請します。				
貸付けの相手方	貸付 予定額	資金使途	貸付予定時期	貸付利率	利子 補給率	据置 期間	償還 期間	債務保証委託		備考	○○県（都 道府）の決定
								有	無		
			令和 年 月 日 年 月 日	分 厘	分 厘						

注 (1) 債務保証委託は、○○県（都道府）農業信用基金協会に対するもの。
 (2) 農業近代化資金借入申込書の写を添付すること。